

2023年10月版

# ご契約のしおり 定款・約款

5年ごと配当付終身医療保険(解約返戻金抑制型) [Ⅱ型]

## 認知症ケア

短期入院も、日帰り手術も、放射線治療も、安心の一時金

一時金給付型

終身医療保険

# はじめに

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。

内容を十分にご確認のうえ、

ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

また、ご契約後は、後ほどお送りする保険証券とともに

大切に保管してください。

## 冊子の構成

この冊子は次の部分で構成されています。

### ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項を  
わかりやすく説明しています。

→ 5  
ページ

### 定 款

当社の組織や事業運営の  
基本となる規則などを定めています。

※最新の定款の全文については当社ホームページ（裏表紙参照）から閲覧いただけます。

→ 76  
ページ

### 約款・特約条項

ご契約の内容を記載した、  
約款および特約条項を掲載しています。

→ 79  
ページ

# ご契約のしおり 定款・約款

|           |   |    |
|-----------|---|----|
| ご契約のしおり   | 目的別もくじ  | 6  |
| ご契約にあたって  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1 ご契約にあたって</li> <li>1 保険契約の締結と生命保険募集人 8</li> <li>2 ご契約手続きにおけるお申込みと告知 8</li> <li>3 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度） 9</li> <li>4 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ 10</li> </ul>   |    |
| 保険の特徴と仕組み | ◆ 2 保険の特徴と仕組み   | 11 |
| 告知と保障の開始  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 3 健康状態や職業などの告知 15</li> <li>◆ 4 保障の開始 17</li> </ul>   |    |
| 給付金のお支払い  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 5 給付金などのお支払い 20</li> <li>◆ 6 給付金などをお支払いできない場合 37</li> <li>◆ 7 給付金などの請求手続き 41</li> <li>◆ 8 給付金などのお支払期限 43</li> <li>◆ 9 保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度） 44</li> <li>◆ 10 代理請求特約（被保険者請求サポート制度） 47</li> </ul>   |    |
| 保険料のお払込み  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 11 保険料の払込回数など 50</li> <li>◆ 12 保険料の払込経路 52</li> <li>◆ 13 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除、失効、失効取消） 53</li> <li>◆ 14 未払込保険料がある場合の給付金などのお取扱い 55</li> <li>◆ 15 保険料払込免除 56</li> </ul>   |    |
| ご契約後のお取扱い | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 16 配当金 58</li> <li>◆ 17 解約と返戻金 59</li> <li>◆ 18 被保険者が死亡した場合のお取扱い 60</li> <li>◆ 19 死亡時支払金受取人の変更 61</li> <li>◆ 20 ご契約者・住所などの変更に伴う手続き 63</li> <li>◆ 21 給付金の受取人による保険契約の継続 64</li> <li>◆ 22 被保険者によるご契約者への解約の請求 65</li> <li>◆ 23 生命保険と税金 66</li> </ul> |    |



|              |   |     |
|--------------|---|-----|
| 生命保険に関するお知らせ | ◆24 生命保険に関するお知らせ                              |     |
|              | 1 個人情報等の取扱い                                   | 69  |
|              | 2 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い                   | 69  |
|              | 3 税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ                      | 70  |
|              | 4 「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用 | 71  |
|              | 5 保険金額などが削減される場合                              | 72  |
|              | 6 生命保険契約者保護機構                                 | 73  |
| 手続きに必要な書類一覧  |   | 75  |
| 定款・当社の運営     |   | 76  |
| 約款・特約条項      | (次ページをご覧ください)                                 |     |
| <参考>         |   |     |
| 保険のことば       |   | 166 |

ご契約の保障内容は以下のページをご覧ください

- 商品の特徴や特約ごとの「お支払いする場合」などの詳細については、「約款」「特約条項」をお読みください。「約款」「特約条項」では、ご契約者と当社との間の取り決めの内容を記載しています。
- 「ご契約のしおり」のページでは、給付金のお支払いなどの概要をわかりやすく説明しています。説明にあたっては、各特約名称の【終身医療用】などを省略しています。
- 付加された特約については、「保険設計書（契約概要）」「保険証券」をご確認ください。（この冊子には今回付加されない特約も含めて掲載しています）
- 付加できる特約の種類や取扱範囲などは、付加する際の当社の取扱いによります。

「約款」「特約条項」参照ページ  
 「ご契約のしおり」参照ページ

| 約 款 | 5年ごと配当付終身医療保険(解約返戻金抑制型)【Ⅱ型】普通保険約款                           | 80  | 20 |
|-----|---|-----|----|
| 特 約 | 付加された特約の□にチェックを入れてお使いください                                   |     |    |
|     | <input type="checkbox"/> 先進医療保障特約（無解約返戻金型）【終身医療用】 特約条項      | 110 | 28 |
|     | <input type="checkbox"/> 認知症終身保障特約（解約返戻金抑制型）【終身医療用】 特約条項    | 118 | 31 |
|     | <input type="checkbox"/> 軽度認知障害終身保障特約（解約返戻金抑制型）【終身医療用】 特約条項 | 128 | 35 |
|     | <input type="checkbox"/> 保険契約者代理特約条項                        | 138 | 44 |
|     | <input type="checkbox"/> 代理請求特約【終身医療用】 特約条項                 | 141 | 47 |
|     | <input type="checkbox"/> 更新特約【終身医療用】 特約条項                   | 144 | 13 |
|     | <input type="checkbox"/> 特別条件特約【終身医療用】 特約条項                 | 146 | —  |
|     | <input type="checkbox"/> 保険料口座振替特約条項                        | 151 | 52 |
|     | <input type="checkbox"/> 集団扱特約条項（A）                         | 156 | 52 |
|     | <input type="checkbox"/> 集団扱特約条項（B）                         | 160 | 52 |

# ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項を  
わかりやすく説明しています。

こんなときは → 以下のページをご覧ください。

ご契約にあたって

保険の仕組みや  
保障内容を  
知りたい



- 2 保険の特徴と仕組み 11 ページ
- 5 給付金などのお支払い 20 ページ

お申込みを  
撤回したい



- 3 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度) 9 ページ

告知について  
知りたい



- 3 健康状態や職業などの告知 15 ページ

保障が始まる時を  
知りたい



- 4 保障の開始 17 ページ

保険料のお支払い

保険料の払込方法を変えたい



- 11 保険料の払込回数など 50 ページ
- 12 保険料の払込経路 52 ページ

失効した契約を  
有効に戻したい



- 13 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い (解除、失効、失効取消) 53 ページ

保険料の払込みが免除される  
場合について  
知りたい



- 15 保険料払込免除 56 ページ

専門用語の意味については、「保険のことば」(166ページ)をご確認ください。

給付金のお支払い

給付金が支払われる  
場合について  
知りたい



➔ 5 給付金などのお支払い

20  
ページ

給付金が支払われない  
場合について  
知りたい



➔ 6 給付金などをお支払い  
できない場合

37  
ページ

給付金の請求手続きについて  
知りたい



➔ 7 給付金などの請求手続き

41  
ページ

本人が手続きできない  
場合について  
知りたい



➔ 9 保険契約者代理特約  
(契約者手続サポート制度)

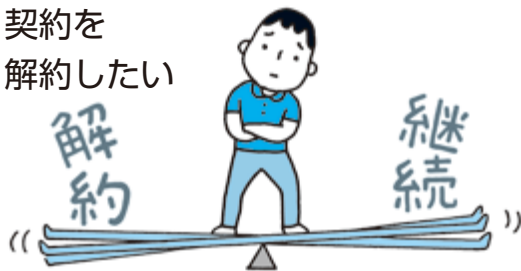
44  
ページ

➔ 10 代理請求特約  
(被保険者請求サポート制度)

47  
ページ

ご契約後のお取扱い

契約を  
解約したい



➔ 17 解約と返戻金

59  
ページ

受取人変更、改姓、住所変更に  
伴う手続きを  
知りたい



➔ 19 死亡時支払金受取人の変更

61  
ページ

➔ 20 ご契約者・住所などの  
変更に伴う手続き

63  
ページ

保険料や給付金の  
税金について  
知りたい



➔ 23 生命保険と税金

66  
ページ

# 1 ご契約にあたって

## 1 保険契約の締結と生命保険募集人

保険契約は、当社が承諾したときに成立します。

- 当社の生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

### 当社の承諾が必要な手続き

- ◆特約の中途付加 など

#### 媒介

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、  
保険契約締結の「媒介」を行ないません。

#### 代理

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、  
保険契約締結の「代理」は行ないません。

## 2 ご契約手続きにおけるお申し込みと告知

- お申し込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、当社がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。

- ・お申込みの際の住所は保険証券をお送りする際のあて名書きになりますので、所番地・アパート名・棟番号・号室等まで詳しくお知らせください。
- ・告知の詳細については、③ **健康状態や職業などの告知**をご覧ください。
- ・ご契約をお引受けしますと、保険証券などをお送りします。

- ◆保険証券とお申込みの内容が違っている場合や、お申込みの際の告知に追加、訂正がある場合には、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）へご連絡ください。



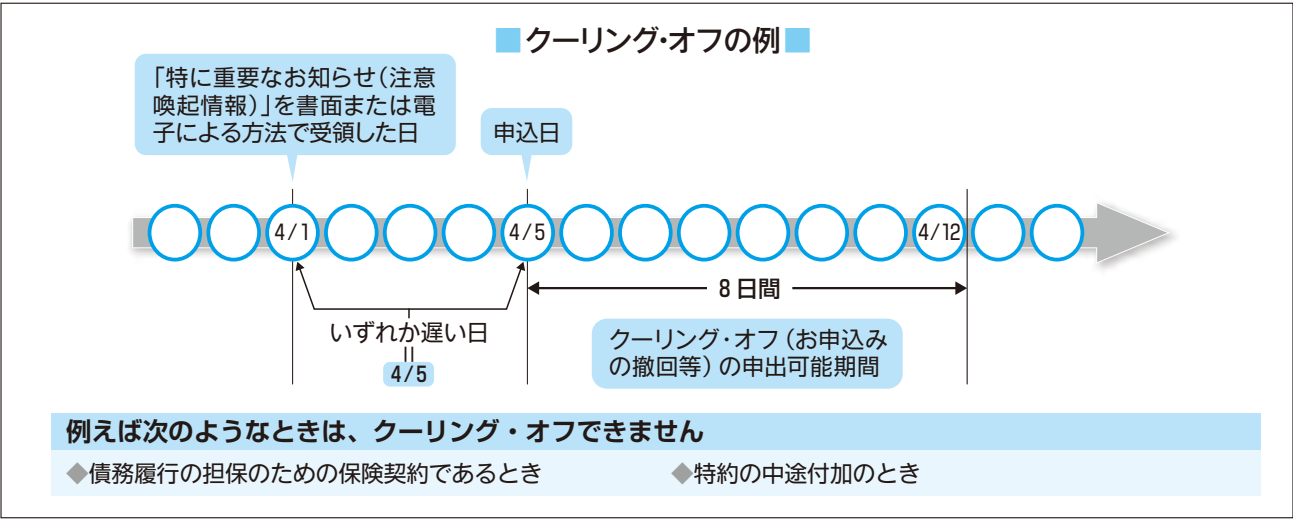
### 3 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。

●ご契約の申込日または「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」を書面または電子\*1による方法で受領した日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録\*2により保険契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

- \*1 PDFファイルのダウンロードなど
- \*2 主たる窓口として、当社ホームページの専用申出フォーム (<https://www.meijiyasuda.co.jp/cooling-off/index>) を設置しています

- お払込みいただいた金額をお返すするまでには、お申込み内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。
- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。



#### 郵送によるお申出方法

- ◆ 郵送によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、当社の支社または本社あて上記期限内に発信してください。
- ◆ 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号（お申込み内容と同一）・保険種類・申込日および毎回の保険料などを記載してください。
- ◆ 書面は、個人情報保護のため、封書によるお申し出をおすすめします。

#### ■ お申込みの撤回等の書面記入例 ■

切手を貼ってください。

切手

〒0000-0000

明治安田生命保険相互会社  
支社  
宛

明治安田生命保険相互会社 行

私は○年○月○日に申し込んだ下記契約の申込みを撤回します。

申込者（契約者） ○○○○○○  
 保険種類 ○○○○○○  
 毎回の保険料 ○○○,○○○円

住所 ○○県○○市○○町○-○-○  
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○○  
 氏名 ○○○○○○  
 （ご契約者が自署してください）

申込内容控えから転記してください。

当社の支社または本社をご記入ください。  
支社は当社ホームページまたは当社コミュニケーションセンターにてご確認ください。

## 4 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

●現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たにご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たにご契約の保険金などの「お支払いする場合」が異なるために、**現在のご契約の保障内容が新たにご契約では保障されないことがあります。**

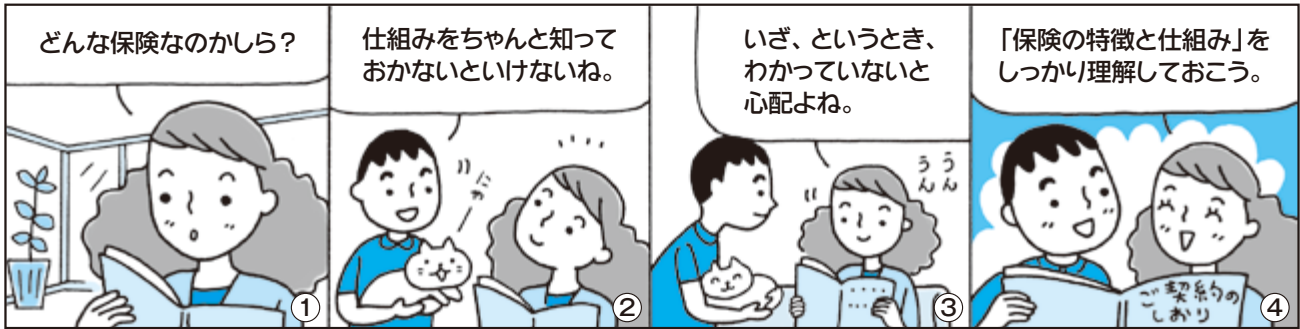
### ご注意



新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けできない場合があります。



## 2 保険の特徴と仕組み



「一時金給付型終身医療保険」は、病気・ケガによる入院や手術、放射線治療に対する保障を一生にわたって準備できる保険です。

「認知症ケア」は、主契約に認知症終身保障特約を付加することで、病気・ケガによる入院や手術、放射線治療に加え、器質性認知症などに対する保障も準備できる保険です。

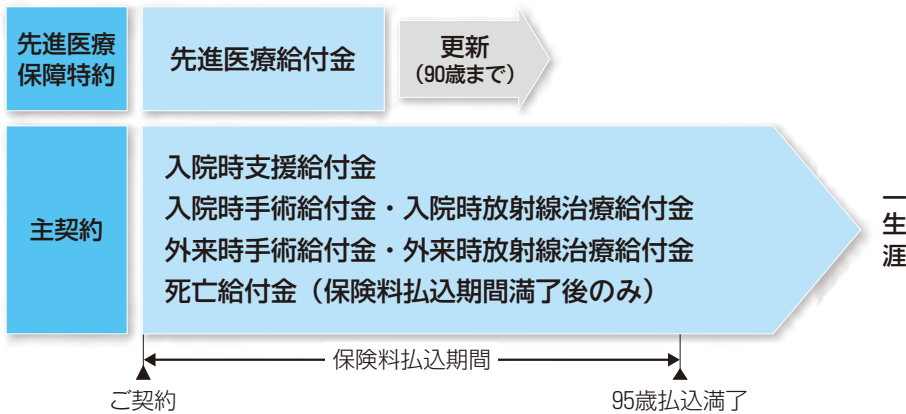
### 保険の特徴

- 入院1回につき、入院日数が所定の日数<sup>①</sup>に達するごとに入院時支援給付金をお支払いします（1回の入院で最大5回入院時支援給付金をお支払いします）。
- 特約を付加することで、器質性認知症や軽度認知障害（MCI）、先進医療による療養に対する保障を備えることもできます。

①所定の日数は、1日・30日・60日・90日・120日となります。

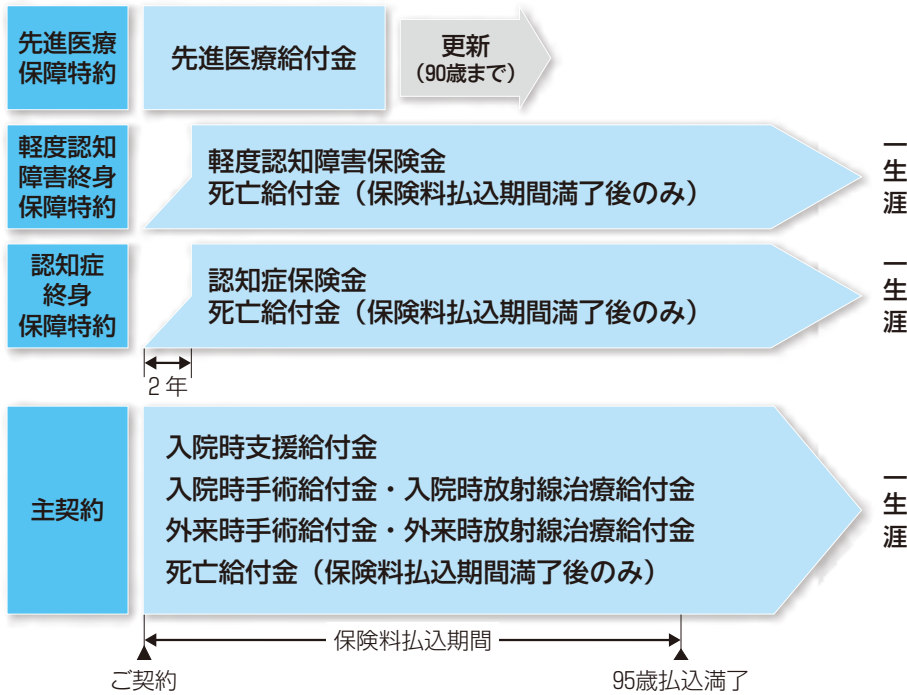
### 保険の仕組み

■ご契約例「一時金給付型終身医療保険」の場合■  
(先進医療保障特約を付加した場合)



■ご契約例「認知症ケア」の場合■

(認知症終身保障特約、軽度認知障害終身保障特約、先進医療保障特約を付加した場合)



ご注意



- 保険料払込期間中は、死亡給付金および解約時などの返戻金はありません。
- 「当社が自動的に保険料を貸し付ける制度」、「ご契約者に対する貸付」、延長定期保険や払済保険への変更のお取り扱いはありません。
- 転換制度はご利用できません。



- 主契約、認知症終身保障特約、軽度認知障害終身保障特約は、保険料払込期間中の返戻金をなくすこと、および、保険料払込期間満了後の返戻金の額を死亡給付金額までに抑制することにより、その分保険料を低めに設定しています。
- 先進医療保障特約は、返戻金をなくすことにより、その分保険料を低めに設定しています。

## 特約の内容

●主な特約の内容は以下のとおりです。

(付加できる特約の種類や取扱範囲などは、付加する際の当社の取扱いによります)

| 特約名                                   | 主な内容   |
|---------------------------------------|--|
| 先進医療保障特約 <sup>②</sup>                 | 先進医療による療養に備えます。  |
| 認知症終身保障特約 <sup>②③</sup>               | 所定の器質性認知症に備えます <sup>④</sup> 。  |
| 軽度認知障害終身保障特約 <sup>②③④</sup>           | 所定の器質性認知症および所定の軽度認知障害に備えます <sup>⑤</sup> 。  |
| 保険契約者代理特約<br>(契約者サポート制度)              | ご契約者が行なうことのできる所定の手続きについて、ご契約者本人が手続きを行なうことができない特別な事情がある場合に、保険契約者代理人がご契約者に代わって所定の手続きを行なうことができます。 |
| 代理請求特約 <sup>⑥</sup><br>(被保険者請求サポート制度) | 被保険者がお受取りになる給付金などについて、被保険者本人が請求できない特別な事情がある場合に、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。                    |

## 特約の更新

●先進医療保障特約の保険期間が満了する際に、所定の条件を満たす場合には、診査や告知なしで、その特約の保障を継続することができます。

●更新時に当社が特約の付加を取り扱っていない場合<sup>⑦</sup>は、更新ができません。

●更新にあたっては、事前にご案内をします。更新をご希望されない場合は、特約の保険期間満了日2ヵ月前までに、お申し出ください。

### ご注意



先進医療保障特約の更新限度は、被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

お支払いする場合などについてはしおりの該当ページをご覧ください。

[→参照](#) [⑤](#) 給付金などのお支払い (20ページ)

②中途付加できません。

③この特約の保険期間は終身です。

④認知症終身保障特約を付加した場合のみ軽度認知障害終身保障特約を付加することができます。

⑤認知症終身保障特約を付加した場合、お申し込み時に必ず付加していただきます。

⑥保険料払込期間満了後の死亡の備え(死亡給付金)もあります。

⑦この場合、その特約にかえて当社の定める他の特約を付加することができます。

## 更新後の特約の取扱い

●更新後の先進医療保障特約の取扱いは、次の表のとおりです。

| 更新後の特約について        | 留意事項   |
|-------------------|--|
| 保険期間              | <ul style="list-style-type: none"> <li>更新後の特約の保険期間は原則として10年（保険期間を10年とした場合に、更新後の保険期間満了日が更新限度を超えることになるときは、更新限度まで）とします。</li> </ul>  |
| 保険料               | <ul style="list-style-type: none"> <li>更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。<br/><b>通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。</b></li> <li>更新前の特約保険料のお払込みが免除されている場合、更新後も保険料払込免除は継続されます。</li> </ul> |
| 給付金の支払いの限度        | <ul style="list-style-type: none"> <li>更新前の特約と更新後の特約で支払われた給付金額を通算します。</li> </ul>   |
| 特約条項              | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>更新日時点の特約条項を適用します。</b></li> </ul>   |
| 特別条件 <sup>⑧</sup> | <ul style="list-style-type: none"> <li>更新前の特約に特別条件が適用されている場合、更新後の特約に適用される特別条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。</li> </ul>   |

→参照

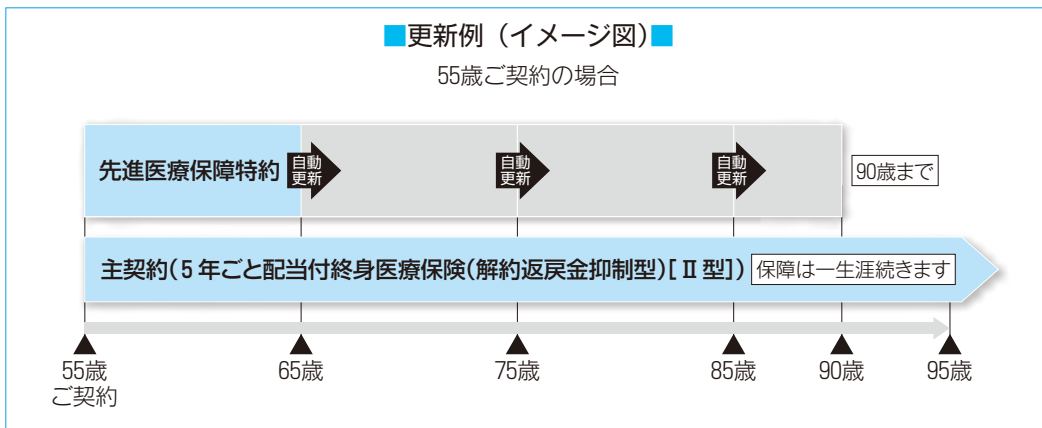
⑮ 保険料払込免除  
(56 ページ)

⑧ 特別条件

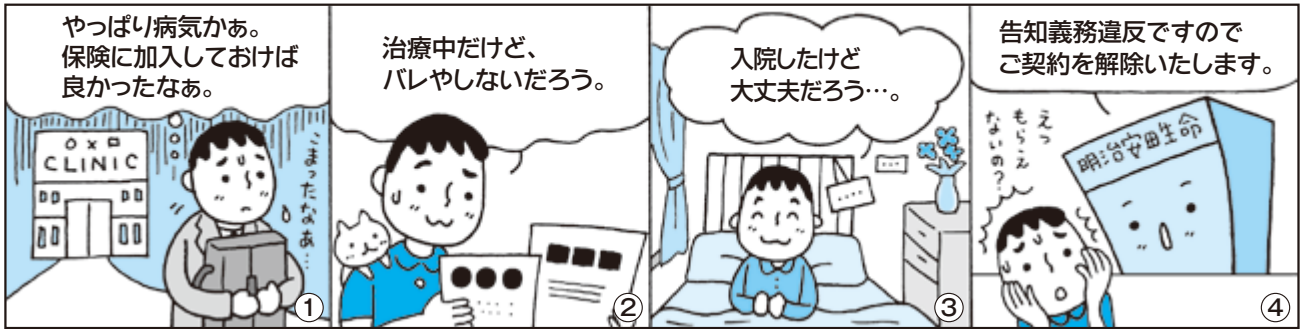
→参照 ④ 健康状態  
や職業などの告知  
(15 ページ)

## ■更新例（イメージ図）■

55歳ご契約の場合



## 3 健康状態や職業などの告知



### 告知の義務

ご契約者や被保険者には健康状態や職業などについて告知をしていただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。従って、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。

### ご注意



- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認当事者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認<sup>①</sup>させていただく場合があります。

<sup>①</sup>確認に際して、事前のご連絡なしに訪問させていただく場合があります。

### ■傷病歴等がある方への引受対応（特別条件付引受制度）■

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの健康状態に応じてご契約のお引受けの判断を行っております。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや「特定部位不担保」、「特定障害状態不担保」の特別な条件を付けてお引受けすることもあります）。
- なお、傷病歴等がある方には、後日、追加で告知を求める場合があります。



## 告知の内容

告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約または特約が解除されたり、または取り消しとなって、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除ができないことがあります。

●告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内\*1であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除\*2することがあります。

\*1 責任開始日から2年を経過していても、給付金などをお支払いする事由または保険料のお払込みを免除する事由が、解除の原因となる事実に基づいて、2年以内に生じていた場合②には、ご契約または特約を解除することがあります。

\*2 ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません（ただし、「給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります）。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

●上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除ができないことがあります。

- ・例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険のきわめて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除ができないことがあります。
- ・この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

●告知にあたり、生命保険募集人④（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

「現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・「現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約への加入ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取り消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。



生命保険にご加入される時は、正しい告知をしてください。

## →参照

⑥ 給付金などをお支払いできない場合  
(37 ページ)

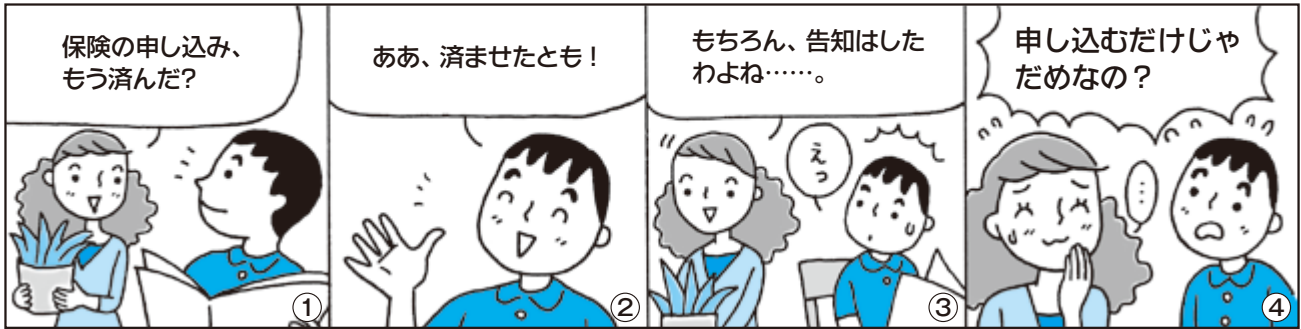
② 責任開始前に原因が生じていたことにより、給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除ができない場合を含みます。

③ 約款・特約条項に定める「保険媒介者」に当たります。

## →参照

④ ご契約にあたって  
[4] 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ  
(10 ページ)

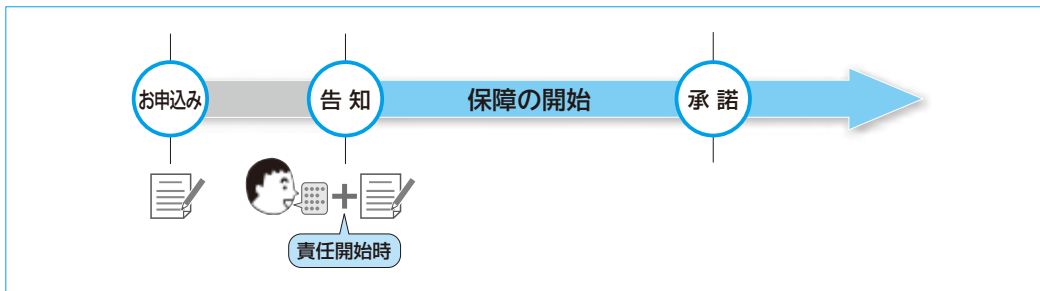
## 4 保障の開始



### 保障の開始

お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

- 申し込まれたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。



### 第1回保険料のお払込み

- 第1回保険料のお払込みは以下のとおりとなります。
  - ・口座振替扱いの場合、「口座振替により払い込む方法」または「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」のいずれかによって払い込んでください。
  - ・その他の払込経路の場合、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」によって払い込んでください。
  - ・「口座振替により払い込む方法」および「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」をご利用できない場合は、「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」によって払い込んでください。
- 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」の場合<sup>①</sup>、当社は、第1回保険料相当額が払い込まれた<sup>②</sup>のちに、お申込みを承諾します。

#### →参照

◆保険料の払込経路  
(52 ページ)

①「口座振替により払い込む方法」を選択してお申込みをされた後に、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」に変更した場合を含みます。

②当社所定のカードリーダー（端末機）で決済処理が完了したときを、第1回保険料相当額が払い込まれた時とします。

## 第1回保険料のお払込みに関する留意事項

1. 「口座振替により払い込む方法」の場合
  - 当社が定める日までにご契約が成立しないときは、第1回保険料を払込期月の振替日に指定口座から振替できないため、第1回保険料相当額を「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」に変更していただくようご案内をさせていただきます。
  - ただし、この変更を希望されない旨のお申し出があった場合には、改めてお申込みと告知をし直していただく必要があります（保障が開始される時期は当初より遅れることとなります）。
2. 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」の場合
  - ご契約のお申込みにあたっては、第1回保険料相当額をお払い込みいただく必要があります。第1回保険料相当額のお払込みがない場合、当社にご契約のお申込みを承諾しません。なお、当社にご契約のお申込みを承諾する前に給付金などをお支払いする場合に該当しても、お申込みを承諾して給付金などから第1回保険料を差し引いてお支払いするといったお取扱いはいたしません。
  - 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」は、第1回保険料相当額が、当社が指定する金額、または金融機関もしくはお客さまが設定しているキャッシュカードの上限金額を超える場合は、ご利用いただけません。



### ●特別条件特約が付加された場合の取扱い

特別条件特約が付加された場合は、特別条件付加承諾書が提出されたときに、責任開始時にさかのぼってご契約上の保障が開始されます。





## 5 給付金などのお支払い

### 主契約（5年ごと配当付終身医療保険(解約返戻金抑制型)[Ⅱ型]）

5年ごと配当付終身医療保険  
(解約返戻金抑制型)[Ⅱ型]普通  
保険約款

#### お支払いする場合

「給付金などをお支払いできない場合(37ページ)」もお読みください。

入院をしたときに、入院時支援給付金をお支払いします。

入院中に手術・放射線治療を受けたときに、入院時手術給付金・入院時放射線治療給付金をそれぞれお支払いします。

入院を伴わない手術・放射線治療を受けたときに、外来時手術給付金・外来時放射線治療給付金をそれぞれお支払いします。

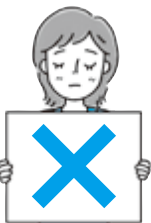
保険料払込期間満了後に死亡したときに、死亡給付金をお支払いします。

#### 入院時支援給付金

|              | お支払いする場合  | お支払い額                             | 受取人  |
|--------------|---|-----------------------------------|------|
| 入院時<br>支援給付金 | 被保険者が入院をし、入院日数 <sup>①</sup> が所定の日数（1日・30日・60日・90日・120日）に達したとき | 1回の入院につき、入院日数が所定の日数に達するごとに、基準給付金額 | 被保険者 |

#### ●お支払いの対象となる「入院」

お支払いの対象となる「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療（柔道整復師による施術を含みます）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所<sup>②</sup>に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



以下はお支払いの対象となる入院には該当しません。

- 美容上の処置のための入院
- 病気を直接の原因としない不妊手術のための入院
- 正常な分娩（自然頭位分娩など）のための入院
- 治療を伴わない人間ドック検査のための入院
- 自宅での治療または通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合
- 外泊や外出を繰り返し、治療に専念しない場合

●入院時支援給付金の「お支払いする場合」に該当する入院を2回以上した場合、「最初の入院(※)」の退院日の翌日から30日以内に開始した入院は、**入院の原因にかかわらず**1回の入院とみなし、各入院の入院日数を合算します。

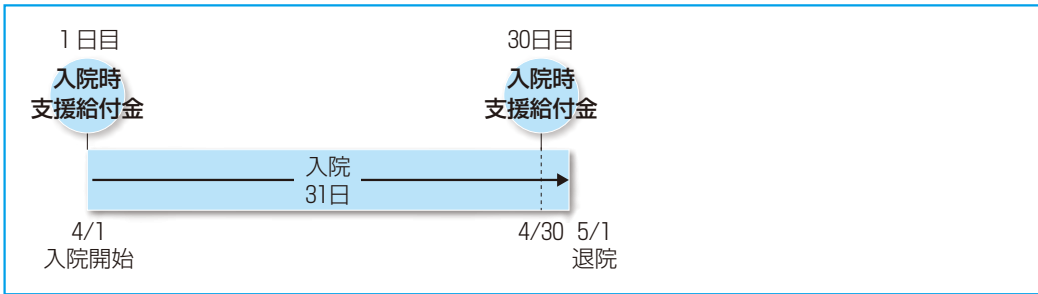
(※)「最初の入院」の退院日の翌日から30日経過後に開始した入院のうち、最も早い入院を、また新たな「最初の入院」とみなします。

①入院日数<sup>こよみ</sup>／暦のうえでの日を単位として数え、入院開始日から通算します。例えば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

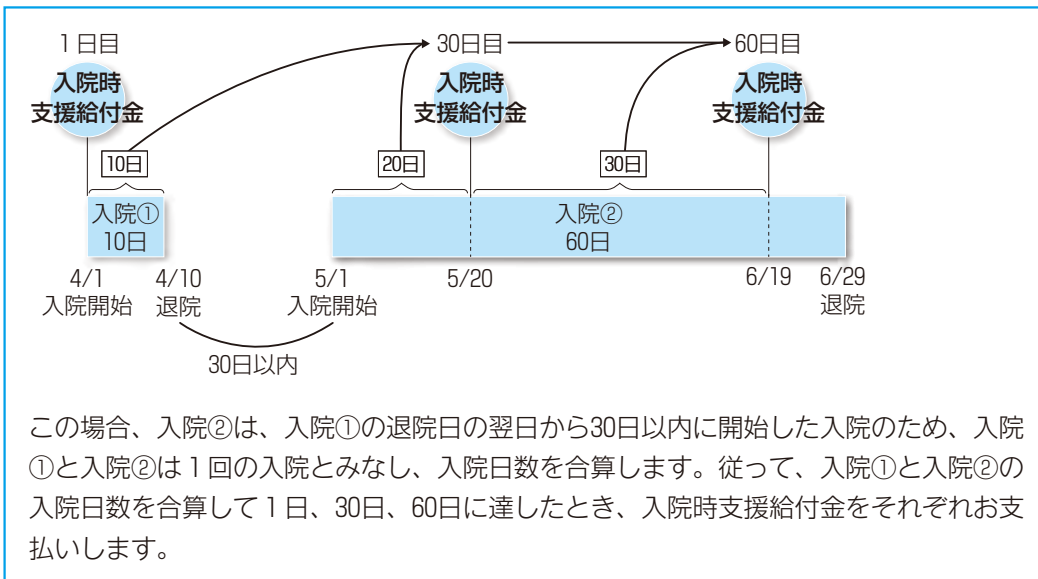
②病院または診療所  
／次のいずれかに該当したものとします。  
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます）  
(2) 上記(1)と同等の日本国外にある医療施設

## 【入院時支援給付金のお支払い例】

## 事例1 1回の入院で31日入院した場合

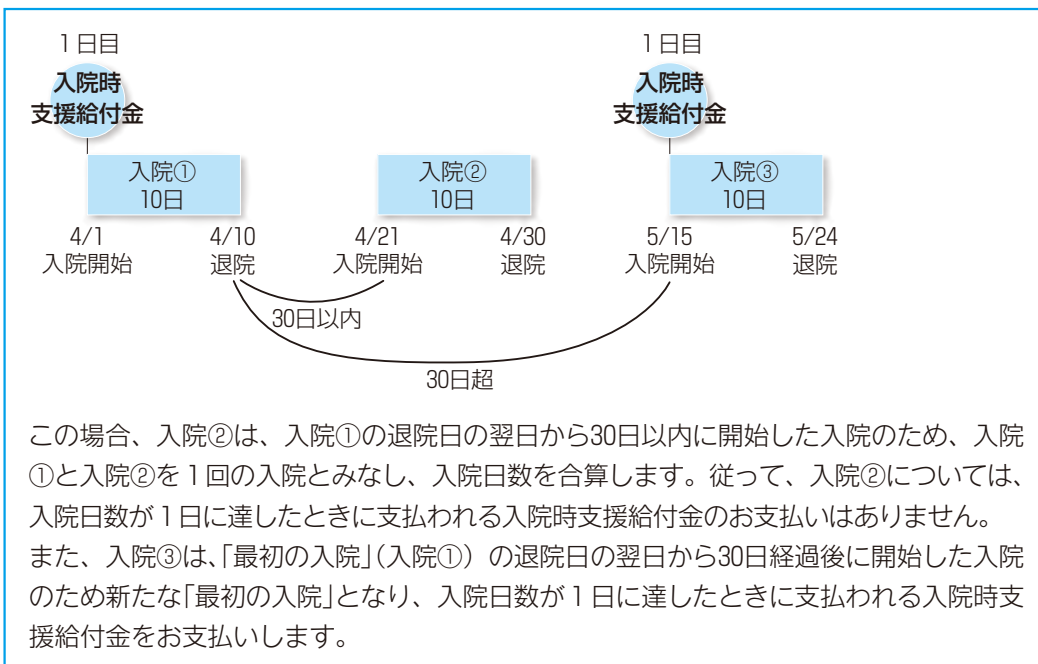


## 事例2 「最初の入院」(入院①)の退院日の翌日から30日以内に、2回目の入院(入院②)を開始した場合



この場合、入院②は、入院①の退院日の翌日から30日以内に開始した入院のため、入院①と入院②は1回の入院とみなし、入院日数を合算します。従って、入院①と入院②の入院日数を合算して1日、30日、60日に達したとき、入院時支援給付金をそれぞれお支払いします。

## 事例3 「最初の入院」(入院①)の退院日の翌日から30日以内に2回目の入院(入院②)を開始。その後、「最初の入院」の退院日の翌日から30日経過後に、新しく入院(入院③)を開始した場合



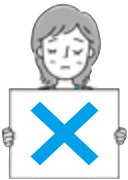
この場合、入院②は、入院①の退院日の翌日から30日以内に開始した入院のため、入院①と入院②を1回の入院とみなし、入院日数を合算します。従って、入院②については、入院日数が1日に達したときに支払われる入院時支援給付金のお支払いはありません。また、入院③は、「最初の入院」(入院①)の退院日の翌日から30日経過後に開始した入院のため新たな「最初の入院」となり、入院日数が1日に達したときに支払われる入院時支援給付金をお支払いします。

入院時手術給付金・入院時放射線治療給付金

|             | お支払いする場合              | お支払い額                  | 受取人  |
|-------------|-----------------------|------------------------|------|
| 入院時手術給付金    | 被保険者が、入院中に手術を受けたとき    | 1回の手術につき<br>基準給付金額の50% | 被保険者 |
| 入院時放射線治療給付金 | 被保険者が、入院中に放射線治療を受けたとき | 1回の放射線治療につき<br>基準給付金額  |      |

●診療報酬点数表③に「手術料」または「放射線治療料」の算定対象として列挙されている手術または放射線治療がお支払いの対象となります。

【お支払いする場合に該当しない例】

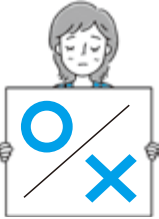


輸血用血液に対して放射線照射（血液照射）を行なった場合

▶ 血液照射は、放射線治療料が算定されますが、輸血用血液に対して行なう放射線照射で、**被保険者が受ける放射線治療ではないため、入院時放射線治療給付金はお支払いできません。**

●「診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療」④は、**第1回目の手術または放射線治療のみを受けたものとして取り扱いません。**

【一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合の例】



入院中、一連の治療過程に3回の超音波骨折治療法（手術）を受けた場合

入院

↑

手術 1回目  
お支払い ○

↑

2回目  
×

↑

3回目  
×

退院

▶ 「お支払いする場合」の要件を満たしている場合、第1回目の手術に対しては入院時手術給付金をお支払いします。**第2回目以降の手術に対しては、入院時手術給付金はお支払いできません。**

③診療報酬点数表／厚生労働省告示に基づき定められた医療行為に対する点数などが記載されています。手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に定められている手術または放射線治療がお支払いの対象となります。

④診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療／2023年7月現在、例えば、

- ・超音波骨折治療法
- ・網膜光凝固術
- ・体外衝撃波胆石破砕術
- ・直線加速器による放射線治療

などがあります。手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に定められている手術または放射線治療が対象となります。

■手術または放射線治療について■

- 手術または放射線治療を受けたときは、通常、診療報酬点数表による手術料または放射線治療料が算定され、病院または診療所が発行する領収証に記載されます。

領収証見本（この領収証見本は一例です。書式や記載内容が異なることがあります。）

入院された場合には「入院」と表示されます。

| 領 収 証            |                   |                 |                 |                |               |                 |         |  |  |
|------------------|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|-----------------|---------|--|--|
| 患者番号<br>1234     |                   | 氏 名<br>〇〇 〇〇 様  |                 |                |               |                 |         |  |  |
| 受診科<br>入・外<br>外科 | 領収書No.<br>012345  | 発 行 日<br>〇年〇月〇日 | 費 用 区 分<br>〇〇〇〇 | 負担割合<br>3割     | 本：家<br>本人     | 区 分             |         |  |  |
| 初：再診料<br>0点      | 入院料等<br>13,280点   | 医学管理等<br>0点     | 在宅医療<br>0点      | 検査<br>2,235点   | 画像診断<br>348点  | 投<br>1,519点     |         |  |  |
| 注 射<br>822点      | リハビリテーション<br>0点   | 精神科専門療法<br>0点   | 乳 癌<br>1,804点   | 手 術<br>22,890点 | 麻 酔<br>1,046点 | 放射線治療<br>1,390点 |         |  |  |
| 病理診断<br>0点       | 診断部分類(ロP.C)<br>0点 | 食事療養<br>17,280円 | 生活療養<br>0円      |                |               |                 |         |  |  |
| 先進医療<br>円        | 差額室料<br>27,000円   | その他<br>円        |                 |                |               |                 |         |  |  |
| 保 険 外 負 担        | 保 険               |                 | 保 険 (被 害 : 生 活) |                | 保 険 外 負 担     |                 |         |  |  |
|                  | 合 計               |                 | 453,340円        |                | 17,280円       |                 | 27,000円 |  |  |
|                  | 負 担 額             |                 | 136,000円        |                | 7,020円        |                 | 27,000円 |  |  |
|                  | 領 収 額 合 計         |                 | 165,850円        |                |               |                 |         |  |  |

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇  
〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇 領収印

手術料または放射線治療料として、点数が記載されます⑤。

⑤ 骨髄移植などを行った際に算定される「輸血料」などが、領収証の手術料欄に記載されることがありますが、これらは、診療報酬点数表における「手術料」に当たらないため、お支払いの対象になりません。



●領収証を保管してください

入院時手術給付金または入院時放射線治療給付金のご請求の際、手術料または放射線治療料が記載された領収証が必要となりますので、病院または診療所が発行した領収証を大切に保管してください。

外来時手術給付金・外来時放射線治療給付金

|             | お支払いする場合   | お支払い額              | 受取人  |
|-------------|--|--------------------|------|
| 外来時手術給付金    | 被保険者が、公的医療保険制度⑥の保険給付の対象となる手術（ただし、悪性新生物（がん）・上皮内新生物⑦を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く）を、入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数⑧の合計が2,000点以上であるとき | 1回の手術につき基準給付金額の50% | 被保険者 |
| 外来時放射線治療給付金 | 被保険者が、放射線治療を、入院を伴わずに受けたとき  | 1回の放射線治療につき基準給付金額  |      |

- 診療報酬点数表⑧に「手術料」または「放射線治療料」の算定対象として列挙されている手術または放射線治療がお支払いの対象となります。
- 以下のケースなどに該当し、公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されないときは、その手術が、手術を受けた日時点の診療報酬点数表において手術料が1,000点以上である手術のときには、外来時手術給付金をお支払いします。

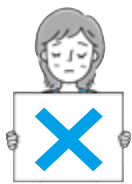
- ・海外で入院を伴わない手術を受けた場合
  - ・自由診療による入院を伴わない手術を受けた場合
  - ・労災（労働者災害補償保険）・自賠責（自動車損害賠償責任保険）・公的介護保険が適用される、入院を伴わない手術を受けた場合
  - ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で、入院を伴わない手術を受けた場合
- ただし、免責事由⑩に該当する場合はお支払いの対象とはなりません。

●お支払いの対象となる「手術」「放射線治療」



お支払いの対象となる「手術」「放射線治療」とは、治療を直接の目的とした手術および放射線治療のことをいいます。

●お支払いの対象とならない「手術」「放射線治療」



以下はお支払いの対象となる「手術」「放射線治療」には該当しません。

- ・美容上の処置のための「手術」「放射線治療」
  - ・病気を直接の原因としない不妊手術
- 治療を直接の目的とした「手術」でも、悪性新生物（がん）・上皮内新生物⑦を直接の原因としない歯、歯肉、歯槽骨の治療に伴う「手術」については、お支払いの対象となる「手術」には該当しません。
- （例）虫歯の治療のための抜歯術

⑥公的医療保険制度  
／健康保険、国民健康保険などがあります。

→参照 主約款別表  
4「公的医療保険制度」

⑦悪性新生物（がん）・上皮内新生物

→参照 主約款別表  
3「対象となる悪性新生物・上皮内新生物」

⑧手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数  
／手術の直接の原因となった疾病または傷害に対する手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数（厚生労働省告示に基づくもの）とします。

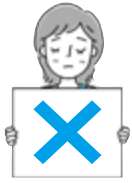
⑨診療報酬点数表  
／厚生労働省告示に基づき定められた医療行為に対する点数などが記載されています。手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に定められている手術または放射線治療がお支払いの対象となります。

⑩免責事由

→参照 ⑥ 給付金などをお支払いできない場合（37ページ）



## 【お支払いする場合に該当しない例】

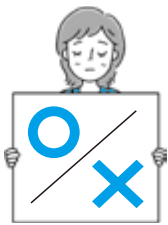


輸血用血液に対して放射線照射（血液照射）を行なった場合

血液照射は、放射線治療料が算定されますが、輸血用血液に対して行なう放射線治療で、**被保険者が受ける放射線治療ではないため、外来時放射線治療給付金はお支払いできません。**

- 「診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療」<sup>①</sup>は、**第1回目の手術または放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。**

## 【一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合の例】



入院を伴わない一連の治療過程に3回の下肢静脈瘤手術（硬化療法）を受けた場合



「お支払いする場合」の要件を満たしている場合、第1回目の手術に対しては外来時手術給付金をお支払いします。

**第2回目以降の手術に対しては、外来時手術給付金はお支払いできません。**

①診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療／2023年7月現在、例えば、

- 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術
- 下肢静脈瘤手術（硬化療法）
- 鼓膜穿孔閉鎖術
- 唾石摘出術

などがあります。手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に定められている手術または放射線治療が対象となります。

■入院を伴わない手術または放射線治療について■

・手術または放射線治療を受けたときは、通常、診療報酬点数表による手術料または放射線治療料が算定され、病院または診療所が発行する領収証に記載されます。

領収証見本（この領収証見本は一例です。書式や記載内容が異なることがあります。）

①病院または診療所から発行された領収証

| 患者番号    |        | 氏名         |         |           |        |         |       |
|---------|--------|------------|---------|-----------|--------|---------|-------|
| 1234    |        | 〇〇         | 〇〇様     |           |        |         |       |
| 受診科     | 入・外    | 領収書N.º     | 発行日     | 費用区分      | 負担割合   | 本・家     | 区分    |
| 外科      | 外来     | 012345     | 〇年〇月〇日  | 〇〇〇       | 3割     | 本人      |       |
| 保険      | 初・再診料  | 入院料等       | 医学管理等   | 在宅医療      | 検査     | 画像診断    | 投薬    |
|         | 194点   | 0点         | 225点    | 0点        | 30点    | 0点      | 135点  |
| 保険外負担   | 注射     | リハビリテーション  | 精神科専門療法 | 処置        | 手術     | 麻酔      | 放射線治療 |
|         | 0点     | 0点         | 0点      | 0点        | 5,000点 | 0点      | 0点    |
|         | 病理診断   | 診断書分限(OPD) | 放射線検査   | 生体検査      |        |         |       |
|         | 1,010点 | 0点         | 円       | 円         |        |         |       |
| 先立医療    | 差額室料   | その他        |         |           |        |         |       |
| 円       | 円      | 円          |         |           |        |         |       |
| 合計      |        | 保険         |         | 保険(食事・生活) |        | 保険外負担   |       |
| 65,940円 |        | 円          |         | 円         |        | 円       |       |
| 負担額     |        | 円          |         | 円         |        | 円       |       |
| 19,782円 |        | 円          |         | 円         |        | 円       |       |
| 領収額合計   |        | 円          |         | 円         |        | 65,940円 |       |

「入院を伴わない場合」には、「外来」と表示されます。

手術または放射線治療を受けた場合、手術料または放射線治療料として、点数が記載されます⑤。

外来時手術給付金をお支払いする場合の「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上」の点数は枠の部分の合計で判定します。

②薬局から発行された領収証

| 患者番号   |           | 氏名    |      |          |  |
|--------|-----------|-------|------|----------|--|
| 1234   |           | 〇〇    | 〇〇様  |          |  |
| 領収書N.º | 発行日       | 費用区分  | 負担割合 | 本・家      |  |
| 012345 | 〇年〇月〇日    | 〇〇〇   | 3割   | 本人       |  |
| 保険     | 調剤技術料     | 薬学管理料 | 薬剤料  | 特定保健医療材料 |  |
|        | 40点       | 41点   | 620点 | 0点       |  |
| 保険外負担  | 評価療養・選定療養 | その他   |      |          |  |
|        | 円         | 円     |      |          |  |
| 合計     |           | 保険    |      | 保険外負担    |  |
| 7,010円 |           | 円     |      | 円        |  |
| 負担額    |           | 円     |      | 円        |  |
| 2,103円 |           | 円     |      | 円        |  |
| 領収額合計  |           | 円     |      | 円        |  |

⑤ 骨髄移植などを行った際に算定される「輸血料」などが、領収証の手術料欄に記載されることがありますが、これらは、診療報酬点数表における「手術料」に当たらないため、お支払いの対象になりません。

●領収証を保管してください



外来時手術給付金をお支払いする場合の「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金のご請求の際、診療報酬点数が記載された領収証が必要となりますので、病院・診療所および薬局が発行した領収証を大切に保管してください。



## 死亡給付金

|       | お支払いする場合                | お支払い額  | 受取人       |
|-------|-------------------------|--------|-----------|
| 死亡給付金 | 保険料払込期間満了後に、被保険者が死亡したとき | 基準給付金額 | 死亡時支払金受取人 |

●保険料払込期間中の死亡給付金のお支払いはありません。

## お支払いの限度

●入院時支援給付金のお支払い回数<sup>⑫</sup>の限度は、以下のとおりです。

|               |            |
|---------------|------------|
| 1回の入院の限度      | 1回の入院につき5回 |
| お支払い回数を通算した限度 | 支払回数100回   |

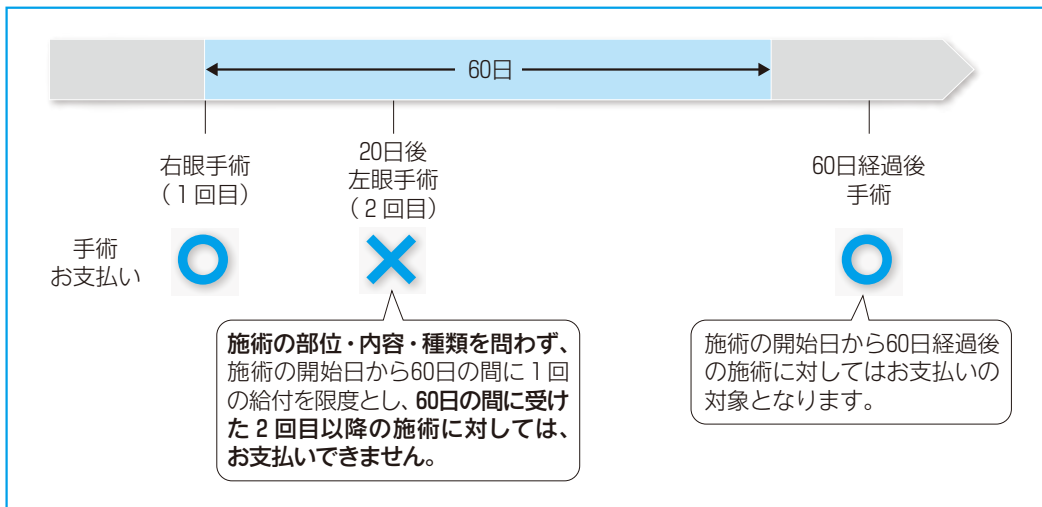
●入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金のお支払いは、**施術の部位・内容・種類等を問わず、各給付金それぞれ、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。**

(なお、給付金支払回数の限度はありません)

## 【60日の間に1回の給付の限度の例】

事例 白内障で手術を受けた後、複数回手術を受けた場合

- 白内障で右眼の手術「水晶体再建術（単焦点眼内レンズを挿入）」を受けた後、手術を受けた日から20日後に左眼の手術を受けた場合



## その他ご留意いただきたい事項

●公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、「お支払いする場合」を変更することがあります。「お支払いする場合」を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6ヵ月以内にあらかじめご契約者にご連絡します。

<sup>⑫</sup>入院時支援給付金を同時にまとめて支払う場合でも、支払回数は1回ではなく、支払事由に該当した回数となります。

## 先進医療保障特約

先進医療保障特約（無解約返戻金型）【終身医療用】特約条項

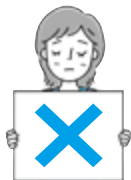
### お支払いする場合

「給付金などをお支払いできない場合(37ページ)」もお読みください。

厚生労働大臣が認める「先進医療」による療養に対して、先進医療給付金をお支払いします。

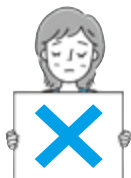
|         | お支払いする場合                            | お支払い額                         | 受取人  |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------|------|
| 先進医療給付金 | 被保険者が、先進医療 <sup>①</sup> による療養を受けたとき | 先進医療の技術に係る費用 <sup>②</sup> と同額 | 被保険者 |

●お支払いの対象となる「先進医療」は、厚生労働大臣が「先進医療」として認める医療技術・適応症<sup>③</sup>・実施する医療機関<sup>④</sup>に該当している場合に限りです。



- ・医療技術名が厚生労働大臣が「先進医療」として認めるものと同じでも、適応症または実施する医療機関のいずれかでも「先進医療」として認められるものに該当しない場合は、お支払いの対象となる「先進医療」にはあたりませんので、「先進医療給付金」のお支払いはできません。
- ・例えば、「患者申出療養<sup>⑤</sup>」として身近な医療機関で先進的な医療を受けられた場合でも、「先進医療給付金」のお支払いはできません。

●お支払いの対象となる「先進医療」は、被保険者が治療を受けた時点のもの<sup>⑥</sup>となります。



ご契約時点ではお支払いの対象となる「先進医療」に該当した治療でも、その後に医療技術・適応症・実施する医療機関が見直され、治療を受けた時点で「先進医療」に該当しない場合は、「先進医療給付金」のお支払いはできません。

●医療技術名が同じでも、その治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合がありますので、「先進医療」に該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。



「先進医療」は、一般的な治療を受けるなかで、患者が希望し、医師がその必要性と合理性を認め、患者に説明した場合には行なわれます。患者は説明内容について十分に納得したうえで、同意書に署名し、治療を受けることとなります。

#### ①先進医療

→参照 特約条項別表1「先進医療」

②被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいいます。なお、次の費用などは含みません。

- ・公的医療保険制度に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）
- ・先進医療以外の評価療養のための費用
- ・選定療養のための費用
- ・食事療養のための費用
- ・生活療養のための費用

→参照 特約条項別表2「公的医療保険制度」

③適応症／対象となる病気・ケガ・それらの症状をいいます。

④実施する医療機関／所定の基準を満たして届け出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関をいいます。

⑤⑥は次のページにあります。

■「先進医療」とは■

- 「先進医療」とは、公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています。
- 厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直しされます。
- 「先進医療」による治療のうち、一般的な治療と共通する部分の費用（診察・投薬・入院料等）は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術に係る費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

■先進医療の技術に係る費用について■

- 先進医療を受けると、患者は、先進医療の技術に係る費用、一般的な治療と共通する部分についての一部負担金、食事についての標準負担額などを支払い、医療機関が発行するそれぞれの金額を記載した領収証を受け取ります。

領収証見本（先進医療の技術に係る費用の260万円を全額患者が支払った場合の例です。）  
書式や記載内容が異なることがあります。

| 領 収 証                               |            |           |         |         |          |           |            |  |  |
|-------------------------------------|------------|-----------|---------|---------|----------|-----------|------------|--|--|
| 患者番号                                | 氏 名        |           |         |         |          |           |            |  |  |
| 1234                                | 〇〇 〇〇 様    |           |         |         |          |           |            |  |  |
| 受診科                                 | 入・外        | 領収書No.    | 発 行 日   | 費 用 区 分 | 負担割合     | 本・家       | 区 分        |  |  |
| 外科                                  | 入院         | 012345    | 〇年〇月〇日  | 〇〇〇〇    | 3割       | 本人        |            |  |  |
| 保 険                                 | 初・再診料      | 入院料等      | 医学管理費   | 在宅医療    | 検査       | 画像診断      | 投 薬        |  |  |
|                                     | 0点         | 13,280点   | 0点      | 0点      | 2,235点   | 348点      | 1,519点     |  |  |
|                                     | 注 射        | リハビリテーション | 精神科専門療法 | 処 置     | 手 術      | 麻 酔       | 放射線治療      |  |  |
|                                     | 822点       | 0点        | 0点      | 1,804点  | 22,890点  | 1,046点    | 0点         |  |  |
| 病理診断                                | 診断書分限(PPC) | 長期療養      | 生活保護    |         |          |           |            |  |  |
| 0点                                  | 0点         | 17,280円   | 0円      |         |          |           |            |  |  |
| 保 険 外 負 担                           | 先進医療       | 差額室料      | その他     |         |          |           |            |  |  |
|                                     | 2,600,000円 | 27,000円   | (内室料)   |         |          |           |            |  |  |
|                                     |            |           |         |         |          |           |            |  |  |
|                                     |            |           |         |         |          |           |            |  |  |
|                                     |            |           |         | 保 険     | 保 険      | 保 険 外 負 担 |            |  |  |
|                                     |            |           |         | 合 計     | 438,440円 | 17,280円   | 2,627,000円 |  |  |
|                                     |            |           |         | 負担額     | 131,830円 | 7,020円    | 2,627,000円 |  |  |
|                                     |            |           |         | 領収額 合 計 |          |           | 2,765,850円 |  |  |
| 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇<br>〇〇〇病院 〇 〇 〇 〇 領収印 |            |           |         |         |          |           |            |  |  |

一般的な治療と共通する部分の費用  
(公的医療保険制度の給付対象)

この例の場合、「先進医療給付金」のお支払い額は260万円となります



- 「先進医療給付金」のご請求の際、先進医療の技術に係る費用が記載された領収証が必要となりますので、医療機関が発行した領収証を大切に保管してください。
- 「陽子線治療」または「重粒子線治療」を当社所定の医療機関で受ける場合、**先進医療給付金を当社が医療機関へ直接お支払いするサービスがあります**⑦。  
このサービスの利用には、所定の条件を満たすことが必要となりますので、サービスの利用を希望される場合は、必ず治療開始前に当社の担当者、最寄りの支社または本社までご相談ください。

⑤患者申出療養／患者の申し出により、先進的な医療を身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度です。

⑥「先進医療」として厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。当社ホームページ（裏表紙参照）からもご覧いただけます。

⑦記載の内容は2023年7月現在の取扱いであり、今後、取扱いを変更・終了することがあります。

## お支払いの限度

- 先進医療給付金のお支払いは、給付金額<sup>⑧</sup>を通算して**2,000万円を限度**とします（お支払いの累計が、2,000万円の限度に達したとき、この特約は消滅します）。

## その他ご留意いただきたい事項

- 公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、「お支払いする場合」を変更することがあります。「お支払いする場合」を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6ヵ月以内にあらかじめご契約者にご連絡します。

<sup>⑧</sup>更新前と更新後で支払われた給付金額を通算します。

# 認知症終身保障特約

認知症終身保障特約（解約返戻金抑制型）【終身医療用】特約条項

## お支払いする場合

「給付金などをお支払いできない場合(37ページ)」もお読みください。

器質性認知症と診断され、かつ、公的介護保険制度に基づき要介護1以上の認定をうけたときに、認知症保険金をお支払いします。

保険料払込期間満了後に死亡したときに、死亡給付金をお支払いします。

### 1 認知症保険金

|            | お支払いする場合   | 保険金額                           | 受取人  |
|------------|--|--------------------------------|------|
| 認知症<br>保険金 | 被保険者が、契約日からその日を含めて2年以内 <sup>①</sup> に、次のいずれにも該当したとき<br>ア. この特約の責任開始時前を含めてはじめて器質性認知症と診断確定 <sup>②</sup> されたとき<br>イ. 公的介護保険制度 <sup>③</sup> に基づき、要介護1以上の状態 <sup>④</sup> に該当すると認定され、その認定の有効期間中であるとき | 認知症保険金表により計算される金額 <sup>⑤</sup> | 被保険者 |
|            | 被保険者が、契約日からその日を含めて2年経過した日以後に、上記のア、イのいずれにも該当したとき  | 認知症保険金額                        |      |

①責任開始時の属する日から契約日の前日までを含みます。

②器質性認知症と診断確定

→参照 特約条項別表1「器質性認知症」

③公的介護保険制度

→参照 特約条項別表2「公的介護保険制度」

④要介護1以上の状態

→参照 特約条項別表3「対象となる要介護1以上の状態」

⑤認知症保険金表により計算される金額／送金扱いまたは店頭扱いの場合に適用される保険料率によって計算した月掛保険料に経過年数に乗じた金額とします。

→参照 特約条項別表4「認知症保険金表」

## ●お支払いの対象となる「器質性認知症」

お支払いの対象となる「器質性認知症」には、例えば「アルツハイマー病の認知症」、「血管性認知症」、「パーキンソン病の認知症」などが該当します。

- お支払いの対象となる「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます\*。

| 分類項目   | 基本分類番号 |
|--|--------|
| アルツハイマー病の認知症   | F 00   |
| 血管性認知症   | F 01   |
| ピック病の認知症   | F 02.0 |
| クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症  | F 02.1 |
| ハンチントン病の認知症  | F 02.2 |
| パーキンソン病の認知症  | F 02.3 |
| ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症   | F 02.4 |
| 他に分類されるその他の明示された疾患の認知症   | F 02.8 |
| 詳細不明の認知症   | F 03   |
| せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち<br>・せん妄、認知症に重なったもの                     | F 05.1 |
| 神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち<br>・神経系のその他の明示された変性疾患<br>（レヴィ小体型認知症に限ります） | G 31.8 |

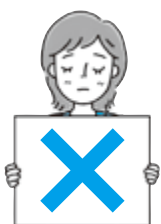
\*平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- 「お支払いする場合」における「器質性認知症と診断確定」とは、次の①および②のいずれにも該当する「器質性認知症」であると、医師により診断確定されたことをいいます。

- ①脳内に後天的におこった**器質的な病変あるいは損傷**を有すること
- ②正常に成熟した脳が、①による**器質的障害**により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること

**「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは**

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた、画像診断により直接証明される病変あるいは損傷、障害のことをいいます（画像診断が得られない場合には、他の所見による証明も認めることがあります）。



以下はお支払いの対象となる「器質性認知症」には該当しません。

- ・アルコール性認知症
- ・軽度認知障害（MCI）
- ・健忘症候群
- ・加齢によるもの忘れ



## ■ 要介護認定（要支援認定）とは ■

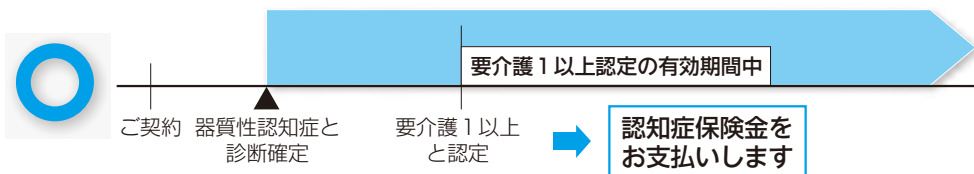
- 公的介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。
- 介護サービスは、満65歳以上では、原因を問わず要介護状態や要支援状態となったときに、満40歳～満64歳までの被保険者は、加齢に起因する特定の疾病が原因で要介護状態や要支援状態となったときに受けることができます。
- 要介護状態および要支援状態の区分には、要支援1、2および要介護1～5の7段階があります⑥（要介護5が最も重い状態です）。
- 要介護認定（要支援認定）の基準については全国一律に客観的に定められています。
- 申請の手続きなど、詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口にご確認ください。

公的介護保険制度の被保険者でない場合、要介護認定（要支援認定）を受けることはできません。

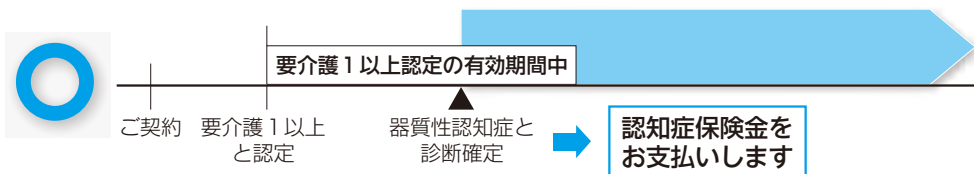
⑥ 要介護状態や要支援状態に該当するかどうか、該当する場合どの区分となるかは、市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。

## ■ 認知症保険金のお支払い例（イメージ） ■

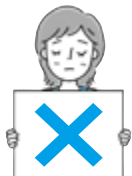
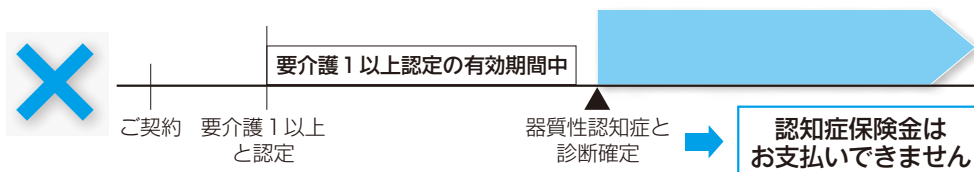
- 器質性認知症と診断確定後、要介護1以上と認定された場合



- 要介護1以上と認定され、その認定の有効期間中に器質性認知症と診断確定された場合



- 要介護1以上と認定され、その認定の有効期間が終了した後に器質性認知症と診断確定された場合



- 器質性認知症と診断確定された時期が特約の責任開始時前の場合には、認知症保険金はお支払いしません。
- この場合、特約を無効とし、すでに払い込まれた特約保険料をご契約者に払い戻します。

**2 死亡給付金**

|       | お支払いする場合                | 給付金額        | 受取人       |
|-------|-------------------------|-------------|-----------|
| 死亡給付金 | 保険料払込期間満了後に、被保険者が死亡したとき | 認知症保険金額の10% | 死亡時支払金受取人 |

●保険料払込期間中の死亡給付金のお支払いはありません。

●次の①②のいずれにも該当する場合、お支払いする死亡給付金額は認知症保険金の「お支払いする場合」が発生した時点での認知症保険金相当額とします。

①認知症保険金の「お支払いする場合」の発生により支払うべき認知症保険金がある場合で、認知症保険金を支払う前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われるとき

②認知症保険金の「お支払いする場合」が発生した時点での認知症保険金相当額が、認知症保険金額の10%を上回るとき

**お支払いの限度**

●認知症保険金のお支払い回数は1回のみです（お支払いにより、この特約は消滅します）。

**その他ご留意いただきたい事項**

●公的介護保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、「お支払いする場合」を変更することがあります。「お支払いする場合」を変更する場合、当社はその旨の改正に関する法令の交付の日から6ヵ月以内にあらかじめご契約者にご連絡します。



## 軽度認知障害終身保障特約

軽度認知障害終身保障特約（解約返戻金抑制型）【終身医療用】特約条項

### お支払いする場合

「給付金などをお支払いできない場合(37ページ)」もお読みください。

軽度認知障害または所定の認知症と診断されたときに、軽度認知障害保険金をお支払いします。保険料払込期間満了後に死亡したときに、死亡給付金をお支払いします。

#### 1 軽度認知障害保険金

|           | お支払いする場合  | 保険金額                              | 受取人  |
|-----------|---|-----------------------------------|------|
| 軽度認知障害保険金 | 被保険者が、契約日からその日を含めて2年以内 <sup>①</sup> に、次のいずれかに該当したとき<br>ア. この特約の責任開始時前を含めてはじめて軽度認知障害と診断確定 <sup>②</sup> されたとき<br>イ. この特約の責任開始時前を含めてはじめて所定の認知症と診断確定されたとき | 軽度認知障害保険金表により計算される金額 <sup>③</sup> | 被保険者 |
|           | 被保険者が、契約日からその日を含めて2年経過した日以後に、上記のア、イのいずれかに該当したとき   | 軽度認知障害保険金額                        |      |

<sup>①</sup>責任開始時の属する日から契約日の前日までを含みます。

<sup>②</sup>軽度認知障害と診断確定  
→参照 特約条項別表2「軽度認知障害」

<sup>③</sup>軽度認知障害保険金表により計算される金額/送金扱いまたは店頭扱いの場合に適用される保険料率によって計算した月掛保険料に経過年月数を乗じた金額とします。  
→参照 特約条項別表3「軽度認知障害保険金表」

<sup>④</sup>例えば、「長谷川式簡易知能評価スケール」や「ミニメンタルステート検査(MMSE)」の点数等を参考に判断します。

#### ●お支払いの対象となる「軽度認知障害」

- 「軽度認知障害」とはMCI(Mild Cognitive Impairment)と呼ばれ、「認知機能の低下が認められるものの、日常生活への影響が軽度であり、認知症とは診断できない状態」をいいます。
- 「お支払いする場合」における「軽度認知障害と診断確定」とは、次の①から④のすべてに該当するものと医師により診断確定されたことをいいます。  
ただし、米国精神医学会編「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

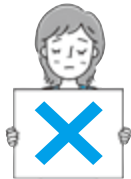
- 6つの認知領域（「複雑性注意」「実行機能」「学習および記憶」「言語」「知覚-運動」「社会的認知」）のうちいずれかにおいて、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること<sup>④</sup>
- 毎日の活動において、自立が阻害されていないこと
- その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと
- その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと  
(例 うつ病、統合失調症)

## ●お支払いの対象となる「所定の認知症」

- お支払いの対象となる「所定の認知症」には、例えば「アルツハイマー病の認知症」「血管性認知症」「パーキンソン病の認知症」「アルコール性認知症」などが該当します。
- 「お支払いする場合」における「所定の認知症と診断確定」とは、以下のいずれかの認知症と診断確定された場合をいいます。
  - 「器質性認知症」と診断確定<sup>⑤</sup>されたとき（32 ページ参照）
  - 上記「器質性認知症」以外で、「お支払いの対象となる『軽度認知障害』」に記載の①、③、④のいずれにも該当する「認知症」と診断確定されたとき

<sup>⑤</sup>器質性認知症と診断確定

→参照 特約条項別表1「器質性認知症」



- 軽度認知障害または所定の認知症と診断確定された時期が特約の責任開始時前の場合には、軽度認知障害保険金はお支払いしません。
- この場合、特約を無効とし、すでに払い込まれた特約保険料をご契約者に払い戻します。

## 2 死亡給付金

|       | お支払いする場合                | 給付金額           | 受取人       |
|-------|-------------------------|----------------|-----------|
| 死亡給付金 | 保険料払込期間満了後に、被保険者が死亡したとき | 軽度認知障害保険金額の10% | 死亡時支払金受取人 |

## ●保険料払込期間中の死亡給付金のお支払いはありません。

●次の①②のいずれにも該当する場合、お支払いする死亡給付金額は軽度認知障害保険金の「お支払いする場合」が発生した時点での軽度認知障害保険金相当額とします。

- 軽度認知障害保険金の「お支払いする場合」の発生により支払うべき軽度認知障害保険金がある場合で、軽度認知障害保険金を支払う前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われるとき
- 軽度認知障害保険金の「お支払いする場合」が発生した時点での軽度認知障害保険金相当額が、軽度認知障害保険金額の10%を上回るとき

## お支払いの限度

●軽度認知障害保険金のお支払い回数は1回のみです（お支払いにより、この特約は消滅します）。

## その他ご留意いただきたい事項

●軽度認知障害終身保障特約はご契約に付加された「認知症終身保障特約」が解約または解除により消滅したときに、同時に消滅します。

## 6 給付金などをお支払いできない場合



以下の1～6のいずれかに該当するときは、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

### 1 「お支払いする場合」や「保険料のお払込みが免除される場合」に該当しない場合（責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合など）

- 主契約および特約について、[5](#) 給付金などのお支払い の「お支払いする場合」や [15](#) 保険料払込免除 の「保険料のお払込みが免除される場合」に該当しない場合、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合には、原則として給付金<sup>①</sup>のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
- ただし、責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合であっても、ご契約の際の告知などにより当社がその原因の発生を知っていた場合などには、給付金のお支払いをすることや保険料のお払込みの免除をすることがあります。

#### 【認知症保険金のお支払いについて】

- ・器質性認知症と診断確定された時期が特約の責任開始時前の場合には、認知症保険金はお支払いしません。
- ・この場合、特約を無効とし、すでに払い込まれた特約保険料をご契約者に払い戻します。

※ お支払いの対象となる「器質性認知症」に関しては、32ページをご参照ください。

#### 【軽度認知障害保険金のお支払いについて】

- ・軽度認知障害または所定の認知症と診断確定された時期が特約の責任開始時前の場合には、軽度認知障害保険金はお支払いしません。
- ・この場合、特約を無効とし、すでに払い込まれた特約保険料をご契約者に払い戻します。

※ お支払いの対象となる「軽度認知障害」「所定の認知症」に関しては、35・36ページをご参照ください。

#### →参照

[5](#) 給付金などのお支払い (20ページ)

[15](#) 保険料払込免除 (56ページ)

①対象となるのは、約款・特約条項の「支払事由」で「責任開始時以後に発病した疾病（または発生した不慮の事故など）」を原因とすることを規定している給付金で、入院時支援給付金、先進医療給付金などです。

## 2 免責事由に該当する場合

●免責事由に該当した場合、「お支払いする場合」や「保険料のお払込みが免除される場合」などに該当していても、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

●免責事由は「給付金など」の種類によって下表のとおりになります。

詳しくは主約款および特約条項をご覧ください。●が対象となる給付金などの免責事由です。

| 免責事由                                      | 給付金など | 入院時支援給付金 | 入院時手術給付金 | 外来時手術給付金 | 先進医療給付金 | 軽度認知障害保険金 | 認知症保険金 | 死亡給付金 | 障害状態による保険料払込免除 | 身体障害表の第1級の障害状態による保険料払込免除 | 身体障害表の第2級または第3級の障害状態による保険料払込免除 |
|---|-------|----------|----------|----------|---------|-----------|--------|-------|----------------|--------------------------|--------------------------------|
| 被保険者の自殺行為 <sup>②</sup> または犯罪行為            | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●※2                            |
| 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失                   | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●※1   | ●              | ●                        | ●                              |
| 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故                      | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |
| 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故                        | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |
| 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故        | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |
| 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |
| 地震、噴火または津波 <sup>③</sup>                   | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |
| 戦争その他の変乱 <sup>③</sup>                     | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |
| 被保険者の薬物依存                                 | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |
| 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの     | ●     | ●        | ●        | ●        | ●       | ●         | ●      | ●     | ●              | ●                        | ●                              |

※1 免責事由を「保険契約者または死亡時支払金受取人の故意」と読み替えます。

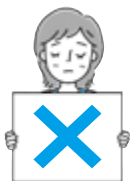
※2 免責事由を「被保険者の犯罪行為」と読み替えます。

### 【免責事由に該当する場合 入院時支援給付金の例】



お酒で軽く酔っていたが普通に横断歩道を横断中に、車にはねられケガをして入院した場合。

入院時支援給付金の免責事由に該当しないので、お支払いします。



泥酔状態になって道路に寝込んでいたところ、車にはねられ入院した場合。

入院時支援給付金の免責事由の「被保険者の泥酔の状態を原因とする事故」に該当するので、お支払いできません。

②精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、給付金をお支払いする場合や保険料のお払込みを免除する場合があります。

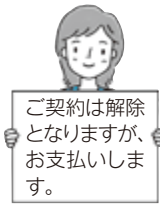
③支払事由または払込免除事由に該当した被保険者の数によっては、給付金などをお支払いする場合や保険料のお払込みを免除する場合があります。



### 3 告知義務違反による解除の場合

- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、ご契約時に告知いただいた内容が事実と相違し、主契約または特約に定める告知義務<sup>④</sup>違反による解除となった場合は、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません（ただし、ご請求原因と解除の原因となった事実との間に全く因果関係が認められないときには、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除をします）。
- この場合に、当社は、すでに給付金などをお支払いしていたときにはその返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときには免除した保険料のお払込みがなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反による解除をした場合に、返戻金があるときはご契約者にお支払いします。

#### 【告知義務違反による解除の場合 入院時支援給付金の例】

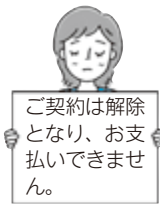


ご契約は解除となりますが、お支払いしません。

ご契約加入に際し、被保険者が「胃かきよう」での通院について、正しく告知せず、その後2年以内に「胃かきよう」とは全く因果関係のない「脳出血」で入院した場合。

▶

ご契約は告知義務違反のため解除となります。ただし、ご請求原因（「脳出血」）と解除の原因となった事実（「胃かきよう」）との間に**全く因果関係が認められない**ので、入院時支援給付金はお支払いします。



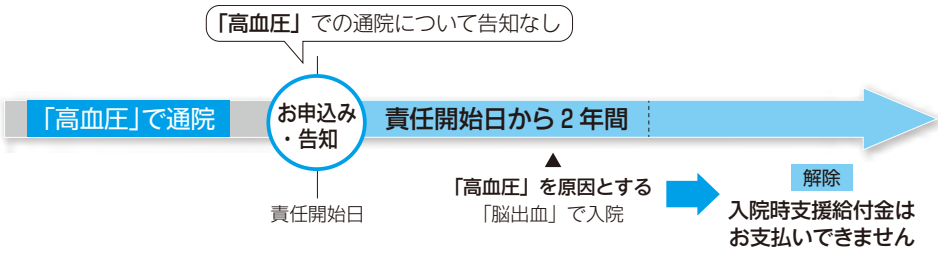
ご契約は解除となり、お支払いできません。

ご契約加入に際し、被保険者が「高血圧」での通院について、正しく告知せず、その後2年以内に「高血圧」を原因とする「脳出血」で入院した場合。

▶

ご契約は告知義務違反のため解除となります。さらに、ご請求原因（「脳出血」）と解除の原因となった事実（「高血圧」）との間に**因果関係があるため**入院時支援給付金はお支払いできません。

「高血圧」での通院について告知なし



「高血圧」で通院

お申込み・告知

責任開始日

責任開始日から2年間

「高血圧」を原因とする「脳出血」で入院

解除

入院時支援給付金はお支払いできません

### 4 重大事由による解除の場合

- 重大事由によりご契約または特約が解除される場合には、重大事由が生じた後に、給付金などの支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じても、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除はできません。
- この場合に、当社は、すでに給付金などをお支払いしていたときにはその返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときには免除した保険料のお払込みがなかったものとして取り扱います。
- 重大事由による解除をした場合、返戻金があるときはご契約者にお支払いします。

④告知義務  
 →参照 ③健康状態や職業などの告知  
 (15 ページ)

## ■ 重大事由とは、次の場合をいいます ■

1. 以下の給付金などを詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致（未遂を含みます）をした場合

| 給付金など   | 事故招致をした者                    |
|---|-----------------------------|
| 死亡給付金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称のいかんを問いません）                                      | ご契約者<br>死亡時支払金受取人           |
| このご契約の入院時支援給付金、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金、外来時放射線治療給付金、先進医療給付金、認知症保険金、軽度認知障害保険金 | ご契約者<br>被保険者<br>当該給付金などの受取人 |
| このご契約の保険料払込免除   | ご契約者<br>被保険者                |

2. このご契約の以下の給付金などの請求に関し、以下の者に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合

| 給付金など   | 詐欺行為を行なった者  |
|---|-------------|
| 死亡給付金   | 死亡時支払金受取人   |
| 入院時支援給付金、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金、外来時放射線治療給付金、先進医療給付金、認知症保険金、軽度認知障害保険金 | 当該給付金などの受取人 |
| 保険料払込免除   | ご契約者        |

3. 他のご契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、次のいずれかに該当する場合<sup>⑤</sup>
- ア. 反社会的勢力<sup>⑥</sup>に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. ご契約者または給付金などの受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当社のご契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待し得ない上記1から4と同等の事由がある場合
- ア. このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されること
- イ. ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が他の保険者との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されること

<sup>⑤</sup>この事由にのみ該当した場合で、複数の給付金などの受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金などのうち、その受取人にお支払いすることになっていた給付金などを除いた額を、他の受取人にお支払いします。

<sup>⑥</sup>反社会的勢力／暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

<sup>⑦</sup>失効が取り消された場合を除きます。

→参照

<sup>⑧</sup>猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除、失効、失効取消）

（53 ページ）

## 5 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合

- 詐欺または給付金などの不法取得目的によりご契約を締結した場合、ご契約はそれぞれ取り消しまたは無効となり、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除はできません。この場合はすでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

## 6 保険料のお払込みがないことによる解除、失効の場合

- 保険料のお払込みがないことによりご契約が解除となった場合または失効した場合には、その後に給付金などの支払事由または保険料のお払込みの免除事由が発生しても、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除はできません<sup>⑦</sup>。

# 7 給付金などの請求手続き



## 給付金などの請求および保険料払込免除の請求

●給付金などのご請求および保険料払込免除のご請求手続きは以下のとおりです。

### 手順 1 ご連絡をいただく前にご確認ください

- 主契約および特約について、**5 給付金などのお支払い**の「お支払いする場合」や**15 保険料払込免除**の「保険料のお払込みが免除される場合」に、該当したときまたは該当する可能性があると思われるときには、幅広くご案内するため、以下の内容などをお伺いするので事前にご確認ください。
- ご契約内容によってはお支払いできる給付金などがありません。

→参照

- 5 給付金などのお支払い** (20 ページ)
- 15 保険料払込免除** (56 ページ)

| 死亡した場合①  | 病気・ケガをした場合①②  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険証券番号 (ご契約が複数ある場合は、全件)</li> <li>● 死亡した方のお名前・生年月日</li> <li>● 死亡した日</li> <li>● 死亡の原因 (事故・病気)</li> <li>● 受取人のお名前とご連絡先</li> <li>● 死亡する前の入院などの有無</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険証券番号 (ご契約が複数ある場合は、全件)</li> <li>● 入院・手術・通院・放射線治療などをした方、障害状態になった方のお名前・生年月日</li> <li>● 入院などの原因 (事故・病気)</li> <li>● 事故日 (事故を原因とする場合)</li> <li>● 入院の期間 (入院日・退院日)、通院日</li> <li>● 手術名および手術日 (手術を受けた場合)</li> <li>● 放射線治療名および実施日 (放射線治療を受けた場合)</li> <li>● 治療に対する公的医療保険制度の適用有無</li> </ul> |

- ① 死亡の原因または入院などの原因により、確認させていただく項目が異なることがあります。
- ② 障害の状態および原因によっては保険料のお払込みが免除される場合があります。

### ●もれなくご請求いただくために、次の項目もご確認ください。



- 複数のご契約にご加入されていませんか？
- がんなど、特定のご病気ではありませんか？
- 通院をされたときに給付金をお支払いのご契約ではありませんか？
- 障害状態または要介護状態にあたりませんか？
- 死亡する前に、入院や手術、在宅療養を受けていた、または障害状態や要介護状態に該当していたということはありませんか？



**手順2 担当者へご連絡ください**

- 受取人から当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡ください③。
- 被保険者がお受け取りになる給付金などや、ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込免除のご請求について、被保険者ご自身にご請求できない特別な事情があるときは、代理請求人が被保険者に代わってご請求できる場合があります。
- 受取人は給付金などによって異なります。

**手順3 ご請求のご案内と必要書類をお届けします**

- ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と必要書類をお届けします。
  - ・このご契約のほかに、ご請求いただけるご契約がある場合には、あわせて必要書類をご案内します。

**手順4 必要書類をご提出ください**

- ご案内した所定の書類に必要事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、当社へご提出ください。

**手順5 ご提出書類の内容を確認し、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除をします**

- 請求書類の不足などがある場合には、ご連絡を差しあげます。
- 給付金などは、ご指定いただいた口座へ送金します。
- ご提出いただいた書類（診断書など）に基づいてお支払いした給付金などのほかに、お支払いできる可能性がある場合などには、改めてご案内します。

**手順6 お支払明細書をご確認ください**

- 当社からお支払金額などを記載した明細書を郵送しますので、内容をご確認ください。
  - ・給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除ができない場合、その理由をご説明しています。



ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、ご契約者のご住所を変更された場合や死亡時支払金受取人の変更が必要となった場合には、変更手続きをお早めにしてください。

**ご注意**

当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、給付金などのご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご請求内容などについて確認④させていただきます場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただきます場合があります。

③保険料払込免除のご請求は、ご契約者からご連絡ください。

**→参照**

④代理請求特約(被保険者請求サポート制度)  
(47 ページ)

**→参照**

⑤給付金などのお支払い (20 ページ)

⑥保険料払込免除  
(56 ページ)

**→参照**

⑧給付金などのお支払期限  
(43 ページ)

**→参照**

⑨死亡時支払金受取人の変更  
(61 ページ)

**→参照**

⑩ご契約者・住所などの変更に伴う手続き  
(63 ページ)

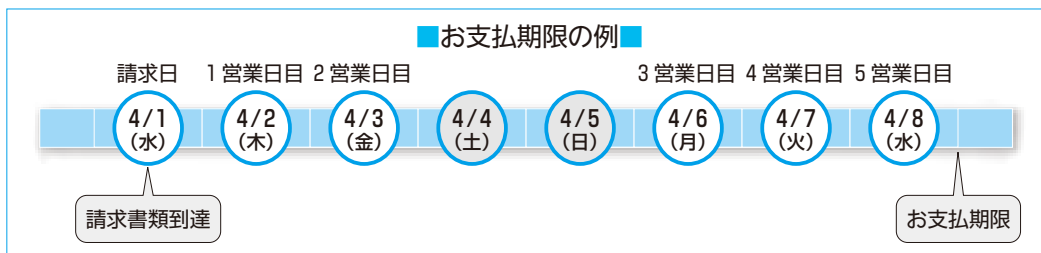
④確認に際して、事前のご連絡なしに訪問させていただく場合があります。

# 8 給付金などのお支払期限



## お支払期限について

●給付金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到達した日（請求日）①の翌営業日②からその日を含めて**5営業日③以内**にお支払いします。



●ただし、給付金のお支払いなどのために確認、照会、調査が必要な場合は、お支払期限を以下のとおりとします。

| 給付金のお支払いなどのために確認、照会、調査が必要な場合  | お支払期限                                     |
|---|---|
| 1. 給付金の支払事由などの発生の有無の確認が必要な場合<br>2. 給付金の免責事由などに該当する可能性がある場合<br>3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合<br>4. 主約款または主契約に付加されている特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合            | 請求日の翌営業日からその日を含めて <b>45日以内</b> にお支払いします。  |
| 上記1～4の確認を行なうために次の特別な照会や調査が必要な場合<br>・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会<br>・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定<br>・刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会<br>・日本国外における調査 | 請求日の翌営業日からその日を含めて <b>180日以内</b> にお支払いします。 |

●お支払期限を過ぎて給付金などをお支払いすることとなった場合には、お支払期限の翌日以降の期間について所定の利息を給付金などとあわせてお支払いします。

### ご注意



給付金のお支払いなどのための上記の確認などに際し、ご契約者・被保険者・給付金の受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。

①請求書類が当社に到達した日（請求日）とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。

②この営業日とは、以下の日を除く日をいいます（2023年7月現在のお取扱いです）。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

## 9

# 保険契約者代理特約 (契約者手続サポート制度)



## 保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）とは

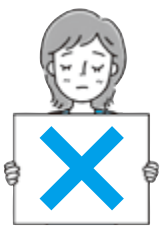
ご契約者が、ご契約に関する手続を行なうことができない特別な事情がある場合に、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定の手続を行なうことができる特約（制度）です。

### 1 保険契約者代理人による手続ができる場合

- ご契約者が、傷害または疾病等によりご契約に関する手続の意思表示ができない場合
- ご契約者と被保険者が同一人で、被保険者の病名などを知らされていないため、保険料払込免除の請求ができない場合

### 2 保険契約者代理人による代理可能な手続

●保険契約者代理人がご契約者に代わって行なうことができるのは、住所変更、給付金額の減額、解約などの手続です。ただし、次の手続はご契約者に代わって手続を行なうことはできません。



#### ●次の手続は、ご契約者に代わって手続を行なうことはできません。

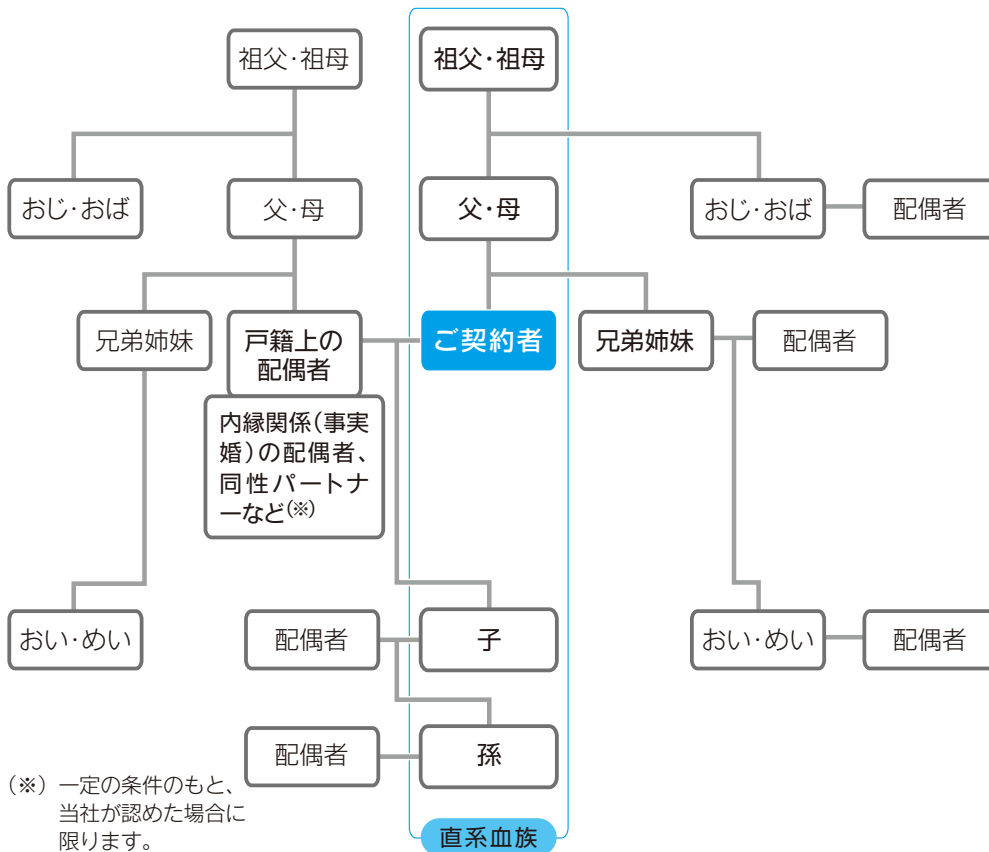
- 告知を要する手続
- ご契約者の変更手続<sup>①</sup>
- 保険契約者代理人の変更手続
- 給付金等の受取人の変更手続
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続

①被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続は、代理可能な手続です。

## 保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめご契約者が指定する必要があります。
- ご契約者は、当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者代理人は1名とし、ご契約者に代わって行なう手続き時における、次のいずれかの者です。
  - ①ご契約者の戸籍上の配偶者
  - ②ご契約者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫など）
  - ③ご契約者の兄弟姉妹
  - ④ご契約者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど）
  - ⑤次のいずれかの者で、ご契約者のために手続きをする適切な関係があると当社が認めた者<sup>②</sup>
    - ア. 上記の①から④までの者以外で、ご契約者と同居している者（内縁関係（事実婚）の配偶者、同性パートナー<sup>③</sup>など）
    - イ. ご契約者から委任を受ける等により、ご契約者の財産の管理を行なっている者<sup>④</sup>

■代理可能なお手続きができる方の範囲例■



<sup>②</sup>当社が定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限ります。

<sup>③</sup>男女の婚姻関係と異なる程度の実態を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

<sup>④</sup>会社等の団体（団体の代表者を含みまず）を除きます。

## ご注意



## ●保険契約者代理人の取扱いが受けられない場合

保険契約者代理人がお手続き時において、次のいずれかに該当する場合は、**保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。**

- ①未成年者<sup>⑤</sup>
- ②成年被後見人<sup>⑤</sup>
- ③破産者で復権を得ない者

また、保険契約者代理人が、ご契約者をお手続きを行なう意思表示が困難な状態などに故意に該当させた場合も保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。

<sup>⑤</sup>保険契約者代理人としての取扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、手続きはできません。

## ご請求・お支払いについて

- お支払いした返戻金などは、保険契約者代理人ではなく、ご契約者に帰属します。
- 返戻金などを保険契約者代理人にお支払いした場合には、**その後重複して返戻金などをご請求いただいてもお支払いできません。**
- ご契約内容について保険契約者代理人からお問い合わせがあった場合、当社は、ご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、保険契約者代理人に回答することがあります。
- 保険契約者代理人からの請求によって保険料のお払込みを免除した後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社は保険料のお払込みの免除の状況などについて事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者に保険料払込免除の事実などを知られることがあります。



ご契約者は、保険契約者代理人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約者に代わって手続きできること」を必ずお知らせください。



10

# 代理請求特約 (被保険者請求サポート制度)



## 代理請求特約（被保険者請求サポート制度）とは

被保険者がお受取りになる給付金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、代理請求人が被保険者に代わって給付金などをご請求できる特約（制度）です。

認知症終身保障特約を付加した場合、お申し込み時に必ず付加していただきます。

### 1 代理請求できる場合

- 被保険者本人が、事故や病気で寝たきりなどの状態になり、給付金などのご請求を行なう意思表示が困難な場合

### 2 代理請求の対象となる給付金など

●代理請求の対象となる給付金などは、次のとおりです。

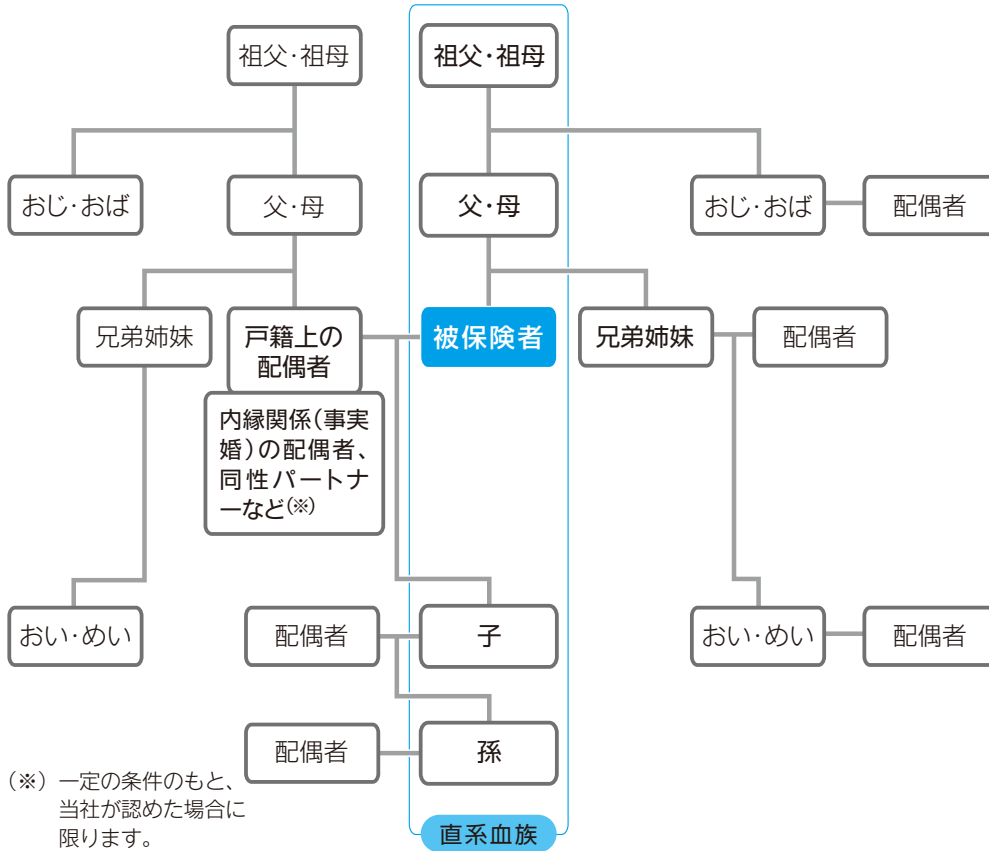
- 入院時支援給付金、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金、外来時放射線治療給付金、先進医療給付金、認知症保険金、軽度認知障害保険金
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込免除

代理請求できる方

●給付金などのご請求時において、次のいずれかを満たす死亡時支払金受取人が代理請求人となります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫など）
- ③被保険者の兄弟姉妹
- ④被保険者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど）
- ⑤次のいずれかの者で、給付金などの受取人のために給付金などを請求する適切な関係があると当社が認めた者<sup>①</sup>
  - ア. 上記の①から④までの者以外の者で、被保険者と同居している者（内縁関係（事実婚）の配偶者、同性パートナー<sup>②</sup>など）
  - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者

代理請求できる方の範囲例



①当社の定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限ります。

②男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

ご注意



●代理請求人の取扱いが受けられない場合

死亡時支払金受取人が給付金などのご請求時において、次のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

- ①未成年者<sup>③</sup>
- ②成年被後見人<sup>④</sup>
- ③破産者で復権を得ない者

また、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由を故意に生じさせた者、または被保険者がその給付金などをご請求できない特別な事情を故意に招いた者も代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

③代理請求人としての取扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、請求手続きはできません。



## 代理請求特約の付加について

- 代理請求特約を付加される際は、被保険者の同意を得て、ご契約者がお申し込みください。
- 死亡時支払金受取人が変更された場合、代理請求人も変更されます。
- 死亡時支払金受取人が2人以上いる場合、所定の条件を満たした死亡時支払金受取人全員が代理請求人となります。この場合、代表者1名を定めてその代表者からご請求ください。
- 死亡時支払金受取人が死亡した場合、その死亡時支払金受取人の法定相続人が自動的に代理請求人となることはありません。この場合、改めて指定された新死亡時支払金受取人が代理請求人になります。

## ご請求・お支払いについて

- お支払いした給付金などは、代理請求人ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金などを代理請求人にお支払いした場合には、その後重複して給付金などをご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について代理請求人からお問い合わせがあった場合、当社は、ご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、代理請求人に回答することがあります。
- 代理請求人に給付金などをお支払いした後または保険料のお払込みを免除した後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除の状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。



要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、給付金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

## 11

## 保険料の払込回数など



## 保険料の払込回数

●保険料の払込回数には、次の方法があります。

|      | 払込回数  | 払込期月   |
|------|-------|--|
| 新年掛  | 1年に1回 | 1年分の保険料は、年単位の契約応当日 <sup>①</sup> が属する月の1日から末日までにお払込みください。 |
| 新半年掛 | 半年に1回 | 半年分の保険料は、半年単位の契約応当日が属する月の1日から末日までにお払込みください。              |
| 月掛   | 毎月1回  | 毎月の保険料は、その月の1日から末日までにお払込みください。                           |

**①契約応当日**／契約日に対応する日のことで年単位、半年単位、月単位の3つの契約応当日があります。例えば契約日が2023年5月1日の場合、年単位の契約応当日は2024年以降毎年5月1日となります。

**②被保険者の死亡**による消滅、ご契約の解約などです。

**③すでに払い込まれた保険料**／保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

## 解約などにより保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

●**新年掛または新半年掛のご契約の場合**、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅<sup>②</sup>や保険料の払込免除により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額を払い戻します。

## 【払い戻す額】

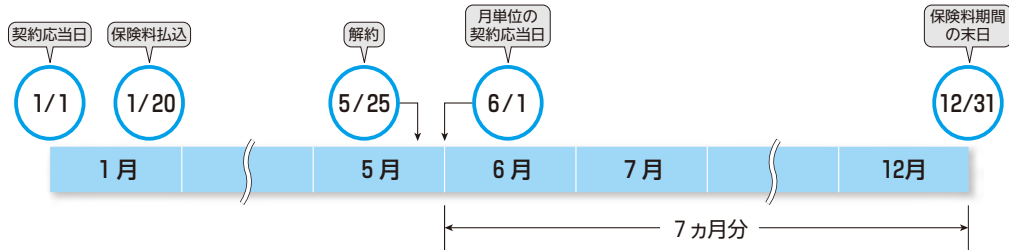
すでに払い込まれた保険料<sup>③</sup>のうち、  
 保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数  
 に対応する保険料

## ■ 新年掛契約のご契約例 ■

契約応当日：1月1日（月単位の契約応当日：毎月1日）

保険料期間：1月1日～12月31日

1月20日に新年掛保険料を払い込まれた後、5月25日にご契約を解約された場合  
⇒ご契約を解約された5月25日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。従って、6月1日から12月31日（保険料期間の末日）までの7ヵ月分に対応する保険料を払い戻します。



## ご注意



保険料の払込回数が月掛のご契約については、この「解約などにより保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。

# 12 保険料の払込経路



## 保険料の払込経路

●保険料の払込経路には、次の方法があります。

| 払込経路    |              | お取扱い   |
|---------|--------------|--|
| 口座振替扱い① | 口座振替によるお払込み  | 当社提携の金融機関などに保険料振替に利用する口座をご指定いただき、その口座から保険料振替日（払込期月の27日）②に自動的に保険料が振り替えられます。 |
| 集団扱い①   | 団体を通じてのお払込み  | お勤め先などの団体を経由して保険料をお払込みいただけます。  |
| 送金扱い    | 払込取扱票によるお払込み | お届けした払込取扱票により、ゆうちょ銀行・郵便局、当社指定の金融機関またはコンビニエンスストア等からお払込みください。                |
| 店頭扱い    | 店頭持参によるお払込み  | 原則として新たな払込経路に変更されるまでの期間に限りお取り扱いします。最寄りの支社または本社に持参してお払込みください。               |

①口座振替扱いまたは集団扱いをご希望の場合、保険料口座振替特約または集団扱特約（A）もしくは集団扱特約（B）の付加を要します。

②その日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。

## 払込経路の変更

- 第2回以後の保険料について、払込経路を変更することができます。
- 以下の場合など、払込経路を変更する際は、当社の担当者、最寄りの支社または本社までお申し出ください。
  - ・払込経路の変更をご希望する場合
  - ・お勤め先などの団体から脱退する場合
- 新たな払込経路に変更されるまでの間の保険料は、最寄りの支社または本社でお払込みください。

### ご注意

- ・払込経路を変更された場合、保険料が変更されることがあります。
- ・払込経路が集団扱いの場合、お勤め先などの団体におけるご契約者の人数の増減などにより保険料が変更されることがあります。

13

# 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、失効取消)



## 払込期月と猶予期間

保険料は払込期月内にお払込みください。

猶予期間内にお払込みがない場合、保障はなくなります。

- 保険料を払い込んでいただく月の1日から末日までを「払込期月」といいます。
- 保険料のお払込みには**猶予期間**があります。猶予期間は以下のとおりです。

| 払込回数     | 猶予期間                   |
|----------|------------------------|
| 新年掛、新半年掛 | 払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで |
| 月掛       | 払込期月の翌月1日から末日まで        |

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって**解除**となります。
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、この保険には当社が自動的に保険料を貸し付ける制度がないため、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から**効力を失います(失効)**。

### ご注意

第1回保険料のお払込みがないままご契約が解除となった後、解除となった日の翌日から3年以内に改めてご契約をお申し込みいただく場合は、第1回保険料のお払込みを「口座振替により払い込む方法」以外の方法でお申し込みください。



口座振替扱いのご契約は保険料振替日に保険料の振り替えができなかった場合、翌月の保険料振替日①に再度口座振替を行ないます。なお、払込期月の翌月の保険料振替日に保険料の振り替えができなかった場合は、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡ください。

①翌月の保険料振替日／保険料の払込回数が、新年掛または新半年掛の場合は、保険料振替日の翌月の応当日になります。

## 失効取消

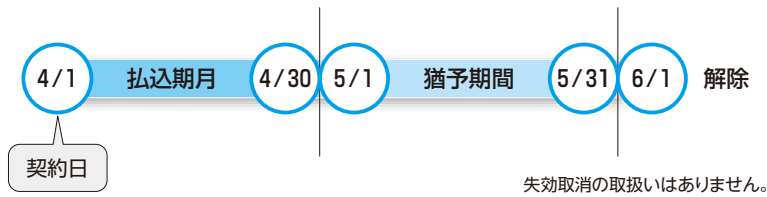
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれないためにご契約が失効した場合、失効取消可能期間<sup>②</sup>中に未払込保険料を払い込んだときには、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます<sup>③</sup>。
- 失効取消のお申し出にあたっては、改めて告知をしていただく必要はございません。
- ご契約の失効中に給付金などの「お支払いする場合」に該当した場合でも、失効が取り消されたときには、給付金などを支払います。

②失効日からその日を含めて2ヵ月間とします。例えば、失効日が10月1日の場合、10月1日から11月30日までの期間をいいます。なお、失効取消可能期間の末日が休日等の場合でも、翌営業日までとはしません。

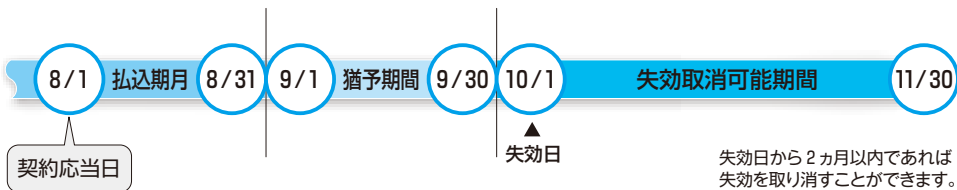
③復活の取扱いはありません。

## ■月掛契約の例■

## [第1回保険料の場合]



## [第2回以後の保険料の場合]





# 14 未払込保険料がある場合の 給付金などのお取扱い



## 未払込保険料がある場合の給付金などのお取扱い

●未払込保険料がある場合、下表のとおり取り扱います。

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 給付金などを支払うとき | 未払込保険料を差し引いてお支払いします <sup>①</sup> |
| 保険料払込免除のとき  | 未払込保険料をお払込みいただきます                |

①ご契約が失効している場合を除きます。

### ■未払込保険料がある場合のお支払い額の例■

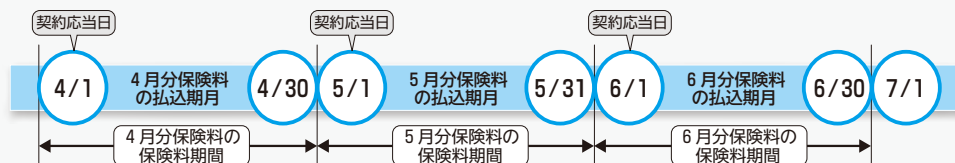
入院時支援給付金 100,000円      月掛保険料10,000円  
4月分の保険料が払い込まれないまま、契約当日である4月1日より後の4月20日に入院時支援給付金をお支払いする場合

|               |          |
|---------------|----------|
| 入院時支援給付金      | 100,000円 |
| － 未払込保険料（4月分） | 10,000円  |
| お支払い額         | 90,000円  |

### ■払込期月と保険料期間■

- 保険料を払い込んでいただく月の1日から末日までを「払込期月」といいます。
- 払い込まれた保険料が充当される期間を「保険料期間」といいます。保険料期間は、毎払込期月の契約当日から次の払込期月の契約当日の前日までの期間です。

[月掛契約の場合]





# 15 保険料払込免除



## 保険料のお払込みが免除される場合

「給付金などをお支払いできない場合(37ページ)」もお読みください。

被保険者が所定の障害状態に該当したときは、該当日の直後に到来する月単位の契約応当日以降の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

なお、保険料のお払込みが免除された特約の保険期間が満了する場合でも、更新限度まで更新されます(更新後も保険料の払込免除は継続されます)。

### 保険料のお払込みが免除される場合

- 被保険者が、保険料払込期間中に身体障害表の第1級の障害状態①に該当したとき
- 被保険者が、不慮の事故②を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に身体障害表の第2級または第3級の障害状態③に該当したとき



「身体障害表」の等級は、身体障害者福祉法で定められている身体障害の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは異なります。

①身体障害表の第1級の障害状態／両眼の視力を全く永久に失った状態などです。

→参照 主約款別表 2「身体障害表」

②不慮の事故／急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)をいいます。

→参照 主約款別表 1「対象となる不慮の事故」

③身体障害表の第2級または第3級の障害状態／片足を足関節以上で失った状態などです。

→参照 主約款別表 2「身体障害表」

●保険料の払込免除の対象となる障害状態とは、以下のとおりです。

| 等級  | 障害状態  |
|-----|---|
| 第1級 | 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの                                     |
|     | 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの                              |
|     | 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの               |
|     | 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの                    |
|     | 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの                    |
|     | 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの      |
|     | 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの                     |
| 第2級 | 1. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの                                     |
|     | 2. 1眼の視力を全く永久に失ったもの                                     |
| 第3級 | 3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの |
|     | 4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの |
|     | 5. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの         |
|     | 6. 10手指の用を全く永久に失ったもの                                    |
|     | 7. 10足指を失ったもの   |
|     | 8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの                           |

# 16 配当金

## 配当金

- 配当金は決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。
- また、次のような場合には、5年ごとの契約応当日を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
  - ・被保険者が死亡したことによりご契約が消滅する場合
  - ・ご契約から2年経過後に解約した場合

## 配当金のお支払方法

- 配当金は当社所定の利率<sup>①</sup>で積み立てておき、次の場合にお支払いします。
  1. ご契約者から請求があった場合
  2. 被保険者が死亡したことによりご契約が消滅する場合
  3. ご契約を解約した場合
- 配当金はご契約者にお支払いします。ただし、被保険者が死亡したことによりご契約が消滅する場合は、死亡時支払金受取人にあわせてお支払いします。

### ご注意



- ・ご契約から2年以内に解約した場合、配当金はありません。
- ・解約した場合にお支払いする配当金は、被保険者が死亡したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。
- ・先進医療保障特約には配当金はありません。

①この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

### →参照

⑱ 被保険者が死亡した場合のお取扱い (60 ページ)

## 特別配当

- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- この商品は当社の内部留保の積み立てに特に貢献いただいているご契約者にお支払いする「MYミューチュアル配当」の対象商品です。

# 17 解約と返戻金



## ご契約の解約

- ご契約者は、いつでもご契約を解約することができます。
- 解約を請求するときは、当社所定の請求書類をご提出ください。
- ご契約を解約して返戻金があるときは、返戻金を受け取ることができます。

## 基準給付金額などの減額

- 保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、基準給付金額などを減額して払込保険料を少なくすることでご契約を有効に続けることができます。
- 基準給付金額などが減額された場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとして扱います。
- この場合、返戻金があるときは、返戻金を受け取ることができます。
- 認知症保険金額を減額することにより、軽度認知障害保険金額が当社の定める限度を超える場合には、軽度認知障害保険金額も同時に当社の定める限度まで減額されます。

### ご注意



- いったん減額されたあとで、基準給付金額などをもとに戻すことはできません。
- 減額後の基準給付金額などが当社の定める金額に満たない場合はお取扱いできません。

## 返戻金

- 主契約、認知症終身保障特約、軽度認知障害終身保障特約は、以下のとおり解約時などの返戻金を抑制しています。

### 保険料払込期間中

- 返戻金がありません。

### 保険料払込期間満了後

- 返戻金があります。ただし、死亡給付金額（基準給付金額、認知症保険金額の10%、軽度認知障害保険金額の10%）を限度とします。
- 先進医療保障特約には返戻金がありません。

## 18

# 被保険者が死亡した場合のお取扱い

## 被保険者が死亡した場合

●被保険者が死亡した場合で、お支払いする給付金などがあるときには、死亡時支払金受取人にお支払いします。お支払いする給付金などは以下のとおりです。

### 保険料払込期間中

- 配当金
- お払込みいただいた新年掛・新半年掛の保険料のうち、保険料のお払込みが不要となった保険料期間に対応する保険料

### 保険料払込期間満了後

- 死亡給付金
- 配当金

●被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。



被保険者が死亡した場合は、ご契約者または死亡時支払金受取人から当社の担当者、最寄りの支社または本社へ、速やかにご連絡ください。

# 19 死亡時支払金受取人の変更



## 死亡時支払金受取人の変更

- ご契約者は被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 死亡時支払金受取人を変更される場合には、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

## 遺言による死亡時支払金受取人の変更

- ご契約者は被保険者が死亡するまでは、法令上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡した後、ご契約者の相続人から、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

### ご注意



- 当社が死亡時支払金受取人変更のご通知を受ける前に変更前の受取人に死亡給付金などをお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の受取人から死亡給付金などのご請求を受けても、当社は死亡給付金などをお支払いしません。
- 給付金などの受取人が「被保険者」などと定められている場合、その他の者に変更することはできません。

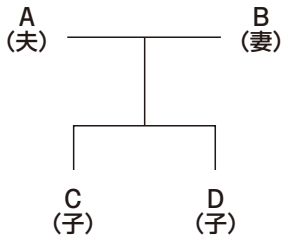
## 死亡時支払金受取人が死亡した場合の取扱い

- 新しい死亡時支払金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡時支払金受取人が死亡した時以後、死亡時支払金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人が死亡時支払金受取人となります。



## ■死亡時支払金受取人が死亡し、変更手続きが行なわれていない場合■

ご契約者・被保険者 Aさん  
死亡時支払金受取人 Bさん



◆ Bさん（死亡時支払金受取人）が死亡し、死亡時支払金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡時支払金受取人となります。

◆ その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡時支払金受取人となります。この場合、CさんとDさんのお支払いする給付金などの受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

• 死亡時支払金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。



ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、死亡時支払金受取人が「法定相続人」のご契約は、受取人を指定する変更手続きをお早めに行ってください。

20

# ご契約者・住所などの変更に伴う手続き



## 手続きについて

- 次のようなときは、当社の担当者、最寄りの支社または本社にご連絡ください。
  - ご契約者、死亡時支払金受取人を変えたいとき
  - 町名や番地が変わったとき
  - 保険料の払込方法を変えたいとき
  - 改姓や改名をされたとき
  - 住所を変更されたとき
- ご連絡いただく際には、**保険証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所および電話番号**をお知らせください。



- **住所を変更された際はただちにご連絡ください。当社からお送りする郵便物などを確実にお届けしたり、引き続き変わらぬサービスをご提供するためにもお願いいたします。**

- 住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
- この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知は到達したものとみなします。

## 21

# 給付金の受取人による 保険契約の継続

## 給付金の受取人による保険契約の継続

- 通常、解約のお手続きはご契約者のお申し出によって行なわれますが、これ以外に、債権者など（差押債権者や破産管財人）がご契約を解約することがあります。この場合に、給付金の受取人は、ご契約を継続させることができる場合があります。
- 債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者などが解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金の受取人はご契約を継続させることができます。
  1. ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  2. ご契約者でないこと
- 給付金の受取人がご契約を継続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から**1ヵ月を経過する日までの間**に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。
  1. ご契約者の同意を得ること
  2. 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
  3. 上記2について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること

22

# 被保険者による ご契約者への解約の請求

## 被保険者によるご契約者への解約の請求

- 被保険者とご契約者が異なる場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、保険法の規定に基づき、ご契約の解約を請求することができます。
  1. ご契約者または給付金などの受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として給付金などのお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
  2. 給付金などの受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行なおうとした場合
  3. 上記1または2の他、被保険者のご契約者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
  4. ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合（契約締結時に夫婦であったご契約者と被保険者が契約締結後に離婚された場合など）
- この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要がありません。

### ご注意



被保険者の解約のご請求は、当社にではなく、ご契約者に対して行なってください。

## 23 生命保険と税金



### ご注意

以下の内容は2023年7月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わることがあります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士などにご確認ください。

### 生命保険料控除

生命保険料控除は、ご契約者（保険料負担者）を対象に、お支払いいただいた保険料に応じて、一定の金額が所得税・住民税計算のうえでのその年の所得から差し引かれる制度です。生命保険料控除を受けることで所得税、住民税の負担が軽減されます。

- 生命保険料控除には、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の3区分があります。一般生命保険料控除、介護医療保険料控除は、給付金などの受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者またはその他の親族、個人年金保険料控除は、年金受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者で、かつ被保険者と同一人のご契約を対象とします。
- 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお支払いになった保険料の合計額から控除の対象外となる保険料およびその年に支払われた配当金を差し引いた額です。
- 生命保険料控除を受けるには申告が必要です。毎年10月以降に、生命保険料のお払込状況に応じて「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、次の要領で申告してください。

#### ① 給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、毎年12月の給与の支払われる前までに勤務先を経由して、税務署に提出してください。ただし、集団扱契約の場合は、原則として、団体の担当者の証明でよいことになっておりますので「生命保険料控除証明書」は発行いたしません。

#### ② 申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

- 「生命保険料控除証明書」の発行時期や方法等については、その年によって変更する場合があります。
- 詳細については、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

### 控除の区分

●保険料は、次のいずれかに区分されます。

#### 一般生命保険料

生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

#### 介護医療保険料

入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

#### 個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約などの保険料

#### 保険料控除対象外となる保険料

身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

●このご契約の保険料は次のとおり区分されます。

| 区分               | 主契約・特約名  |
|------------------|--|
| 一般生命保険料          | —  |
| 介護医療保険料          | <ul style="list-style-type: none"> <li>主契約(5年ごと配当付終身医療保険(解約返戻金抑制型)[II型])</li> <li>先進医療保障特約</li> <li>認知症終身保障特約</li> <li>軽度認知障害終身保障特約</li> </ul> |
| 個人年金保険料          | —  |
| (保険料控除対象外となる保険料) | —  |

### 控除額

●「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、それぞれ計算した控除額が所得税・住民税計算のうえでの所得から控除されます。

#### ■所得税■

| 年間正味払込保険料①<br>(「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用) | 控除額*   |
|---------------------------------------|--|
| 20,000円以下のとき                          | 全額   |
| 20,000円を超え40,000円以下のとき                | $(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$ |
| 40,000円を超え80,000円以下のとき                | $(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$ |
| 80,000円を超えるとき                         | 一律40,000円  |

\*他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が120,000円を超える場合には、控除額は120,000円となります。

#### ■住民税■

| 年間正味払込保険料①<br>(「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用) | 控除額*   |
|---------------------------------------|--|
| 12,000円以下のとき                          | 全額   |
| 12,000円を超え32,000円以下のとき                | $(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$  |
| 32,000円を超え56,000円以下のとき                | $(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$ |
| 56,000円を超えるとき                         | 一律28,000円  |

\*他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が70,000円を超える場合には、控除額は70,000円となります。

①年間正味払込保険料/配当金がある場合、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」「保険料控除対象外となる保険料」の各保険料で配当金を按分し、差し引きます。



## 給付金を受け取られたときにかかる税金

ご契約者および受取人が個人の場合で、給付金を受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。

### 1 死亡給付金の場合

●ご契約者・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり異なります。

|                         | 契約例              |      |     | 税の種類                              |
|-------------------------|------------------|------|-----|-----------------------------------|
|                         | ご契約者<br>(保険料負担者) | 被保険者 | 受取人 |                                   |
| ご契約者と被保険者が同一人の場合        | 夫                | 夫    | 妻   | 相続税                               |
|                         | 夫                | 夫    | 子   |                                   |
| 受取人がご契約者自身の場合           | 夫                | 妻    | 夫   | 所得税 <sup>②</sup><br>(一時所得)<br>住民税 |
|                         | 夫                | 子    | 夫   |                                   |
| ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合 | 夫                | 妻    | 子   | 贈与税                               |
|                         | 夫                | 子    | 妻   |                                   |

②復興特別所得税があわせて課税されます。

### 2 病気・ケガを原因として支払う給付金などの場合

●入院時支援給付金、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金、外来時放射線治療給付金、先進医療給付金、認知症保険金、軽度認知障害保険金は、その受取人が被保険者本人あるいはその配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族のとき税金はかかりません。

## 24

## 生命保険に関するお知らせ

## 1 個人情報等の取扱い

## 個人情報等の利用目的

- お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスをご提供するために、ご契約のお申込みなどに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、当社は取得したお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。
  - ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ・その他保険に関連・付随する業務
- ただし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号（マイナンバー）については、保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務、その他法令等に定める個人番号関係事務等の目的に限定して利用させていただきます。

## 個人情報等の留意事項

## 身体・健康状態に関する情報の取扱い

- お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- また、取得いたしました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

## 再保険の取扱いへの利用

- お申込みいただきました保険契約について、再保険を行なうことがあり、必要なお客さま情報を再保険会社に提供させていただく場合がございます。
- 再保険会社に提供させていただくお客さま情報は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険証券番号のほか、保険契約者様・被保険者様のお名前・性別・生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報などです。
- 再保険会社においては、提供させていただくお客さま情報は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用させていただきます。

## 保険料口座振替の取扱いへの利用

- お客さま（口座名義人様）に関する個人情報は、保険料口座振替申込欄に記載の金融機関および明治安田生命保険相互会社間で保険料収納等、保険契約のご継続・維持管理のために利用させていただきます。

## 2 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

- 当社では、犯罪収益移転防止法に定められた各種取引の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行なっております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行なうことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、当社までご連絡ください。



当社における個人情報等・取引時に確認した情報の取扱いについては、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。

### 3 税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ

#### 特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出に関するお願い

##### ご注意



以下の内容は2023年7月現在の情報に基づくものであり、今後、制度等の変更に伴い取扱いが変わることがあります。

##### 特定米国人申告について

- **FATCA**（外国口座税務コンプライアンス法）は、米国納税義務者が米国外の金融口座等を利用して租税を回避することを防ぐことを目的とする米国の法律です。
- 当社は、同法に関する日米当局間の合意に従い、ご契約者などが所定の米国納税義務者に該当するか否かを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁に契約情報等を報告します。
- 確認する場合および対象となる方は以下のとおりです。**対象となる方が「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」\*は、所定の方式によって当社に申告してください。**

| 確認する場合                        | 対象となる方   |
|-------------------------------|----------|
| ご契約のお申込み                      | ご契約者     |
| ご契約者の変更                       | 変更後のご契約者 |
| 満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合） | 受取人      |

\* 「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」は、次のとおりです。

- ・ 上表の「確認の対象者」が個人の場合：その個人が、米国民（米国籍を有している者）のとき、または米国居住者（永住権所有者および直近3年間に183日以上米国に滞在する者）のとき
- ・ 上表の「確認の対象者」が法人の場合：その法人が、米国設立の法人もしくは事業体であるとき、または米国設立以外の投資事業体でその実質的支配者が米国納税義務者のとき

- **ご契約等の後に米国納税義務者に該当することとなった場合は、改めて申告してください。**

##### 税務上の居住地国の届け出について

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、金融機関（当社を含みます）のお客さまに居住地国の届け出を義務づける制度です。
- **以下の場合、対象となる方の居住地国を当社に届け出てください。**  
（お届けいただけない場合、法律上の罰則がかかることがあります）

| 届け出が必要となる場合                   | 対象となる方   |
|-------------------------------|----------|
| ご契約のお申込み                      | ご契約者     |
| ご契約者の変更                       | 変更後のご契約者 |
| 満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合） | 受取人      |

上記は代表的な例です。これ以外に届け出が必要となる場合もあります。

- 法律上の定めに従い、当社は、ご契約者の契約情報等を国税庁に報告することがあります。
- 海外渡航等によって**居住地国が変更となる場合は、あらかじめ当社にご連絡ください。**



**特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出の詳細については、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。**

## 4 「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実にこなされるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### 「支払査定時照会制度」について

●給付金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

#### 相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する上記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は上記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。
  - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
  - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
  - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。



「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。  
各制度の最新の内容については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご確認ください。

## 5 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。  
詳しくは、次の [\[6\]生命保険契約者保護機構](#) をご覧ください。



## 6 生命保険契約者保護機構

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定<sup>①</sup>に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約<sup>②</sup>を除き、責任準備金等<sup>③</sup>の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません<sup>④</sup>）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

①特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

②破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率\*1を超えていた契約を指します\*2。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

\*1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

\*2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

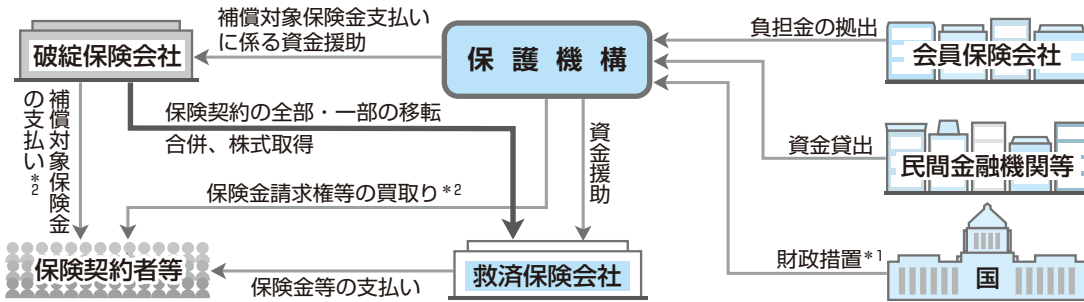
③責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

④個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

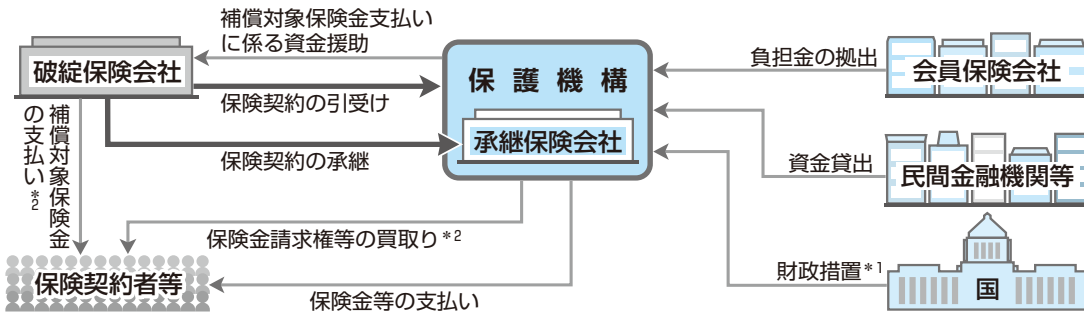


■ 救済の仕組み(概略) ■

● 救済保険会社が現れた場合 ●



● 救済保険会社が現れない場合 ●



\*1 上記の「財政措置」は、令和9年（2027年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

\*2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、②に記載の率となります）。

• 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2023年7月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります（最新の内容は、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください）。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

# 手続きに必要な書類一覧

- 諸手続きの際には、次の書類をご準備いただきます。ただし、下記以外の書類の提出を求め、または、下記の必要書類のうち一部の省略を認めることがあります。なお、手続きによっては、当社営業端末で行なうこともできます。
- 詳しくは、当社の担当者、最寄りの支社または本社までご相談ください。
- 当社の窓口で諸手続きをされる際には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

注・書類のご準備にかかわる費用等をご負担ください。  
・ご提出いただいた請求書類は返却いたしませんのでご了承ください。

| 項目   | 必要書類<br>当社所定の書類 | 保<br>険<br>証<br>券 | 印鑑証明書                 |             | 戸籍抄本             |             | 被<br>保<br>険<br>者<br>の<br>住<br>民<br>票 | 当<br>社<br>所<br>定<br>の<br>診<br>断<br>書<br>・<br>入<br>院<br>証<br>明<br>書<br>・<br>治<br>療<br>証<br>明<br>書 | 事<br>受<br>傷<br>状<br>況<br>報<br>告<br>書<br>・<br>故<br>証<br>明<br>書 | 備<br>考  |
|--|-----------------|------------------|-----------------------|-------------|------------------|-------------|--------------------------------------|--|---|---|
|  |                 |                  | 保<br>険<br>契<br>約<br>者 | 受<br>取<br>人 | 被<br>保<br>険<br>者 | 受<br>取<br>人 |                                      |  |   |   |
| 入院時支援給付金の請求  | 請求書             | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | *1<br>○                              | ○  | *2<br>○   | *1. 被保険者と受取人が同一の場合は不要<br>*2. 疾病による場合は不要   |
| 入院時手術給付金、<br>入院時放射線治療給付金、<br>外来時手術給付金、<br>外来時放射線治療給付金の請求 | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | *1<br>○                              | ○  | *2<br>○   | *1. 被保険者と受取人が同一の場合は不要<br>*2. 疾病による手術・放射線治療の場合は不要<br>・ほかに診療報酬点数が記載された領収証（コピー）が必要                                   |
| 先進医療給付金の請求   | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | *1<br>○                              | ○  | *2<br>○   | *1. 被保険者と受取人が同一の場合は不要<br>*2. 疾病による場合は不要<br>・ほかに先進医療の技術に係る費用が記載された領収証（コピー）が必要                                      |
| 認知症保険金の請求  | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | *<br>○                               | ○  | ○   | *ほかに要介護認定の結果について記載された介護保険被保険者証が必要   |
| 軽度認知障害保険金の請求   | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | ○   |   |
| 死亡給付金の請求   | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | *1<br>○                              | ○  | *2<br>○   | *1. 医師による死亡診断書または検案書とします。<br>*2. 疾病による場合は不要   |
| (解約) 返戻金・積立金の請求  | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | ○   |   |
| 社員配当金の請求   | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | ○   |   |
| 基準給付金額の減額  | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | ○   |   |
| 死亡時支払金受取人の変更   | //              | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | ○   | ・受取人が被保険者と異なる場合は、ほかに被保険者の印鑑証明書が必要   |
| 保険契約者の変更   | //              | ○                | *<br>○                | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | ○   | * 旧保険契約者の死亡の場合<br>1. 旧保険契約者の戸籍抄本<br>2. 相続人代表者選定届と署名押印者の印鑑証明書・戸籍謄本   |
| 保険契約者<br>代理特約<br>(契約者手続<br>サポート制度)                       | 住所変更などの<br>代理手続 | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | *<br>○  | * 疾病による場合は不要<br>・ほかに保険契約者代理人の住民票、「保険契約者代理人としての取扱いを受けることができない場合」に該当していないことを証明する書類、保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写しが必要 |
| 代理請求特約<br>(被保険者請求<br>サポート制度)                             | 給付金の<br>代理請求    | ○                | ○                     | ○           | ○                | ○           | ○                                    | ○  | *<br>○  | * 疾病による場合は不要<br>・ほかに代理請求人の住民票、「代理請求人としての取扱いを受けることができない場合」に該当していないことを証明する書類、被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写しが必要           |

## 定 款

定款では、当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めています。  
最新の定款の全文については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください。

## 当 社 の 運 営

(定款第1章、第3章、第4章、第5章)

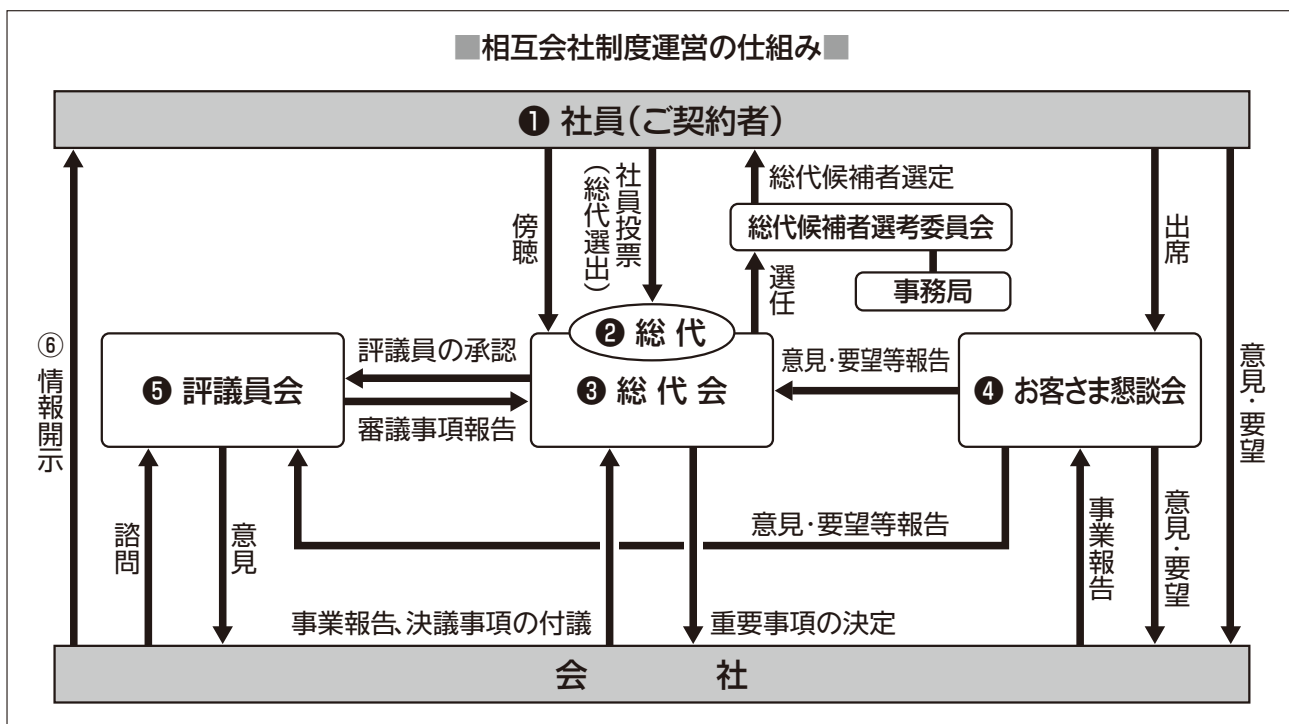
当社の運営は、2023年7月時点の定款の内容に基づいて記載しています。定款の変更に伴って今後変更の可能性がります。

# ご契約者お一人おひとりが 会社の構成員である社員です。

## ご契約者と相互会社との関係

- ◆ 保険会社の会社形態には株式会社と相互会社があり、当社は保険業法に基づいて設立された相互会社です。
- ◆ 相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員である社員※となります。社員が総代会やお客さま懇談会等を通じ会社運営に参加する保険会社独自の会社形態です。

※ 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます（定款第8条第1項）



### ① 社 員

◆ 保険業法、保険約款ならびに定款等の定めにより、社員には主に右の権利・義務があります。

### 社員の主な権利

- ・ 保険金等の支払請求権
- ・ 剰余金分配を受ける権利（社員配当金請求権）
- ・ 総代選出にあたっての社員投票権
- ・ 一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権 等

### 社員の主な義務

- ・ 保険料の払込義務

**② 総代**

- ◆社員の代表として選出される総代の定数は定款において222名と定めています。
- ◆このうち200名は地域別選出による120名と地域別選出によらない80名に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し、幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。
- ◆また、22名は総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した立候補制により選出される総代です。

**社員投票**

◇総代候補者選考委員会で選定された候補者については、社員一人おひとりによる社員投票を実施し、総代として選出することに同意しないとする投票（不信任投票）数が、有権者（全社員）の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

**③ 総代会**

- ◆総代会は社員の代表として選出された総代で構成され、株式会社の株主総会に相当する最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項の審議と決議を行います。

**総代会傍聴制度**

◇社員のみなさまに当社経営に対するご理解を深めていただくために、総代会を傍聴いただける制度を設けています。

◇お申込方法等については、開催日前の一定期間、本社、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。

**総代会議事録の閲覧**

◇総代会の議事録は、本社、法人部、支社に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。また、議事内容および質疑応答の要旨は当社ホームページに掲載しています。

**総代報告会**

◇総代に会社の経営情報を提供するとともに、会社へのご提言等をいただく機会として、原則として毎年12月に総代報告会を開催しています。

**④ お客さま懇談会**

- ◆ご契約者に当社の事業活動を報告し、ご理解を深めていただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望等を直接伺い、ご契約者の声を経営に反映させることを目的として、お客さま懇談会を全国の支社で毎年開催しています。
- ◆ご契約者から寄せられたご意見・ご要望のうち改善を要するものについては、担当部が対応を検討し、お客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。
- ◆お申込み方法等については、開催日前の一定期間、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。詳しくは、お近くの支社、営業所等にお問い合わせください。

**⑤ 評議員会**

- ◆会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。
- ◆評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出されます。なお、評議員数は定款で20名以内と定められています。

**⑥ 情報開示**

- ◆会社の経営情報をより多くのお客さまにご覧いただけるよう努めています。
- ◆業界に先駆けて1979年から、ディスクロージャー資料を作成しています。保険業法第111条に定める「業務および財産の状況に関する説明書類」として、本社、支社、営業所等に備え置いており、閲覧いただけるようになっています。
- ◆ディスクロージャー資料は当社ホームページ（裏表紙参照）でもご覧いただけます。

**相互会社の基金（定款第5条、第6条、第7条、第53条、第56条）**

- ◆基金とは、株式会社の資本金に相当する性格を持つ資金で、相互会社における財産的基礎となるものであり、会社清算時には債務の弁済が基金の払戻しに優先されることなどが保険業法に規定されています。
- ◆基金については、1996年以来これまで追加募集（増額）を行って、自己資本の充実による経営基盤の更なる強化と支払能力（ソルベンシー）の一層の向上を図ってきました。
- ◆なお、定款に定める当社の基金の総額（基金償却積立金を含む）は、9,800億円となっています。



# 約款・特約条項

ご契約の内容を記載した、約款および  
特約条項を掲載しています。



## 5年ごと配当付終身医療保険(解約返戻金抑制型)[Ⅱ型]普通保険約款

## もくじ

## 1. 保障の開始について

- 第1条 保障の開始
- 第2条 保険証券の発行

## 2. 給付金の支払いについて

- 第3条 入院時支援給付金の支払い
- 第4条 入院時手術給付金および入院時放射線治療給付金の支払い
- 第5条 外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金の支払い
- 第6条 死亡給付金の支払い
- 第7条 給付金の請求手続き
- 第8条 給付金の支払いの場所と時期
- 第9条 積立金の支払い

## 3. 保険料について

- 第10条 保険料の払込み
- 第11条 保険料払込方法(経路)
- 第12条 給付金の支払事由等に該当した時に、払い込まれていない保険料がある場合の取扱い
- 第13条 猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い
- 第14条 保険料の払込免除

## 4. 社員配当(保険契約者への配当)について

- 第15条 社員配当金の計算
- 第16条 社員配当金の支払い

## 5. 告知義務と重大事由による解除について

- 第17条 告知義務
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 保険契約を解除できない場合
- 第20条 重大事由による解除

## 6. 解約・無効について

- 第21条 保険契約の解約
- 第22条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効
- 第23条 返戻金の支払い
- 第24条 被保険者の死亡による保険契約の消滅

## 7. 内容の変更について

- 第25条 保険料払込方法(回数)の変更
- 第26条 基準給付金額の減額

## 8. 保険契約者・死亡時支払金受取人の変更などについて

- 第27条 当会社への通知による死亡時支払金受取人の変更
- 第28条 遺言による死亡時支払金受取人の変更
- 第29条 死亡時支払金受取人の死亡
- 第30条 保険契約者の変更
- 第31条 保険契約者または死亡時支払金受取人の代表者
- 第32条 保険契約者の連帯責任
- 第33条 保険契約者の住所等の変更

## 9. その他

- 第34条 給付金の受取人による保険契約の存続
- 第35条 年齢の計算
- 第36条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い
- 第37条 時効
- 第38条 法令等の改正に伴う保険契約の内容の変更
- 第39条 法人契約特則の適用
- 第40条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則
- 第41条 保険契約の内容変更等の効力

- ◆別表1 対象となる不慮の事故
- ◆別表2 身体障害表
- ◆別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物
- ◆別表4 公的医療保険制度

## 法人契約特則

はじめに

i この保険の特徴

|           |   |
|-----------|---|
| 保 険 種 類   | 終身医療保険  |
| 内 容       | 病気・ケガによる入院や手術に対する保障   |
| 給付金の種類    | 入院時支援給付金、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金、外来時放射線治療給付金、死亡給付金  |
| 保 険 期 間   | 終身  |
| 配 当 タ イ プ | 5年ごと配当(積立配当)  |
| ご 注 意     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険料払込期間中の返戻金をなくし、保険料払込期間満了後の返戻金の額を死亡給付金額までに抑制しております</li> <li>● 保険料払込期間中の死亡給付金はありません</li> </ul> |

ii 特約を付加された場合(付加された特約は保険証券に記載されています。)は、特約条項も合わせてご参照ください。

この約款をご覧になるにあたって

①②③……の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください。

この備考も、約款の一部です。

第8条 給付金の支払いの場所と時期

第8条 備考

- ① 給付金は、第7条第①項から第③項に定める請求書類が当会社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします(以下「請求日」といいます。)
- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認①を行いません。この場合には、第④項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

① 当会社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

| 号 | 確認が必要な場合                   | 確認する事項  |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合     | 第3条(入院時支援給付金の支払い)、第4条(入院時手術給付金および入院時放射線治療給付金の支払い)、第5条(外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金の支払い)または第6条(死亡給付金の支払い)に定める支払事由発生の有無 |
| 2 | 給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合   | 給付金の支払事由が発生した原因   |
| 3 | 告知義務違反に該当する可能性がある場合        | 当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因  |
| 4 | この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該 | 次のア～エの事項<br>ア. 第2号および第3号に定める事項<br>イ. 第20条(重大事由による解除)第①項第4号アからオまでに該当する事実の有無<br>ウ. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人           |

## 5年ごと配当付終身医療保険(解約返戻金抑制型)[Ⅱ型]普通保険約款

### 1 保障の開始について

#### 第1条 保障の開始

- ① 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、この保険契約の保障が開始する時（責任開始時）は、保険契約の申込みを受けた時または告知（第17条）の時のいずれか遅い時とします。
- ② 第①項の保障が開始する時の属する月の翌月1日を契約日とします。

#### 第2条 保険証券の発行

- ① 当社は、保険契約の申込みを承諾したときには、保険証券を発行します。
- ② 保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、第1条第②項に定める契約日を記載します。

2 給付金の支払いについて

第3条 入院時支援給付金の支払い

第3条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって入院時支援給付金を支払います。

| 種類       | 支払事由<br>(入院時支援給付金を<br>支払う場合)   | 給付金額                           | 受取人               | 免責事由(「支払事由」に<br>該当しても入院時支援給付金を<br>支払わない場合)  |
|----------|--|--------------------------------|-------------------|---|
| 入院時支援給付金 | <p>被保険者が、第1号の要件のすべてを満たす入院<sup>①</sup>をし、かつ、その入院日数<sup>②</sup>が第2号の各日数に達したとき</p> <p>1. 入院の要件</p> <p>ア. 責任開始時<sup>③</sup>以後に発病した疾病<sup>④</sup>または発生した傷害を直接の原因とする入院であること</p> <p>イ. 治療を目的とした入院<sup>⑤</sup>であること</p> <p>ウ. 病院または診療所<sup>⑥</sup>への入院であること</p> <p>エ. 入院日数<sup>⑦</sup>が1日以上であること</p> <p>2. 入院日数</p> <p>1日、30日、60日、90日、120日</p> | 入院日数が支払事由第2号の各日数に達するごとに、基準給付金額 | 被保険者 <sup>⑦</sup> | <p>次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき</p> <p>1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為</p> <p>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 地震、噴火または津波<sup>⑧</sup></p> <p>8. 戦争その他の変乱<sup>⑨</sup></p> <p>9. 被保険者の薬物依存<sup>⑩</sup></p> <p>10. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの</p> |

① 「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、備考⑥の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

② 「入院日数」は、暦の上での日を単位として数えます。たとえば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にしして判断します。

③ 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。

④ 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。

(1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時

(2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時

(3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

⑤ 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩(自然頭位分娩など)、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」には該当しません。

⑥⑦⑧⑨は次のページにあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 入院時支援給付金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 入院時支援給付金の支払い回数<sup>⑩</sup>の限度は、保険期間を通じて100回とします。
  2. 被保険者が、入院<sup>①</sup>を2回以上した場合、次のとおり取り扱います。
    - ア. それらの入院を1回の入院とみなし、各入院の入院日数を合算します。
    - イ. アの規定にかかわらず、最初の入院の退院日の翌日から30日経過後に開始した入院は、1回の入院とはみなしません。
    - ウ. 最初の入院の退院日の翌日から30日経過後に開始した入院のうち、最も早い入院を最初の入院とみなしてイの規定を適用します。
    - エ. ウの規定により、最初の入院とみなされた入院の退院日の翌日から30日経過後に開始した入院のうち、最も早い入院を最初の入院とみなしてイの規定を適用し、以後の入院についても同様とします。
  3. 被保険者が、責任開始時<sup>⑨</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に入院を開始した場合でも、次のときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年を経過した後に入院を開始したとき
    - イ. 保険契約の締結の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

**第3条 備考**

③は前のページにあります。

- ⑥ 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます。）
  - (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- ⑦ 入院時支援給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑧ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合、その事由によって入院した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、入院時支援給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑨ 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

⑩ 当社が、複数の入院時支援給付金を同時にまとめて支払う場合でも、支払い回数は、1回ではなく、支払事由に該当した回数となります。

⑪ 入院時支援給付金が支払われることとなる入院とします。以下、本号において同じ。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



第4条 入院時手術給付金および入院時放射線治療給付金の支払い

第4条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって入院時手術給付金および入院時放射線治療給付金を支払います。

| 種類          | 支払事由<br>(給付金を支払う場合)  | 給付金額               | 受取人               | 免責事由<br>(「支払事由」に該当しても給付金を支払わない場合)  |
|-------------|--|--------------------|-------------------|--|
| 入院時手術給付金    | 被保険者が次のすべてを満たす手術を受けたとき<br>1. 責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発病した疾病 <sup>②</sup> または発生した傷害を直接の原因とする手術であること<br>2. 治療を直接の目的とした手術 <sup>③</sup> であること<br>3. 病院または診療所 <sup>④</sup> における手術であること<br>4. 入院日数 <sup>⑤</sup> が1日以上入院 <sup>⑥</sup> 中に受けた手術であること<br>5. 手術の直接の原因が入院の原因と同一であること<br>6. 公的医療保険制度(別表4)における診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術であること                           | 手術1回につき、基準給付金額×50% | 被保険者 <sup>⑧</sup> | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為<br>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故<br>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<br>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<br>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>7. 地震、噴火または津波 <sup>⑨</sup><br>8. 戦争その他の変乱 <sup>⑩</sup><br>9. 被保険者の薬物依存 <sup>⑩</sup> |
| 入院時放射線治療給付金 | 被保険者が次のすべてを満たす放射線治療を受けたとき<br>1. 責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発病した疾病 <sup>②</sup> または発生した傷害を直接の原因とする放射線治療であること<br>2. 治療を直接の目的とした放射線治療 <sup>⑦</sup> であること<br>3. 病院または診療所 <sup>④</sup> における放射線治療であること<br>4. 入院日数 <sup>⑤</sup> が1日以上入院 <sup>⑥</sup> 中に受けた放射線治療であること<br>5. 放射線治療の直接の原因が入院の原因と同一であること<br>6. 公的医療保険制度(別表4)における診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。)に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療であること | 放射線治療1回につき、基準給付金額  |                   |  |

① 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。

② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。  
 (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時  
 (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時  
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

③ 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

④ 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。  
 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または入院させるための施設を有する診療所  
 (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

⑤ 「入院日数」は、暦の上での日を単位として数えます。たとえば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

⑥ 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、備考④の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

⑦ 診断・検査のための放射線治療などは、「治療を直接の目的とした放射線治療」には該当しません。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

⑧⑨⑩は次のページにあります。



- ② 入院時手術給付金または入院時放射線治療給付金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 入院時手術給付金または入院時放射線治療給付金の支払いは、それぞれ施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
  2. 診療報酬点数表に基づき、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとします。
  3. 診療報酬点数表に基づき、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとします。
  4. 被保険者が、責任開始時<sup>①</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に手術または放射線治療を受けた場合でも、次のときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年を経過した後に手術または放射線治療を受けたとき
    - イ. 保険契約の締結の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

**第4条 備考**

- ⑧ 入院時手術給付金および入院時放射線治療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ⑨ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって手術または放射線治療を受けた場合、その事由によって手術または放射線治療を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、入院時手術給付金もしくは入院時放射線治療給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑩ 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。
- ① 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第5条 外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金の支払い

第5条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金を支払います。

| 種類          | 支払事由<br>(給付金を支払う場合)  | 給付金額               | 受取人               | 免責事由<br>(「支払事由」に該当しても給付金を支払わない場合)  |
|-------------|--|--------------------|-------------------|--|
| 外来時手術給付金    | 被保険者が次のすべてを満たす手術を受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数 <sup>①</sup> の合計が2,000点以上であるとき<br>1. 責任開始時 <sup>②</sup> 以後に発病した疾病 <sup>③</sup> または発生した傷害を直接の原因とする手術であること<br>2. 治療を直接の目的とした手術 <sup>④</sup> (ただし、悪性新生物・上皮内新生物(別表3)を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く)であること<br>3. 病院または診療所 <sup>⑤</sup> における手術であること<br>4. 入院 <sup>⑥</sup> を伴わない手術 <sup>⑦</sup> であること<br>5. 公的医療保険制度(別表4)における保険給付の対象となる手術 <sup>⑧</sup> であること | 手術1回につき、基準給付金額×50% | 被保険者 <sup>①</sup> | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為<br>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故<br>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<br>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<br>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>7. 地震、噴火または津波 <sup>⑩</sup><br>8. 戦争その他の変乱 <sup>⑪</sup><br>9. 被保険者の薬物依存 <sup>⑫</sup> |
| 外来時放射線治療給付金 | 被保険者が次のすべてを満たす放射線治療を受けたとき<br>1. 責任開始時 <sup>②</sup> 以後に発病した疾病 <sup>③</sup> または発生した傷害を直接の原因とする放射線治療であること<br>2. 治療を直接の目的とした放射線治療 <sup>④</sup> であること<br>3. 病院または診療所 <sup>⑤</sup> における放射線治療であること<br>4. 入院 <sup>⑥</sup> を伴わない放射線治療 <sup>⑩</sup> であること<br>5. 公的医療保険制度(別表4)における診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。)に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療であること                                  | 放射線治療1回につき、基準給付金額  | 被保険者 <sup>①</sup> | 7. 地震、噴火または津波 <sup>⑩</sup><br>8. 戦争その他の変乱 <sup>⑪</sup><br>9. 被保険者の薬物依存 <sup>⑫</sup>  |

① 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」は、手術の直接の原因となった疾病または傷害に対する手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数(厚生労働省告示に基づくもの)とします。

② 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。

③ 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。  
 (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時  
 (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時  
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

④ 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

⑤ 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。  
 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所  
 (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

⑥ 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、備考<sup>⑤</sup>の病院または診療所(ただし、患者を入院させるための施設を有しないものは除きます。)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

⑦⑧⑨⑩⑪⑫は次のページ以降にあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 外来時手術給付金または外来時放射線治療給付金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 外来時手術給付金または外来時放射線治療給付金の支払いは、それぞれ施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
  2. 診療報酬点数表に基づき、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとします。
  3. 診療報酬点数表に基づき、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとします。
  4. 外来時手術給付金の支払いにあたって、次のアまたはイのいずれかの場合であっても、被保険者が受けた手術が、診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。）によって手術料が1,000点以上算定されるものとして列挙されている手術のときは、支払事由に該当したものとみなします。
    - ア. 被保険者が外来時手術給付金の支払事由の1から5に該当した手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されない場合
    - イ. 被保険者が公的医療保険制度（別表4）における保険給付の対象とならない手術をした場合で、その手術が外来時手術給付金の支払事由の1から4に該当する手術のとき
  5. 被保険者が、責任開始時<sup>⑨</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に手術または放射線治療を受けた場合でも、次のときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年を経過した後に手術または放射線治療を受けたとき
    - イ. 保険契約の締結の際の告知等により、当会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

## 第5条 備考

②は前のページにあります。

- ⑦ 入院中に他の病院または診療所で手術を受けた場合で、手術を受けた病院または診療所ではなく入院中の病院または診療所において診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。）によって手術料が算定されるときはその手術は除きます。
- ⑧ 診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術をいいます。
- ⑨ 診断・検査のための放射線治療などは、「治療を直接の目的とした放射線治療」には該当しません。
- ⑩ 入院中に他の病院または診療所で放射線治療を受けた場合で、放射線治療を受けた病院または診療所ではなく入院中の病院または診療所において診療報酬点数表（放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。）によって放射線治療料が算定されるときはその放射線治療は除きます。
- ⑪ 外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ⑫ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって手術または放射線治療を受けた場合、その事由によって手術または放射線治療を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときには、当会社は、その影響の程度に応じ、外来時手術給付金もしくは外来時放射線治療給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第6条 死亡給付金の支払い**

① 当社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います（保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。）。

| 種類    | 支払事由<br>(死亡給付金を支払う場合)               | 給付金額   | 受取人       | 免責事由（「支払事由」に該当しても死亡給付金を支払わない場合）  |
|-------|-------------------------------------|--------|-----------|--|
| 死亡給付金 | 被保険者が保険料払込期間満了後に死亡したとき <sup>①</sup> | 基準給付金額 | 死亡時支払金受取人 | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. 保険契約者または死亡時支払金受取人の故意<br>2. 戦争その他の変乱 <sup>②</sup> |

② 被保険者が死亡時支払金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡時支払金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。


- その死亡時支払金受取人には死亡給付金を支払いません。
- 死亡給付金額の全額から第1号の支払われない死亡給付金額を差し引いた残額を他の死亡時支払金受取人に支払います。
- 第1号の支払われない死亡給付金の部分については、その死亡時支払金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金<sup>③</sup>を保険契約者に支払います。

**第7条 給付金の請求手続き**

① 保険契約者または被保険者は、入院時支援給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、被保険者は、退院後すみやかに当社の定める書類<sup>①</sup>を提出して給付金を請求してください。ただし、特に必要がある場合には、被保険者の入院中でも入院時支援給付金を請求できます。

② 保険契約者または被保険者は、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金または外来時放射線治療給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、被保険者はすみやかに当社の定める書類<sup>①</sup>を提出して各給付金を請求してください。

③ 保険契約者または死亡時支払金受取人は、死亡給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、死亡時支払金受取人はすみやかに当社の定める書類<sup>①</sup>を提出して死亡給付金を請求してください。

 「当社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**第5条 備考**

<sup>18</sup> 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

**第6条 備考**

<sup>1</sup> 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

<sup>2</sup> 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくない当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

<sup>3</sup> 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

**第7条 備考**

<sup>1</sup> 当社所定の給付金請求書、請求権者であることを証明する書類（被保険者の住民票等）、給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとしします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 第8条 給付金の支払いの場所と時期

- ① 給付金は、第7条第①項から第③項に定める請求書類が当会社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします（以下「請求日」といいます。）。
- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認<sup>①</sup>を行いません。この場合には、第①項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

## 第8条 備考

- ① 当会社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

| 号 | 確認が必要な場合                              | 確認する事項  |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合                | 第3条（入院時支援給付金の支払い）、第4条（入院時手術給付金および入院時放射線治療給付金の支払い）、第5条（外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金の支払い）または第6条（死亡給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無   |
| 2 | 給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合              | 給付金の支払事由が発生した原因   |
| 3 | 告知義務違反に該当する可能性がある場合                   | 当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因  |
| 4 | この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 | 次のア～エの事項<br>ア. 第2号および第3号に定める事項<br>イ. 第20条（重大事由による解除）第①項第4号アからオまでに該当する事実の有無<br>ウ. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実<br>エ. 給付金等の受取人の給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実 |

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数<sup>②</sup>を経過する日とします。

| 号 | 確認する事項                 | 特別な照会や調査の内容  | 日数   |
|---|------------------------|--|------|
| 1 | 第②項第2号から第4号に定める事項      | 弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会   | 180日 |
| 2 | 第②項第1号、第2号または第4号に定める事項 | 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定  | 180日 |
| 3 | 第②項第1号、第2号または第4号に定める事項 | 保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 | 180日 |
| 4 | 第②項各号に定める事項            | 日本国外における調査   | 180日 |

- ④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>③</sup>は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

## 第9条 積立金の支払い

- ① 次のいずれかの事由によって死亡給付金を支払わない場合には、当社は、保険契約の積立金<sup>①</sup>を保険契約者に支払います。ただし、積立金の額が死亡給付金額を超える場合には死亡給付金額を限度とします。
1. 死亡時支払金受取人<sup>②</sup>の故意
  2. 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、積立金<sup>①</sup>を請求してください。
- ③ 積立金<sup>①</sup>の支払いの場所と時期については、第8条(給付金の支払いの場所と時期)第①項の規定を準用します。



「当社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

## 第8条 備考

- ② 第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- ③ 当社の指定した医師による必要な診断および当会社指定の検査に応じなかったときを含みます。

## 第9条 備考

- ① 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ② 死亡時支払金受取人が保険契約者と同一人である場合を除きます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 3 保険料について

## 第10条 保険料の払込み

## 第10条 備考

① 保険料払込の保険料期間、払込期月、および猶予期間は次表のとおりとします。

| 保険料払込方法(回数) | 保険料期間                               | 払込期月                              | 猶予期間                   |
|-------------|-------------------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| 新年掛         | 契約日または年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで   | 契約日または年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間  | 払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで |
| 新半年掛        | 契約日または半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで | 契約日または半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間 |                        |
| 月掛          | 契約日または月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで   | 契約日または月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間  | 払込期月の翌月1日から末日まで        |

② 保険料は、第①項の保険料期間に対応する保険料として、保険料払込期間中、保険料払込方法(経路)(第11条)にしたがい、第①項の払込期月内に払い込んでください。

③ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、保険料払込方法(回数)に応じて、次のとおり取り扱います。

| 保険料払込方法(回数) | すでに払い込まれた保険料の取扱い   |
|-------------|--|
| 新年掛         | 保険契約が消滅した日または保険料の払込みを要しなくなった日後、最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの月数に対応する、当会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者 <sup>①</sup> に払い戻します。なお、保険料の払込みが免除された後に保険契約が消滅したときは、この取扱いはありません。 |
| 新半年掛        |  |
| 月掛          | 払い込まれた保険料は払い戻しません。   |

① 被保険者の死亡によって保険契約が消滅したときは、死亡時支払金受取人となります。ただし、死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡した場合は、保険契約者となります。

## 第11条 保険料払込方法(経路)

## 第11条 備考

① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法(経路)を選択することができます。

| 保険料払込方法(経路)         |  |
|---------------------|--|
| 店頭扱い                | 当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法   |
| 送金扱い                | 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法   |
| 口座振替扱い <sup>①</sup> | 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法  |
| 集团扱い <sup>①</sup>   | 所属団体(その事業所を含みます。以下同じ。)を通じ払い込む方法(所属団体と当会社との間に集团扱いに関する契約等が締結されている場合に限ります。) |

① 口座振替扱いまたは集团扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

② 保険契約者は、第2回以後の保険料の保険料払込方法(経路)を変更することができます。

③ 口座振替扱いまたは集团扱いの保険契約の場合、その保険料払込方法(経路)によって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

方法(経路)を他の方法に変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

### 第12条 給付金の支払事由等に該当した時に、払い込まれていない保険料がある場合の取扱い

- ① 給付金の支払事由に該当した時において、すでに到来している保険料期間(第10条第①項)①に対応する保険料が払い込まれていない場合は、当会社は、給付金からその払い込まれていない保険料を差し引いた残額を支払います。
- ② 第①項の場合に、各給付金②が払い込まれていない保険料より少額るときには、保険契約者は、その保険料を払い込んでください。その保険料が猶予期間(第10条第①項)の満了する日までに払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。
- ③ 保険料の払込免除事由(第14条)に該当した時において、すでに到来している保険料期間(第10条第①項)①に対応する保険料が払い込まれていない場合は、保険契約者は、すでに到来している保険料期間に対応する保険料を払い込んでください。その保険料が猶予期間(第10条第①項)の満了する日までに払い込まれない場合には、当会社は保険料の払込みを免除しません。

### 第12条 備考

- ① 保険料期間の初日(各月の1日)が到来しているものをいいます。
- ② 複数の給付金がある場合にはその合計額とします。

### 第13条 猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い

- ① 第1回保険料がその払込期月(第10条第①項)内に払い込まなかった場合、当会社は、次の各号に定める事項を保険契約者に通知します。
  1. 猶予期間(第10条第①項)の満了日までに第1回保険料の払込みを要すること
  2. 猶予期間の満了日までに第1回保険料が払い込まなければ猶予期間の満了日の翌日に保険契約が解除となること
- ② 第1回保険料が払い込まれないまま、その猶予期間(第10条第①項)が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって解除となります。
- ③ 第2回以後の保険料が払い込まれないままで猶予期間(第10条第①項)が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います(以下、「失効」といい、保険契約が失効した日を「失効日」といいます。)
- ④ 保険契約が失効した場合であっても、保険契約者が、失効取消可能期間③中に未払込保険料②を払い込んだときには、第③項の規定にかかわらず、失効日にさかのぼって、保険契約は失効しなかったものとします。
- ⑤ 失効取消可能期間中に、保険契約が失効していなければ給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生していた場合で、第④項の規定により失効が取り消されたときには、当会社は、給付金を支払い、または保険料の払込みを免除します。この場合、第8条第①項に定める請求日が失効の取消日③よりも前であったときには、失効の取消日を請求日として取り扱います。

### 第13条 備考

- ① 失効日からその日を含めて2カ月間とします。たとえば、失効日が3月1日の場合、3月1日から4月30日までの期間をいいます。
- ② 保険契約がそれ以後継続することのない事由(被保険者の死亡等)が失効取消可能期間中に発生した場合は、その事由が発生した日の属する月までの未払込保険料とします。
- ③ 第④項の規定により未払込保険料が払い込まれた日をいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第14条 保険料の払込免除**

**第14条 備考**

① 当社は、次表に定めるところによって、障害状態に該当した日後到来する契約応当日の保険料の払込みを免除し、以後払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みがあったものとして取り扱います。


| 払込免除事由(保険料の払込みを免除する場合)   | 「払込免除事由」に該当しても保険料の払込みを免除できない場合   |
|--|--|
| 被保険者が、責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発病した疾病 <sup>②</sup> または発生した傷害によって、責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表(別表2)の第1級の障害状態に該当したとき <sup>③</sup>                     | 次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき<br>1. 被保険者の自殺行為<br>2. 被保険者の犯罪行為<br>3. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>4. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup>  |
| 被保険者が、責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、責任開始時から保険料払込期間の満了時まで、身体障害表(別表2)の第2級または第3級の障害状態に該当したとき <sup>④</sup> | 次のいずれかの事由によって被保険者が払込免除事由に該当したとき<br>1. 被保険者の犯罪行為<br>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故<br>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<br>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<br>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>7. 地震、噴火または津波 <sup>⑤</sup><br>8. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup> |

② 被保険者が、責任開始時<sup>①</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表(別表2)の第1級の障害状態または第2級もしくは第3級の障害状態に該当した場合でも、保険契約の締結の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。

③ 保険料の払込免除については、第7条(給付金の請求手続き)の規定および第8条(給付金の支払いの場所と時期)の規定を準用します。

④ 保険料の払込みが免除された後は、次の規定は適用しません。

1. 第25条(保険料払込方法(回数)の変更)
2. 第26条(基準給付金額の減額)

 「対象となる不慮の事故(別表1)」「身体障害表(別表2)」この約款の末尾に掲載しています

**①** 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。

**②** 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。  
 (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時  
 (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時  
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

**③** 責任開始時にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害(責任開始時にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限り、)を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表(別表2)の第1級の障害状態に該当したときを含みます。

**④** 責任開始時にすでに生じていた障害状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害表(別表2)の第2級または第3級の障害状態に該当したときを含みます。

**⑤** 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害状態に該当した場合、その事由によって障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、保険料の払込みを免除します。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 4 社員配当（保険契約者への配当）について

## 第15条 社員配当金の計算

当社は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、支払うべき社員配当金を計算します。

## 第16条 社員配当金の支払い

## 第16条 備考

① 当社は、社員配当金を次表のとおり支払います。この場合、第3号に該当する保険契約については、第2号に該当する保険契約より下回る金額とします。

| 号 | 対象となる保険契約   | 支払いの方法  |
|---|---|---|
| 1 | 社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に契約日①から5年ごとの年単位の契約応当日（保険料払込期間の満了日の翌日を含みます。以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来しその日に継続している保険契約。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、その契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。 | 社員配当金の計算を行なった次の事業年度の5年ごと応当日から、当社の定める率の利息を付けて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときにその元利合計額を現金で支払います。 |
| 2 | 契約日①から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に被保険者の死亡により消滅する保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に被保険者の死亡により消滅する保険契約は除きます。  | 現金で支払います。   |
| 3 | 契約日①から2年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に第2号以外の事由により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。   |   |

① 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の満了日の翌日とします。

② 当社は、第①項に定める社員配当金とは別に、社員配当金を支払うことがあります。

③ 社員配当金は、保険契約者②に支払います。

④ 社員配当金の受取人は、当社の定める書類を提出して、社員配当金を請求してください。

⑤ 社員配当金の支払いの場所と時期については、第8条（給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

➡ 「当社の定める率の利息」  
お取扱いの際の率によります

➡ 「当社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

② 被保険者の死亡によって保険契約が消滅したときは、死亡時支払金受取人とします。ただし、次の場合は除きます。  
(1) 第9条（積立金の支払い）の規定により、積立金が支払われる場合  
(2) 死亡時支払金受取人の故意により被保険者が死亡した場合

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



**5 告知義務と重大事由による解除について****第17条 告知義務**

当会社が、保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

**第17条 備考**

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

**第18条 告知義務違反による解除**

- ① 保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が、故意または重大な過失によって、第17条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- ② 当会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人が、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、給付金を支払い、または保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないません。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡時支払金受取人に通知します。
- ④ 死亡時支払金受取人に解除の通知を行なうときには、当会社がそのうち1人に対して行なった通知はその他の死亡時支払金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第23条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

**第18条 備考**

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第19条 保険契約を解除できない場合**

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第18条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
1. 当社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  2. 保険媒介者が、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が告知（第17条）をすることを妨げたとき
  3. 保険媒介者が、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者に対し、告知（第17条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  4. 当社が、保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
  5. 保険契約が責任開始時<sup>②</sup>の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合
    - イ. 責任開始時に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が、第17条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

**第19条 備考**

<sup>①</sup> 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

<sup>②</sup> 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

**第20条 重大事由による解除**

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。
1. 以下の給付金等を詐取<sup>まじしゆ</sup>する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致<sup>①</sup>をした場合

| 給付金等  | 事故招致した者                  |
|---|--------------------------|
| この保険契約の入院時支援給付金、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金 | 保険契約者<br>被保険者<br>給付金の受取人 |
| 死亡給付金 <sup>②</sup>  | 保険契約者<br>死亡時支払金受取人       |
| この保険契約の保険料払込免除  | 保険契約者<br>被保険者            |

**第20条 備考**

<sup>①</sup> 事故招致の未遂を含みます。

<sup>②</sup> 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。

2. この保険契約の以下の給付金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為<sup>③</sup>があった場合

| 給付金等   | 詐欺行為を行なった者 |
|--|------------|
| 入院時支援給付金、入院時手術給付金、入院時放射線治療給付金、外来時手術給付金および外来時放射線治療給付金 | 給付金の受取人    |
| 死亡給付金  | 死亡時支払金受取人  |
| 保険料払込免除  | 保険契約者      |

<sup>③</sup> 詐欺行為の未遂を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
- ア. 暴力団、暴力団員<sup>④</sup>、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ア. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
- イ. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること
- ② 当会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による給付金<sup>⑤</sup>の支払いまたは保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- ④ 死亡時支払金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡時支払金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、保険契約を解除した場合に、返戻金(第23条)があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、当会社は、第①項第4号の規定によりこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については第⑤項の規定を適用し、その部分の返戻金(第23条)を保険契約者に支払います。

## 第20条 備考

④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

⑤ 第①項第4号のみに該当した場合で、第①項第4号アからオまでに該当した者が、給付金の受取人のみであり、その受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

## 6 解約・無効について

## 第21条 保険契約の解約

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、当会社は、返戻金(第23条)があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者は、保険契約を解約する場合には、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第22条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効**

- ① 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約を締結したときには、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

**第23条 返戻金の支払い**

- ① 保険契約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、次のとおりとします。

| 時期                      | 取扱い                                       |
|-------------------------|---|
| 保険料払込期間中                | 返戻金はありません。                                |
| 保険料払込期間満了後 <sup>①</sup> | 経過した年月数により計算します。ただし、返戻金の額は、死亡給付金額を限度とします。 |

- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。
- ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第8条（給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**第24条 被保険者の死亡による保険契約の消滅**

- ① 被保険者が死亡したとき<sup>①</sup>、この保険契約は消滅します。この場合、返戻金はありません。
- ② 第①項の場合、保険契約者または死亡時支払金受取人は、直ちに当社に通知してください。

**第23条 備考**

- ① 保険料払込期間満了後でも未払込保険料がある場合は保険料払込期間中として取り扱います。

**第24条 備考**

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

**7 内容の変更について****第25条 保険料払込方法（回数）の変更**

保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

**第26条 基準給付金額の減額**

- ① 保険契約者は、基準給付金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後の基準給付金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- ② 基準給付金額が減額された場合には、保険契約は減額分だけ解約されたものとして取り扱います。この場合、当社は、返戻金（第23条）があるときにはこれを保険契約者に支払います。
- ③ 保険契約者は、基準給付金額の減額をする場合には、当社の定める書類を提出してください。



「当社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**8 保険契約者・死亡時支払金受取人の変更などについて****第27条 当会社への通知による死亡時支払金受取人の変更**

- ① 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当会社に到達する前に、変更前の死亡時支払金受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡時支払金受取人から給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。



「当会社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**第28条 遺言による死亡時支払金受取人の変更**

- ① 第27条に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法令上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

**第29条 死亡時支払金受取人の死亡**

- ① 死亡時支払金受取人が被保険者の死亡以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡時支払金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡時支払金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人を死亡時支払金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

**第30条 保険契約者の変更**

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**第31条 保険契約者または死亡時支払金受取人の代表者**

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上いるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとしてします。
- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとしてします。

- ③ 第①項および第②項の規定は、給付金の受取人の相続人または死亡時支払金受取人もしくはその相続人が2人以上いる保険契約において、それらの者が給付金を請求する場合に準用します。

### 第32条 保険契約者の連帯責任

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

### 第33条 保険契約者の住所等の変更

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当会社の本社または当会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 9 その他

### 第34条 給付金の受取人による保険契約の存続

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  2. 保険契約者でないこと
- ③ 給付金の受取人は、第②項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡時支払金受取人に支払います。

### 第35条 年齢の計算

- ① 契約日における被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第36条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当会社の契約する年齢の範囲外有的时候には、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときには当会社の定める方法により実際の年齢に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。なお、取り消した場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当社の定める方法により実際の性別に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。

**第37条 時効**

給付金、返戻金（第23条）、積立金<sup>①</sup>もしくは社員配当金または保険料の払込免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、時効によって消滅します。

**第37条 備考**

- ① 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

**第38条 法令等の改正に伴う保険契約の内容の変更**

公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。

**第39条 法人契約特則の適用**

保険契約者が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。）である場合には、法人契約特則を適用します。

**第40条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則**

- ① 保険契約者または被保険者は、当社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法<sup>①</sup>により、保険契約の申込みおよび告知をすることができるものとします。
- ② 第①項のほか、当社は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が当社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法<sup>①</sup>により提出することを認めることがあります。

**第40条 備考**

- ① 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

**第41条 保険契約の内容変更等の効力**

- ① 第30条（保険契約者の変更）の手続きの承諾の効力は、当社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
- ② 第①項の手続きの請求は、請求後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。

（令和1年8月2日実施）  
（令和5年10月2日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

| 用語    | 定義  |
|-------|---|
| 1. 急激 | 事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）     |
| 2. 偶発 | 事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。） |
| 3. 外来 | 事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）   |



表2 対象となる不慮の事故の分類項目(基本分類コード)

| 分類項目(基本分類コード)   | 除外するもの  |
|---|---|
| 1. 交通事故 (V01～V99)   |   |
| 2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)   | ・ 飢餓・渴  |
| ・ 転倒・転落 (W00～W19)   |   |
| ・ 生物によらない機械的な力への曝露 <sup>①</sup> (W20～W49)                         | ・ 騒音への曝露 (W42)<br>・ 振動への曝露 (W43)  |
| ・ 生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)  |   |
| ・ 不慮の溺死および溺水 (W65～W74)  |   |
| ・ その他の不慮の窒息 (W75～W84)   | ・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉<br>胃内容物の誤嚥〈吸引〉(W78)<br>気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉(W79)<br>気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉(W80)     |
| ・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)                              | ・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)   |
| ・ 煙、火および火災への曝露 (X00～X09)  |   |
| ・ 熱および高温物質との接触 (X10～X19)  |   |
| ・ 有毒動植物との接触 (X20～X29)   |   |
| ・ 自然の力への曝露 (X30～X39)  | ・ 自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの(熱中症、日射病、熱射病など)   |
| ・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) <sup>②③</sup>                 | ・ 疾病の診断、治療を目的としたもの  |
| ・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)                                     | ・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動<br>・ 旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど)<br>・ 無重力環境への長期滞在 (X52) |
| ・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)                                  |   |
| 3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)                                       |   |
| 4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)  | ・ 合法的処刑 (Y35.5)   |
| 5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)                                      | ・ 疾病の診断、治療を目的としたもの  |
| ・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの <sup>④</sup> |   |
| ・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)                            |   |
| ・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの                        |   |
| ・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)   |   |

## 備考

① 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

② 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

③ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 身体障害表

| 等級         | 障害状態  |
|------------|---|
| 第1級        | 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの                                     |
|            | 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの                              |
|            | 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの               |
|            | 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの                    |
|            | 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの                    |
|            | 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの      |
|            | 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの                     |
| 第2級<br>第3級 | 1. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの                                     |
|            | 2. 1眼の視力を全く永久に失ったもの                                     |
|            | 3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの |
|            | 4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの |
|            | 5. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの         |
|            | 6. 10手指の用を全く永久に失ったもの                                    |
|            | 7. 10足指を失ったもの   |
|            | 8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの                           |

## 備考

## 1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

## 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
  - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

## 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

## 4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に、上・下肢の運動機能を失ったものをいい、下表に定める上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(表) 上・下肢の完全運動麻痺

上肢においては肩関節以下、下肢においてはまた関節以下の部分において、筋の収縮がみられないもの、または、筋の収縮は軽度のみられるものの運動はできないもの

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。

## 5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。

- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

#### 6. 脊柱の障害

- (1) 「**脊柱の著しい奇形**」とは、**脊柱**の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「**脊柱の著しい運動障害**」とは、**頸椎**における完全強直の場合、または**胸椎**以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

#### 7. 手指の障害

- (1) 「**手指を失ったもの**」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「**手指の用を全く永久に失ったもの**」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

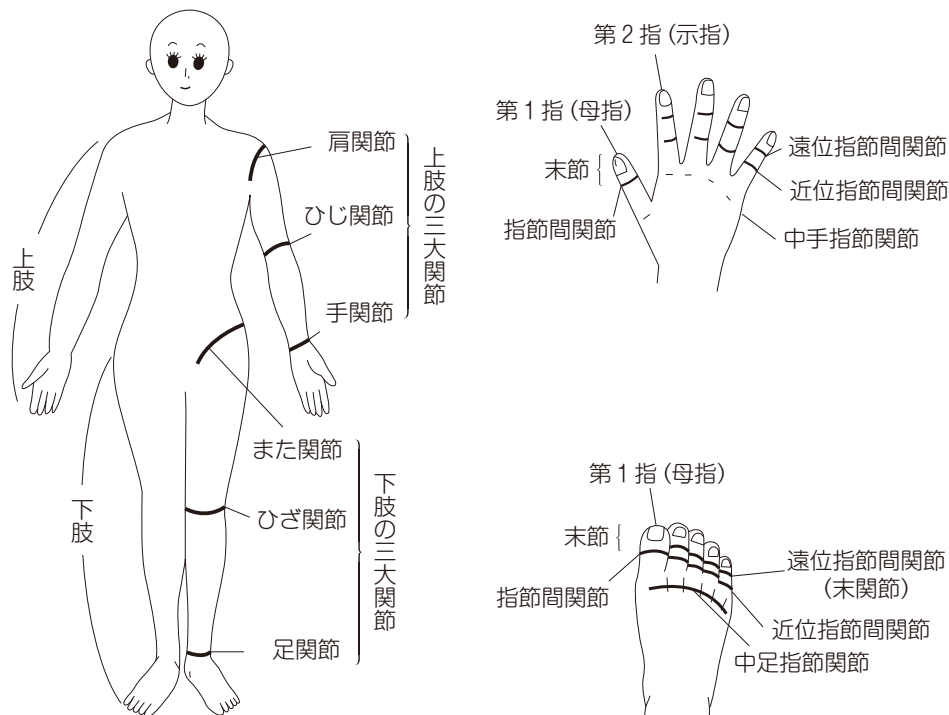
#### 8. 足指の障害

「**足指を失ったもの**」とは、足指全部を失ったものをいいます。

#### 補 足

以上の障害に定める「回復の見込みのない」の判定に際しては、障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。

### 身体部位略図



## 別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月1日現在)に記載された分類項目中、表1の基本分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の基本分類コード

| 分類項目                                | 基本分類コード |
|-------------------------------------|---------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物                    | C00-C14 |
| 消化器の悪性新生物                           | C15-C26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物                   | C30-C39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物                      | C40-C41 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物               | C43-C44 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物                     | C45-C49 |
| 乳房の悪性新生物                            | C50     |
| 女性生殖器の悪性新生物                         | C51-C58 |
| 男性生殖器の悪性新生物                         | C60-C63 |
| 腎尿路の悪性新生物                           | C64-C68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物            | C69-C72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物                | C73-C75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物             | C76-C80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物             | C81-C96 |
| 独立した(原発性)多部位の悪性新生物                  | C97     |
| 上皮内新生物                              | D00-D09 |
| 性状不詳または不明の新生物 <sup>①</sup>          | D37-D48 |
| 血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害 <sup>②</sup> | D50-D89 |

## 備考

- ① たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髓異形成症候群(D46)、慢性骨髓増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

- ② たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

| 新生物の性状を表す第5桁コード                  |
|----------------------------------|
| /2...上皮内癌<br>上皮内<br>非浸潤性<br>非侵襲性 |
| /3...悪性、原発部位                     |
| /6...悪性、転移部位<br>悪性、続発部位          |
| /9...悪性、原発部位または転移部位の別不詳          |

(注) 国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

**別表 4 公的医療保険制度**

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律



## 法人契約特則

### 第1条 特則の内容

この特則は、保険契約者または死亡時支払金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体等」といいます。）である場合の特別な取扱いについて定めたものです。

### 第2条 給付金の受取人

保険契約者および死亡時支払金受取人が団体等である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは普通保険約款およびその特約条項とします。以下同じ。）の規定により被保険者に支払われる給付金は、死亡時支払金受取人に支払うこととし、これらの給付金の受取人を死亡時支払金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第3条 死亡給付金の請求手続き

団体等を保険契約者および死亡時支払金受取人とし、その団体等から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出して死亡給付金を請求してください。ただし、遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人についての書類で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者が請求内容について確認した書類
2. 団体等が死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払ったことを証する書類
3. 団体等が前2号の被保険者または死亡退職金等の受給者について本人であることを確認した書類

### 第4条 給付金を支払わない場合

給付金の支払事由が発生した場合に、保険契約者または死亡時支払金受取人である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人として。以下同じ。）に故意または重大な過失があるときは、これを保険契約者または死亡時支払金受取人である法人の故意または重大な過失とみなし、普通保険約款の給付金を支払わない場合の規定を適用します。

### 第5条 保険契約者の告知義務

保険契約の締結の際、それぞれの申込書または請求書にその法人の代表者として記名・押印した者またはその法人の役職員で保険契約者としての法人の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通保険約款に定める保険契約者の告知とみなします。

## 先進医療保障特約(無解約返戻金型)[終身医療用]特約条項

|             |  |
|-------------|--|
| この特約の付加に際して | この特約は主契約（5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約）に付加します。<br>主契約の条項（主約款）は「約款」のページをご覧ください。 |
| この特約の内容     | 先進医療の技術に係る費用に対する保障   |
| 給付金の種類      | 先進医療給付金  |
| 保険期間        | 有期   |

### 1 保障の開始について

#### 第1条 特約の付加および保障の開始

- ① この特約は、保険契約者の申出によって5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
- ② 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は次の時に開始します。

| 号 | 特約付加の時期   | 保障が開始する時（責任開始時）   |
|---|-----------|---|
| 1 | 主契約の締結と同時 | 主契約の保障が開始した時  |
| 2 | 主契約の締結後   | 被保険者に関する告知（第12条）の日および当社の定める方法により計算した金額を受け取った日より定まる月単位の契約応当日 |

#### 第2条 保険証券の発行

- ① 第1条第②項第1号の場合には、当社は、保険証券にこの特約の内容を表示しません。
- ② 次の場合には、当社は保険証券を発行しません。
  1. 特約の中途付加（第1条第②項第2号）
  2. 特約の復活（第9条）

2 先進医療給付金の支払いについて

第3条 先進医療給付金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって先進医療給付金を支払います。

| 種類      | 支払事由<br>(先進医療給付金を支払う場合)   | 給付金額                          | 受取人               | 免責事由(「支払事由」に該当しても<br>先進医療給付金を支払わない場合)  |
|---------|---|-------------------------------|-------------------|--|
| 先進医療給付金 | 被保険者が、この特約の責任開始時 <sup>①</sup> 以後に発病した疾病 <sup>②</sup> または発生した傷害を直接の原因として、この特約の保険期間中に先進医療(別表1)による療養を受けたとき | 先進医療の技術に係る費用 <sup>③</sup> と同額 | 被保険者 <sup>④</sup> | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為<br>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故<br>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<br>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<br>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<br>7. 地震、噴火または津波 <sup>⑤</sup><br>8. 戦争その他の変乱 <sup>⑥</sup><br>9. 被保険者の薬物依存 <sup>⑥</sup> |

➡ 「先進医療(別表1)」  
この特約条項の末尾に掲載しています

② 先進医療給付金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 先進医療給付金の支払いは、給付金額を通算して2,000万円を限度とします。
2. 被保険者が、この特約の責任開始時<sup>①</sup>前に発生した原因によって責任開始時以後に療養を受けた場合でも、次のときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。
  - ア. この特約の責任開始時の属する日から2年を経過した後に療養を受けたとき
  - イ. この特約の付加または復活(第9条)の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

第3条 備考

① 第1条(特約の付加および保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第9条(特約の復活)の規定により保障が開始する時をいいます。

② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。  
(1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時  
(2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時  
(3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

③ 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。

- ・ 公的医療保険制度(別表2)の法律に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
- ・ 先進医療以外の評価療養のための費用
- ・ 選定療養のための費用
- ・ 食事療養のための費用
- ・ 生活療養のための費用

④ 先進医療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑤ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって療養を受けた場合でも、その事由によって療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

⑥は次のページにあります。

**第4条 先進医療給付金の請求手続き、支払いの場所と時期**

- ① 保険契約者または被保険者は、先進医療給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当会社に通知してください。
- ② 被保険者は、先進医療給付金の支払事由が発生したときには、すみやかに、当会社の定める書類<sup>①</sup>を提出して先進医療給付金を請求してください。
- ③ 先進医療給付金の支払いの場所と時期については、主約款<sup>②</sup>の規定を準用します。

**「当会社の定める書類」**  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**3 特約の保険期間および保険料払込期間について**

**第5条 特約の保険期間および保険料払込期間**

保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。

**4 特約の保険料について**

**第6条 特約の保険料の払込み**

- ① この特約を主契約に付加した後のこの特約の保険料は、特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、次の方法により払い込んでください。この場合、保険料の払込みならびに保険料の前納に関する主約款の規定を準用します。
  - 1. 保険料払込方法（回数）は、新年掛または月掛とします。
  - 2. 保険料払込方法（経路）は、次のいずれかとします。

| 保険料払込方法（経路）         |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 店頭扱い                | 当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法   |
| 送金扱い                | 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法 |
| 口座振替扱い <sup>①</sup> | 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法      |

- ③ 第②項の場合、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間の満了する日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

**第7条 保険料が払い込まれない間に先進医療給付金の支払事由が発生した場合の取扱い**

保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日<sup>①</sup>以後猶予期間の満了する日までにこの特約の先進医療給付金の支払事由が発生した場合には、保険料が払い込まれない間に給付金の支払事由等が発生した場合に関する主約款の規定を準用します。

**第8条 特約の失効**

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

**第3条 備考**

<sup>⑥</sup> 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月1日現在）に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含まず。

**第4条 備考**

<sup>①</sup> 当会社所定の先進医療給付金請求書、請求権者であることを証明する書類（被保険者の住民票等）、先進医療給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

<sup>②</sup> 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下同じ。

**第6条 備考**

<sup>①</sup> 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

**第7条 備考**

<sup>①</sup> 第1回保険料が払い込まれないときは契約日とします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第9条 特約の復活**

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② この特約の復活については、復活に関する主約款の規定を準用します。

**第10条 特約の保険料の払込免除**

この特約の保険料の払込免除については、保険料の払込免除に関する主約款の規定を準用します。

**5 社員配当(保険契約者への配当)について****第11条 特約の社員配当金**

主契約の社員配当金に加えて、この特約の社員配当金を支払うことがあります。

**6 告知義務と重大事由による解除について****第12条 特約の告知義務**

当会社が、この特約の付加または復活(第9条)の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

**第12条 備考**

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

**第13条 特約の告知義務違反による解除**

- ① 保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条(特約の告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- ② 当会社は、先進医療給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、先進医療給付金の支払いまたはこの特約の保険料の払込みの免除をしません。また、すでに先進医療給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者または被保険者が、先進医療給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、先進医療給付金を支払い、またはこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないません。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者に通知します。

**第13条 備考**

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



**第14条 この特約を解除できない場合**

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第13条（特約の告知義務違反による解除）の規定による特約の解除をすることができません。
1. 当社が、この特約の付加または復活（第9条）の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  2. 保険媒介者が、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が告知（第12条）をすることを妨げたとき
  3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知（第12条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  4. 当社が、この特約の付加または復活（第9条）後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
  5. この特約の責任開始時<sup>②</sup>の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて先進医療給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が生じていた場合
    - イ. 責任開始時に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に先進医療給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が生じていた場合
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（特約の告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

**第14条 備考**

<sup>①</sup> 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

<sup>②</sup> 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第9条（特約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

**第15条 特約の重大事由による解除**

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。
1. 以下の給付金等を詐取<sup>さしう</sup>する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致<sup>さくし</sup>①をした場合

| 給付金等         | 事故招致した者                      |
|--------------|------------------------------|
| この特約の先進医療給付金 | 保険契約者<br>被保険者<br>先進医療給付金の受取人 |
| この特約の保険料払込免除 | 保険契約者<br>被保険者                |

2. この特約の以下の給付金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為<sup>さぎ</sup>②があった場合

| 給付金等    | 詐欺行為を行なった者  |
|---------|-------------|
| 先進医療給付金 | 先進医療給付金の受取人 |
| 保険料払込免除 | 保険契約者       |

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - ア. 暴力団、暴力団員<sup>③</sup>、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

**第15条 備考**

<sup>①</sup> 事故招致の未遂を含みます。

<sup>②</sup> 詐欺行為の未遂を含みます。

<sup>③</sup> 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者または先進医療給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当会社の保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ア. 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
  - イ. 保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること
- ② 当会社は、先進医療給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による先進医療給付金の支払いまたはこの特約の保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに先進医療給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または先進医療給付金の受取人に通知します。

## 7 特約の解約・消滅について

### 第16条 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向けてこの特約を解約することができます。

### 第17条 特約の消滅

- ① 次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。
1. 主契約が被保険者の死亡によって消滅したとき
  2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
  3. 先進医療給付金の支払いが、2,000万円の支払限度(第3条第②項第1号)に達したとき
  4. 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、主契約の保険料の払込みが免除され、この特約の保険料の払込みが免除されなかったとき
- ② 第①項第1号の場合で主契約について積立金を支払うとき、この特約の積立金<sup>①</sup>があるときはその積立金を、当会社は、保険契約者に支払います。

### 第17条 備考

- ① 当会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する責任準備金のことをいいます。

### 第18条 特約の返戻金

この特約には返戻金はありません。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 8 その他

### 第19条 法令等の改正に伴う特約条項の変更

公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。

### 第20条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

(平成29年12月2日実施)  
(令和4年11月2日改正)

## 別表1 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度（別表2）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行なわれるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表2）の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

## 別表2 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

## 認知症終身保障特約(解約返戻金抑制型)[終身医療用]特約条項

|             |  |
|-------------|--|
| この特約の付加に際して | この特約は主契約（5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約）に付加します。<br>主契約の条項（主約款）は「約款」のページをご覧ください。 |
| この特約の内容     | 所定の器質性認知症・死亡に対する保障   |
| 保険金の種類      | 認知症保険金・死亡給付金   |
| 保険期間        | 終身   |

### 1 保障の開始について

#### 第1条 特約の付加および保障の開始

- ① この特約は、保険契約者の申出によって5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
- ② 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は次の時に開始します。

| 号 | 特約付加の時期   | 保障が開始する時（責任開始時）   |
|---|-----------|---|
| 1 | 主契約の締結と同時 | 主契約の保障が開始した時  |
| 2 | 主契約の締結後   | 被保険者に関する告知（第14条）の日および当社の定める方法により計算した金額を受け取った日より定まる月単位の契約応当日 |

#### 第2条 保険証券の発行

- ① 第1条第②項第1号の場合には、当社は、保険証券にこの特約の内容を表示しません。
- ② 次の場合には、当社は保険証券を発行しません。
  1. 特約の中途付加（第1条第②項第2号）
  2. 特約の復活（第10条）

2 保険金等の支払いについて

第3条 認知症保険金の支払い

第3条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって認知症保険金を支払います。

| 種類     | 支払事由<br>(認知症保険金を支払う場合)   | 保険金額                   | 受取人               | 免責事由<br>(「支払事由」に該当しても<br>認知症保険金を<br>支払わない場合)  |
|--------|--|------------------------|-------------------|---|
| 認知症保険金 | 1. 被保険者が、主契約の契約日 <sup>①</sup> からその日を含めて2年以内 <sup>②</sup> に、次のいずれにも該当したとき<br>ア. この特約の責任開始時 <sup>③</sup> 前を含めてはじめて器質性認知症と診断確定(別表1)されたとき<br>イ. 公的介護保険制度(別表2)に基づき、要介護1以上の状態(別表3)に該当すると認定され、その認定の有効期間中であるとき | 認知症保険金表(別表4)により計算される金額 | 被保険者 <sup>④</sup> | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為<br>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>3. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup><br>4. 被保険者の薬物依存 <sup>⑥</sup> |
|        | 2. 被保険者が、主契約の契約日 <sup>①</sup> からその日を含めて2年経過した日以後に第1号ア、イのいずれにも該当したとき  | 認知症保険金額                |                   |   |

➡ 「器質性認知症(別表1)」「公的介護保険制度(別表2)」  
「対象となる要介護1以上の状態(別表3)」「認知症保険金表(別表4)」  
この特約条項の末尾に掲載しています

② 認知症保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 認知症保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が認知症保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
2. 当社は、認知症保険金を支払う前に死亡給付金(第4条)の請求を受け、死亡給付金が支払われるときは、認知症保険金を支払いません。

① 主契約の締結後にこの特約を付加した場合は、第1条第②項第2号に定める日をいいます。

② この特約の責任開始時の属する日から契約日の前日までを含みます。

③ 第1条(特約の付加および保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第10条(特約の復活)の規定により保障が開始する時をいいます。

④ 認知症保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑤ 被保険者が戦争その他の変乱によって認知症保険金の支払事由に該当した場合、その事由によって認知症保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、認知症保険金額の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑥ 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月1日現在)に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



**第4条 死亡給付金の支払い**

① 当社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います（この特約の保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。）。

| 種類    | 支払事由<br>(死亡給付金を支払う場合)                    | 給付金額                     | 受取人           | 免責事由<br>(「支払事由」に該当しても死亡給付金を支払わない場合)  |
|-------|--|--------------------------|---------------|--|
| 死亡給付金 | 被保険者がこの特約の保険料払込期間満了後に死亡したとき <sup>①</sup> | 認知症保険金額の10% <sup>②</sup> | 主契約の死亡時支払金受取人 | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. この特約の責任開始時 <sup>③</sup> の属する日から、3年以内における被保険者の自殺<br>2. 保険契約者または主契約の死亡時支払金受取人の故意<br>3. 戦争その他の変乱 <sup>④</sup> |

② 被保険者が主契約の死亡時支払金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡時支払金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。

1. その死亡時支払金受取人には死亡給付金を支払いません。
2. 死亡給付金額の全額から第1号の支払われない死亡給付金額を差し引いた残額を他の死亡時支払金受取人に支払います。
3. 第1号の支払われない死亡給付金の部分については、その死亡時支払金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金<sup>⑤</sup>を保険契約者に支払います。

**第5条 保険金等の請求手続き、支払いの場所と時期**

- ① 保険契約者または被保険者は、認知症保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、被保険者はすみやかに当社の定める書類を提出して認知症保険金を請求してください。
- ② 保険契約者または死亡時支払金受取人は、死亡給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、死亡時支払金受取人はすみやかに当社の定める書類を提出して死亡給付金を請求してください。
- ③ 保険金等の支払いの場所と時期については、主約款<sup>①</sup>の規定を準用します。



「当社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**第4条 備考**

<sup>①</sup> 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

<sup>②</sup> 次の(1)(2)のいずれにも該当する場合は、認知症保険金の支払事由が発生した時点での認知症保険金相当額とします。

- (1) 認知症保険金の支払事由の発生により支払うべき認知症保険金がある場合で、認知症保険金を支払う前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われるとき
- (2) 認知症保険金の支払事由が発生した時点での認知症保険金相当額が、認知症保険金額の10%を上回るとき

<sup>③</sup> 復活が行なわれた場合で、第10条（特約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

<sup>④</sup> 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

<sup>⑤</sup> 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

**第5条 備考**

<sup>①</sup> 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下同じ。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

### 3 特約の保険料払込期間について

#### 第6条 特約の保険料払込期間

保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、この特約の保険料払込期間を定めることができます。

### 4 特約の保険料について

#### 第7条 特約の保険料の払込み

#### 第7条 備考

- ① この特約を主契約に付加した後のこの特約の保険料は、特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、次の方法により払い込んでください。この場合、保険料の払込みに関する主約款の規定を準用します。
  1. 保険料払込方法（回数）は、新年掛または月掛とします。
  2. 保険料払込方法（経路）は、次のいずれかとします。

| 保険料払込方法（経路）         |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 店頭扱い                | 当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法   |
| 送金扱い                | 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法 |
| 口座振替扱い <sup>①</sup> | 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法      |

- ③ 第②項の場合、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間の満了する日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

<sup>①</sup> 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

#### 第8条 保険料が払い込まれない間に保険金等の支払事由が発生した場合の取扱い

#### 第8条 備考

保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日<sup>①</sup>以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金等の支払事由が発生した場合には、保険料が払い込まれない間に給付金の支払事由等が発生した場合に関する主約款の規定を準用します。

<sup>①</sup> 第1回保険料が払い込まれないときは契約日とします。

#### 第9条 特約の失効

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、返戻金（第20条）があるときはこれを請求することができます。

#### 第10条 特約の復活

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② この特約の復活については、復活に関する主約款の規定を準用します。

#### 第11条 特約の保険料の払込免除

この特約の保険料の払込免除については、保険料の払込免除に関する主約款の規定を準用します。

<sup>①</sup> <sup>②</sup> <sup>③</sup> …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 5 社員配当（保険契約者への配当）について

### 第12条 特約の社員配当金

この特約の社員配当金については、社員配当金に関する主約款の規定を準用し、主契約の社員配当金に加えて支払います。

## 6 責任開始時の属する日前に器質性認知症と診断確定されていた場合の取扱いについて

### 第13条 責任開始時の属する日前に器質性認知症と診断確定されていた場合の取扱い

被保険者が、この特約の付加または復活（第10条）の際の責任開始時<sup>①</sup>の属する日前に器質性認知症と診断確定（別表1）されていたときは、この特約は無効とします。この場合、次の金額を保険契約者に払い戻します。

| 付加／復活 | 払い戻す金額                           |
|-------|----------------------------------|
| 付加の場合 | すでに払い込まれたこの特約の保険料                |
| 復活の場合 | 保険契約が効力を失った日以後のすでに払い込まれたこの特約の保険料 |

### 第13条 備考

① 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第10条（特約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

## 7 告知義務と重大事由による解除について

### 第14条 特約の告知義務

当会社が、この特約の付加または復活（第10条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

### 第14条 備考

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

### 第15条 特約の告知義務違反による解除

- ① 保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（特約の告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- ② 当会社は、保険金等の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、保険金等の支払いまたはこの特約の保険料の払込みの免除をしません。また、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めことができ、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者または被保険者が、保険金等の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金等を支払い、またはこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者に通知します。
- ④ 当会社は、この特約を解除した場合に、返戻金（第20条）があるときはこれを保険

### 第15条 備考

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

契約者に支払います。

**第16条 この特約を解除できない場合**

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第15条（特約の告知義務違反による解除）の規定による特約の解除をすることができません。
  - 1. 当社が、この特約の付加または復活（第10条）の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - 2. 保険媒介者が、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が告知（第14条）をすることを妨げたとき
  - 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知（第14条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - 4. 当社が、この特約の付加または復活（第10条）後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
  - 5. この特約の責任開始時<sup>②</sup>の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて認知症保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が生じていた場合
    - イ. 責任開始時に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に認知症保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が生じていた場合
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（特約の告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

**第16条 備考**

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

② 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第10条（特約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

**第17条 特約の重大事由による解除**

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - 1. 以下の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致<sup>①</sup>をした場合

| 保険金等               | 事故招致した者                     |
|--------------------|-----------------------------|
| この特約の認知症保険金        | 保険契約者<br>被保険者<br>認知症保険金の受取人 |
| 死亡給付金 <sup>②</sup> | 保険契約者<br>主契約の死亡時支払金受取人      |
| この特約の保険料払込免除       | 保険契約者<br>被保険者               |

2. この特約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為<sup>③</sup>があった場合

| 保険金等    | 詐欺行為を行なった者    |
|---------|---------------|
| 認知症保険金  | 認知症保険金の受取人    |
| 死亡給付金   | 主契約の死亡時支払金受取人 |
| 保険料払込免除 | 保険契約者         |

- 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- 4. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当する場合

**第17条 備考**

① 事故招致の未遂を含みます。

② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

③ 詐欺行為の未遂を含みます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



- ア. 暴力団、暴力団員<sup>④</sup>、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ア. 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
  - イ. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること
- ② 当会社は、保険金等の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による保険金等の支払いまたはこの特約の保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- ④ 当会社は、この特約を解除した場合に、返戻金(第20条)があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、当会社は、第①項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については第④項の規定を適用し、その部分の返戻金(第20条)を保険契約者に支払います。

**第17条 備考**

- ④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

**8 特約の解約・消滅について**

**第18条 特約の解約**

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、当会社は、返戻金(第20条)があるときはこれを保険契約者に支払います。

**第19条 特約の消滅**

- ① 次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。
  - 1. 主契約が被保険者の死亡によって消滅したとき
  - 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
  - 3. 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、主契約の保険料の払込みが免除され、この特約の保険料の払込みが免除されなかったとき
- ② 第①項第1号の場合で主契約について積立金を支払うとき、この特約の積立金<sup>①</sup>があるときはその積立金を、また、第①項第2号の場合、この特約の返戻金(第20条)

**第19条 備考**

- ① 当会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する責任準備金のことをいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

があるときはその返戻金を、当社は、保険契約者に支払います。

**第20条 返戻金の支払い**

**第20条 備考**

- ① この特約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、次のとおりとします。

| 時期                      | 取扱い                                       |
|-------------------------|---|
| 保険料払込期間中                | 返戻金はありません。                                |
| 保険料払込期間満了後 <sup>①</sup> | 経過した年月数により計算します。ただし、返戻金の額は、死亡給付金額を限度とします。 |

**①** 保険料払込期間満了後でも未払込保険料がある場合は保険料払込期間中として取り扱います。

- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。  
 ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、主約款の規定を準用します。



「当社の定める書類」  
 「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**9 特約の内容の変更について**

**第21条 認知症保険金額の減額**

- ① 保険契約者は、この特約の認知症保険金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のこの特約の認知症保険金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。  
 ② この特約の認知症保険金額が減額された場合には、この特約は減額分だけ解約されたものとして取り扱います。この場合、当社は、返戻金(第20条)があるときはこれを保険契約者に支払います。

**10 その他**

**第22条 法令等の改正に伴う特約条項の変更**

公的介護保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。

**第23条 主約款の準用**

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。  
 (令和2年2月2日実施)

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 別表1 器質性認知症

1. 「器質性認知症と診断確定」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
  - (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
  - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2. 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
  - (1) 「器質性認知症」
 

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

| 分類項目  | 基本分類番号 |
|---|--------|
| アルツハイマー病の認知症  | F00    |
| 血管性認知症  | F01    |
| ピック病の認知症  | F02.0  |
| クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症   | F02.1  |
| ハンチントン病の認知症   | F02.2  |
| パーキンソン病の認知症   | F02.3  |
| ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症  | F02.4  |
| 他に分類されるその他の明示された疾患の認知症  | F02.8  |
| 詳細不明の認知症  | F03    |
| せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち<br>・せん妄、認知症に重なったもの                 | F05.1  |
| 神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）のうち<br>・神経系のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限ります） | G31.8  |

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
 

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた、画像診断により直接証明される病変あるいは損傷、障害のことをいいます（画像診断が得られない場合には、他の所見による証明も認めることがあります。）。

## 別表2 公的介護保険制度

次の法律に基づく介護保険制度をいいます。  
介護保険法（平成9年法律第123号）

### 別表3 対象となる要介護1以上の状態

対象となる要介護1以上の状態は、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(厚生省令第58号、平成11年4月30日)」第1条第1項に規定する次のいずれかの状態をいいます。

|      |  |
|------|--|
| 要介護1 | 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態(要支援2に該当する状態を除く。) |
| 要介護2 | 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態                  |
| 要介護3 | 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態                  |
| 要介護4 | 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態                 |
| 要介護5 | 要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態                      |

### 別表4 認知症保険金表

第3条第①項第1号で定める金額は、次によって計算される金額とします。

$$(\text{認知症保険金額に対応する一般の保険料率で計算した月掛保険料}) \times (\text{経過年月数})$$

- (注) 1. 「一般の保険料率」とは、保険料払込方法(経路)が店頭扱いまたは送金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます(保険料払込方法(経路)にかかわらず一般の保険料率により計算します。)
2. 保険料払込方法(回数)が新年掛または新半年掛である場合には、保険料払込方法(回数)が月掛であったものとして計算します。
3. 「経過年月数」とは、主契約の契約日(主契約の締結後にこの特約を付加した場合は、第1条第②項第2号に定める日)から認知症保険金の支払事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数とします。
4. 認知症保険金額が減額された場合は、減額後の金額により計算します。

## 軽度認知障害終身保障特約(解約返戻金抑制型)[終身医療用]特約条項

|             |  |
|-------------|--|
| この特約の付加に際して | この特約は主契約（5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約）に付加します。<br>主契約の条項（主約款）は「約款」のページをご覧ください。 |
| この特約の内容     | 所定の器質性認知症・軽度認知障害・死亡に対する保障  |
| 保険金の種類      | 軽度認知障害保険金・死亡給付金  |
| 保険期間        | 終身   |

### 1 保障の開始について

#### 第1条 特約の付加および保障の開始

- ① この特約は、保険契約者の申出によって5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。この場合、認知症終身保障特約（解約返戻金抑制型）[終身医療用]の付加を要します。
- ② 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は次の時に開始します。

| 号 | 特約付加の時期   | 保障が開始する時（責任開始時）   |
|---|-----------|---|
| 1 | 主契約の締結と同時 | 主契約の保障が開始した時  |
| 2 | 主契約の締結後   | 被保険者に関する告知（第14条）の日および当社の定める方法により計算した金額を受け取った日より定まる月単位の契約応当日 |

#### 第2条 保険証券の発行

- ① 第1条第②項第1号の場合には、当社は、保険証券にこの特約の内容を表示しません。
- ② 次の場合には、当社は保険証券を発行しません。
  1. 特約の中途付加（第1条第②項第2号）
  2. 特約の復活（第10条）

2 保険金等の支払いについて

第3条 軽度認知障害保険金の支払い

第3条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって軽度認知障害保険金を支払います。

| 種類        | 支払事由<br>(軽度認知障害保険金を支払う場合)  | 保険金額                      | 受取人               | 免責事由<br>(「支払事由」に該当しても軽度認知障害保険金を支払わない場合)   |
|-----------|--|---------------------------|-------------------|---|
| 軽度認知障害保険金 | 1. 被保険者が、主契約の契約日 <sup>①</sup> からその日を含めて2年以内 <sup>②</sup> に、次のいずれかに該当したとき<br>ア. この特約の責任開始時 <sup>③</sup> 前を含めてはじめて器質性認知症と診断確定(別表1)されたとき<br>イ. この特約の責任開始時前を含めてはじめて軽度認知障害と診断確定(別表2)されたとき | 軽度認知障害保険金表(別表3)により計算される金額 | 被保険者 <sup>④</sup> | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為<br>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失<br>3. 戦争その他の変乱 <sup>⑤</sup><br>4. 被保険者の薬物依存 <sup>⑥</sup> |
|           | 2. 被保険者が、主契約の契約日 <sup>①</sup> からその日を含めて2年経過した日以後に第1号ア、イのいずれかに該当したとき  | 軽度認知障害保険金額                |                   |   |

① 主契約の締結後にこの特約を付加した場合は、第1条第②項第2号に定める日をいいます。

② この特約の責任開始時の属する日から契約日の前日までを含みます。

③ 第1条(特約の付加および保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第10条(特約の復活)の規定により保障が開始する時をいいます。

④ 軽度認知障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑤ 被保険者が戦争その他の変乱によって軽度認知障害保険金の支払事由に該当した場合、その事由によって軽度認知障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、軽度認知障害保険金額の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑥ 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2003年版) 準拠」(平成18年1月1日現在)に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

➡ 「器質性認知症(別表1)」「軽度認知障害(別表2)」「軽度認知障害保険金表(別表3)」この特約条項の末尾に掲載しています

② 軽度認知障害保険金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 軽度認知障害保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が軽度認知障害保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
2. 当社は、軽度認知障害保険金を支払う前に死亡給付金(第4条)の請求を受け、死亡給付金が支払われるときは、軽度認知障害保険金を支払いません。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第4条 死亡給付金の支払い**

① 当社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います（この特約の保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。）。

| 種類    | 支払事由<br>(死亡給付金を支払う場合)                    | 給付金額                        | 受取人           | 免責事由<br>(「支払事由」に該当しても死亡給付金を支払わない場合)  |
|-------|--|-----------------------------|---------------|--|
| 死亡給付金 | 被保険者がこの特約の保険料払込期間満了後に死亡したとき <sup>①</sup> | 軽度認知障害保険金額の10% <sup>②</sup> | 主契約の死亡時支払金受取人 | 次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき<br>1. この特約の責任開始時 <sup>③</sup> の属する日から、3年以内における被保険者の自殺<br>2. 保険契約者または死亡時支払金受取人の故意<br>3. 戦争その他の変乱 <sup>④</sup> |

② 被保険者が主契約の死亡時支払金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡時支払金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。

1. その死亡時支払金受取人には死亡給付金を支払いません。
2. 死亡給付金額の全額から第1号の支払われない死亡給付金額を差し引いた残額を他の死亡時支払金受取人に支払います。
3. 第1号の支払われない死亡給付金の部分については、その死亡時支払金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金<sup>⑤</sup>を保険契約者に支払います。

**第5条 保険金等の請求手続き、支払いの場所と時期**

- ① 保険契約者または被保険者は、軽度認知障害保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、被保険者はすみやかに当社の定める書類を提出して軽度認知障害保険金を請求してください。
- ② 保険契約者または死亡時支払金受取人は、死亡給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。この場合、死亡時支払金受取人はすみやかに当社の定める書類を提出して死亡給付金を請求してください。
- ③ 保険金等の支払いの場所と時期については、主約款<sup>①</sup>の規定を準用します。



「当社の定める書類」  
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**3 特約の保険料払込期間について**

**第6条 特約の保険料払込期間**

保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、この特約の保険料払込期間を定めることができます。

**第4条 備考**

<sup>①</sup> 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

<sup>②</sup> 次の(1)(2)のいずれにも該当する場合は、軽度認知障害保険金の支払事由が発生した時点での軽度認知障害保険金相当額とします。

- (1) 軽度認知障害保険金の支払事由の発生により支払うべき軽度認知障害保険金がある場合で、軽度認知障害保険金を支払う前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われるとき
- (2) 軽度認知障害保険金の支払事由が発生した時点での軽度認知障害保険金相当額が、軽度認知障害保険金額の10%を上回るとき

<sup>③</sup> 復活が行なわれた場合で、第10条（特約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

<sup>④</sup> 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

<sup>⑤</sup> 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

**第5条 備考**

<sup>①</sup> 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下同じ。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 4 特約の保険料について

### 第7条 特約の保険料の払込み

- ① この特約を主契約に付加した後のこの特約の保険料は、特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、次の方法により払い込んでください。この場合、保険料の払込みに関する主約款の規定を準用します。
  1. 保険料払込方法（回数）は、新年掛または月掛とします。
  2. 保険料払込方法（経路）は、次のいずれかとします。

| 保険料払込方法（経路）         |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 店頭扱い                | 当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法   |
| 送金扱い                | 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法 |
| 口座振替扱い <sup>①</sup> | 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法      |

- ③ 第②項の場合、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間の満了する日の翌日から将来に向かって解約されたものとして扱います。

### 第7条 備考

- ① 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

### 第8条 保険料が払い込まれない間に保険金等の支払事由が発生した場合の取扱い

保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日<sup>①</sup>以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金等の支払事由が発生した場合には、保険料が払い込まれない間に給付金の支払事由等が発生した場合に関する主約款の規定を準用します。

### 第8条 備考

- ① 第1回保険料が払い込まれないときは契約日とします。

### 第9条 特約の失効

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、返戻金（第20条）があるときはこれを請求することができます。

### 第10条 特約の復活

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとして扱います。
- ② この特約の復活については、復活に関する主約款の規定を準用します。

### 第11条 特約の保険料の払込免除

この特約の保険料の払込免除については、保険料の払込免除に関する主約款の規定を準用します。

## 5 社員配当（保険契約者への配当）について

### 第12条 特約の社員配当金

この特約の社員配当金については、社員配当金に関する主約款の規定を準用し、主契約の社員配当金に加えて支払います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 6 責任開始時の属する日前に器質性認知症または軽度認知障害と診断確定されていた場合の取扱いについて

### 第13条 責任開始時の属する日前に器質性認知症または軽度認知障害と診断確定されていた場合の取扱い

被保険者が、この特約の付加または復活(第10条)の際の責任開始時<sup>①</sup>の属する日前に器質性認知症または軽度認知障害と診断確定(別表1、別表2)されていたときは、この特約は無効とします。この場合、次の金額を保険契約者に払い戻します。

| 付加/復活 | 払い戻す金額                           |
|-------|----------------------------------|
| 付加の場合 | すでに払い込まれたこの特約の保険料                |
| 復活の場合 | 保険契約が効力を失った日以後のすでに払い込まれたこの特約の保険料 |

### 第13条 備考

① 第1条(特約の付加および保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第10条(特約の復活)の規定により保障が開始する時をいいます。

## 7 告知義務と重大事由による解除について

### 第14条 特約の告知義務

当社が、この特約の付加または復活(第10条)の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者は、その書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

### 第14条 備考

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

### 第15条 特約の告知義務違反による解除

- ① 保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条(特約の告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- ② 当社は、保険金等の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、保険金等の支払いまたはこの特約の保険料の払込みの免除をしません。また、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。ただし、保険契約者または被保険者が、保険金等の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、保険金等を支払い、またはこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ③ 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者に通知します。
- ④ 当社は、この特約を解除した場合に、返戻金(第20条)があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第15条 備考

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第16条 この特約を解除できない場合**

- ① 当社は、次のいずれかの場合には、第15条（特約の告知義務違反による解除）の規定による特約の解除をすることができません。
1. 当社が、この特約の付加または復活（第10条）の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  2. 保険媒介者が、保険契約者<sup>①</sup>または被保険者が告知（第14条）をすることを妨げたとき
  3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知（第14条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  4. 当社が、この特約の付加または復活（第10条）後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
  5. この特約の責任開始時<sup>②</sup>の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。
    - ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて軽度認知障害保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が生じていた場合
    - イ. 責任開始時に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に軽度認知障害保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が生じていた場合
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（特約の告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

**第16条 備考**

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

② 第1条（特約の付加および保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第10条（特約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

**第17条 特約の重大事由による解除**

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 以下の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致<sup>①</sup>をした場合

| 保険金等               | 事故招致した者                        |
|--------------------|--------------------------------|
| この特約の軽度認知障害保険金     | 保険契約者<br>被保険者<br>軽度認知障害保険金の受取人 |
| 死亡給付金 <sup>②</sup> | 保険契約者<br>主契約の死亡時支払金受取人         |
| この特約の保険料払込免除       | 保険契約者<br>被保険者                  |

**第17条 備考**

① 事故招致の未遂を含みます。

② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

2. この特約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為<sup>③</sup>があった場合

| 保険金等      | 詐欺行為を行なった者    |
|-----------|---------------|
| 軽度認知障害保険金 | 軽度認知障害保険金の受取人 |
| 死亡給付金     | 主契約の死亡時支払金受取人 |
| 保険料払込免除   | 保険契約者         |

③ 詐欺行為の未遂を含みます。

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当する場合

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ア. 暴力団、暴力団員<sup>④</sup>、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - エ. 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ア. 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
  - イ. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること
- ② 当社は、保険金等の支払事由またはこの特約の保険料の払込免除事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による保険金等の支払いまたはこの特約の保険料の払込みの免除をしません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでにこの特約の保険料の払込みを免除していたときには払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
- ④ 当社は、この特約を解除した場合に、返戻金(第20条)があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑤ 第④項の規定にかかわらず、当社は、第①項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については第④項の規定を適用し、その部分の返戻金(第20条)を保険契約者に支払います。

**第17条 備考**

<sup>④</sup> 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

**8 特約の解約・消滅について**

**第18条 特約の解約**

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、当社は、返戻金(第20条)があるときはこれを保険契約者に支払います。

**第19条 特約の消滅**

- ① 次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。
1. 主契約が被保険者の死亡によって消滅したとき
  2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
  3. 認知症終身保障特約(解約返戻金抑制型)[終身医療用]が解約または解除されたとき
  4. 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、主契約の保険料の払込みが免除され、この特約の保険料の払込みが免除されなかったとき

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



- ② 第①項第1号の場合で主契約について積立金を支払うとき、この特約の積立金<sup>①</sup>があるときはその積立金を、また、第①項第2号および第3号の場合、この特約の返戻金(第20条)があるときはその返戻金を、当会社は、保険契約者に支払います。

**第19条 備考**

- ① 当会社の定める方法によって計算されるこの特約に対する責任準備金のことをいいます。

**第20条 返戻金の支払い**

- ① この特約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、次のとおりとします。

| 時期                      | 取扱い                                       |
|-------------------------|---|
| 保険料払込期間中                | 返戻金はありません。                                |
| 保険料払込期間満了後 <sup>①</sup> | 経過した年月数により計算します。ただし、返戻金の額は、死亡給付金額を限度とします。 |

**第20条 備考**

- ① 保険料払込期間満了後でも未払込保険料がある場合は保険料払込期間中として取り扱います。

- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。  
 ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、主約款の規定を準用します。



「当会社の定める書類」  
 「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

**9 特約の内容の変更について**

**第21条 軽度認知障害保険金の減額**

- ① 保険契約者は、この特約の軽度認知障害保険金を減額することができます。ただし、当会社は、減額後のこの特約の軽度認知障害保険金額が当会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。  
 ② 主契約に付加されている認知症終身保障特約(解約返戻金抑制型)[終身医療用]の認知症保険金額が減額された場合に、この特約の軽度認知障害保険金額が当会社の定める限度をこえるときには、当会社の定める方法により、この特約の軽度認知障害保険金額も同時に当会社の定める限度まで減額されます。  
 ③ この特約の軽度認知障害保険金額が減額された場合には、この特約は減額分だけ解約されたものとして取り扱います。この場合、当会社は、返戻金(第20条)があるときはこれを保険契約者に支払います。

**10 その他**

**第22条 主約款の準用**

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。  
 (令和2年2月2日実施)

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 別表1 器質性認知症

1. 「器質性認知症と診断確定」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
  - (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
  - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2. 前1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
  - (1) 「器質性認知症」
 

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

| 分類項目  | 基本分類番号 |
|---|--------|
| アルツハイマー病の認知症  | F00    |
| 血管性認知症  | F01    |
| ピック病の認知症  | F02.0  |
| クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症   | F02.1  |
| ハンチントン病の認知症   | F02.2  |
| パーキンソン病の認知症   | F02.3  |
| ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症  | F02.4  |
| 他に分類されるその他の明示された疾患の認知症  | F02.8  |
| 詳細不明の認知症  | F03    |
| せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち<br>・せん妄、認知症に重なったもの                 | F05.1  |
| 神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）のうち<br>・神経系のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限ります） | G31.8  |

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
 

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた、画像診断により直接証明される病変あるいは損傷、障害のことをいいます（画像診断が得られない場合には、他の所見による証明も認めることがあります。）。

## 別表2 軽度認知障害

「軽度認知障害と診断確定」とは、以下の1から4のすべてに該当するものと医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。ただし、米国精神医学会編「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」または厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

1. 1以上の認知領域（複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚-運動、社会的認知）において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること
2. 毎日の活動において、自立が阻害されていないこと
3. その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと
4. その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと  
(例 うつ病、統合失調症)

(注) 別表1に定める器質性認知症以外の認知症と医師により診断確定された場合で、その認知症が1、3および4を満たすときは、2に該当しない場合であっても軽度認知障害と診断確定されたものとみなします。

### 別表 3 軽度認知障害保険金表

第3条第①項第1号で定める金額は、次によって計算される金額とします。

$$\text{(軽度認知障害保険金額に対応する一般の保険料率で計算した月掛保険料)} \times \text{(経過年月数)}$$

- (注) 1. 「一般の保険料率」とは、保険料払込方法（経路）が店頭扱いまたは送金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます（保険料払込方法（経路）にかかわらず一般の保険料率により計算します。）。
2. 保険料払込方法（回数）が新年掛または新半年掛である場合には、保険料払込方法（回数）が月掛であったものとして計算します。
3. 「経過年月数」とは、主契約の契約日（主契約の締結後にこの特約を付加した場合は、第1条第②項第2号に定める日）から軽度認知障害保険金の支払事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数とします。
4. 軽度認知障害保険金額が減額された場合は、減額後の金額により計算します。

## 保険契約者代理特約条項

### この特約の内容

主たる保険契約の保険契約者が、所定の手続きを行なうことができない特別な事情がある場合に、保険契約者に代わってあらかじめ指定した保険契約者代理人が手続きを行なうための取扱いについて定めたものです。

#### 第1条 用語の定義

この保険契約者代理特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| 用語       | 定義                          |
|----------|-----------------------------|
| 主契約      | この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。  |
| 主約款      | 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。    |
| 被保険者     | この特約が付加される主契約の被保険者のことをいいます。 |
| 保険契約者代理人 | 第6条第①項に定める者                 |
| 保険金等     | 保険金、給付金および年金などのことをいいます。     |

#### 第2条 特約の付加

この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。ただし、保険契約者が会社、官公署等の団体<sup>①</sup>である場合は、この特約を付加することができません。

#### 第2条 備考

① 団体の代表者を含みます。

#### 第3条 保険契約者代理人の指定および変更

- ① 保険契約者は、この特約を付加する際に、保険契約者代理人<sup>①</sup>を指定するものとします。
- ② 保険契約者は、第①項の規定により指定した保険契約者代理人を変更することができます。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。

#### 第3条 備考

① 保険契約者代理人は1人とします。

#### 第4条 保険契約者代理人による代理可能な手続き

保険契約者代理人が行なうことのできる代理可能な手続きは、次の各号の手続きとします。

1. 主約款および特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続き。ただし、次の手続きは除きます。
  - ア. 告知を要する手続き。ただし、保険契約者と被保険者が同一人でない場合の保険契約の復活手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
  - イ. 後継年金受取人指定特約、年金移行特約等<sup>①</sup>および年金支払特約の付加手続き
  - ウ. 保険契約者の変更手続き。ただし、被保険者と保険契約者代理人が同一人でない場合の、被保険者を新たな保険契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
  - エ. 保険契約者代理人の変更手続き
  - オ. 保険金等の受取人<sup>②</sup>の変更手続き
  - カ. 後継年金受取人の変更手続き
  - キ. 保険契約者と被保険者が同一人である場合における、被保険者の同意を必要と

#### 第4条 備考

① 年金移行特約（返戻金型）等を含みます。

② 死亡保険金受取人、満期保険金受取人などをいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

する手続き

2. 保険契約者と死亡保険金受取人<sup>③</sup>が同一人である場合における死亡保険金等<sup>④</sup>請求手続き<sup>⑤</sup>
3. 保険契約者と満期保険金受取人が同一人である場合における満期保険金請求手続き<sup>⑥</sup>
4. 保険契約者と年金受取人が同一人である場合における年金の請求手続き

#### 第5条 保険契約者代理人による手続き

- ① この特約の付加日<sup>①</sup>以後、第4条に定める保険契約者代理人による代理可能な手続きにあたって、保険契約者が手続きをすることができない次の各号に定める特別な事情があると当社が認める場合は、保険契約者代理人がその事情を示す書類その他所定の書類を提出して、保険契約者の代理人として手続きをすることができます。
  1. 保険契約者が手続きを行なう意思表示が困難である場合
  2. 保険契約者が傷病名や余命についての告知を受けていない場合<sup>②</sup>
  3. その他前2号に準じる場合
- ② 第①項に基づき保険金や返戻金等の請求があった場合には、当社は保険契約者代理人に対し、保険金や返戻金等を支払うことができます。
- ③ 第②項の請求に基づき、当社が保険契約者代理人に対し保険金や返戻金等を支払った場合には、その後重複して保険金や返戻金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ④ 事実の確認に際し、保険契約者代理人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払い<sup>④</sup>をしません。被保険者について当社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑤ 保険金や返戻金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

#### 第6条 保険契約者代理人

- ① 保険契約者代理人は、手続き時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかに該当することを要します。
  1. 保険契約者の戸籍上の配偶者
  2. 保険契約者の直系血族
  3. 保険契約者の兄弟姉妹
  4. 保険契約者の3親等内の親族
  5. 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きをする適切な関係があると当社が認めた者に限ります。
    - ア. 第1号から第4号までの者以外の者<sup>①</sup>で、保険契約者と同居している者
    - イ. 保険契約者から委任を受ける等により、保険契約者の財産の管理を行なっている者
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が、手続き時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。
  1. 未成年者
  2. 成年被後見人
  3. 破産者で復権を得ない者
- ③ 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が保険契約者を第5条第①項の各号の状態に故意に該当させた者である場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受け

#### 第4条 備考

- ③ 死亡給付金受取人、死亡時支払金受取人を含みます。
- ④ 死亡給付金などを含みます。
- ⑤ 支払方法として、すえ置支払いが選択された場合、すえ置かれた死亡保険金等または満期保険金の請求手続きは除きます。

#### 第5条 備考

- ① 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約の保障を開始する日となります。
- ② 保険料の払込免除手続きをする場合に限りです。

- ③ 保険料の払込免除を含みます。

#### 第6条 備考

- ① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

ることはできません。

- ④ 保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当した後、その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態にないと当社が認めた場合は、それ以後再度その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当するまでは、その保険契約者の保険契約者代理人は第4条に定める代理可能な手続きを行なうことはできません。

### 第7条 重大事由による特約の解除

当社は、保険契約者代理人が次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 暴力団、暴力団員<sup>①</sup>、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
2. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
4. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
  - ア. 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
  - イ. 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

### 第7条 備考

- ① 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

### 第8条 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

### 第9条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 保険契約者が死亡したとき
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
3. 保険契約者が変更されたとき
4. 保険契約者代理人が死亡したとき

### 第10条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

（令和5年6月1日実施）

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 代理請求特約〔終身医療用〕特約条項

## この特約の内容

5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕契約、5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約の被保険者が受取人となる給付金等の支払事由が生じた場合で、その給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって所定の代理請求人が請求を行なうための取扱いについて定めたものです。

## 第1条 用語の定義

この代理請求特約〔終身医療用〕特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| 用語        | 定義  |
|-----------|---|
| 主契約       | 5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕契約、5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約のことをいいます。 |
| 主約款       | 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。  |
| 被保険者      | 主契約の被保険者のことをいいます。   |
| 死亡時支払金受取人 | 主契約の死亡時支払金受取人のことをいいます。  |
| 死亡給付金受取人  | 主契約の死亡給付金受取人のことをいいます。   |
| 代理請求人     | 第5条第①項に定める者   |

## 第2条 特約の付加

この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および当会社の承諾を得ることを要します。ただし、死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人が会社、官公署等の団体<sup>①</sup>である場合<sup>②</sup>は、この特約を付加することができません。

## 第2条 備考

- ① 団体の代表者を含みます。
- ② 死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人が複数人いるとき、その一部の者である場合を含みます。

## 第3条 特約の対象となる給付金等

第4条の代理請求の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、主約款および主契約に付加されている特約に定める給付および保険料の払込免除のうち、次に定めるものとします。

1. 普通保険約款または特約条項において、被保険者が受取人として定められている給付。なお、次の給付は含まれません。
  - ア. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受取人となる給付
  - イ. 保険契約者によって被保険者が受取人として指定されている給付
2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
3. 本条で対象とする給付を支払う場合および保険料の払込免除をする場合に、その給付の受取人および保険契約者が受け取るべきもの

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第4条 代理請求人による給付金等の請求**

- ① この特約の付加日<sup>①</sup>以後、第3条に定める給付金等の請求にあたって、その受取人<sup>②</sup>が給付金等を請求できない次の各号に定める特別な事情があると当社が認めるときは、代理請求人がその事情を示す書類その他所定の書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難である場合
  2. 傷病名や余命についての告知を受けていない場合
  3. その他前2号に準じる場合
- ② 第①項に基づき給付金等の請求があった場合には、当社は給付金等の受取人<sup>②</sup>の代理人である代理請求人に対し、給付金等を支払うことができます。
- ③ 第①項の請求に基づき、当社が代理請求人に対し給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ④ 事実の確認に際し、代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等の支払い<sup>③</sup>をしません。被保険者について当社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑤ 給付金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

**第5条 代理請求人**

- ① 代理請求人は、給付金等の請求時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかを満たす死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人とします。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
  5. 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。
    - ア. 第1号から第4号までの者以外の者<sup>①</sup>で、被保険者と同居している者
    - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者
- ② 第①項の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人が、給付金等の請求時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
1. 未成年者
  2. 成年被後見人
  3. 破産者で復権を得ない者
- ③ 第4条第①項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
1. 第3条の給付金等の支払事由<sup>②</sup>を故意に生じさせた者
  2. 給付金等の受取人がその給付金等を請求できない特別な事情を故意に招いた者
  3. 保険契約者が第3条第2号に定める保険料の払込免除を請求できない特別な事情を故意に招いた者
- ④ 保険契約者により指定されていた死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人が死亡した場合、その死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人の法定相続人（以下「法定相続人」といいます。）が、新たな代理請求人となることはありません。ただし、保険契約者が被保険者の同意を得て法定相続人を新たに死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人に指定した場合には、その法定相続人は本条にしたがって代理請求

**第4条 備考**

- ① 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約の保障を開始する日となります。
- ② 第3条第2号に定める保険料の払込免除の場合は、保険契約者となります。

- ③ 保険料の払込免除を含みません。

**第5条 備考**

- ① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

- ② 第3条第2号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

人となります。

#### 第6条 代理請求人となる死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人の代表者

- ① 第3条から第5条までに定める給付金等の請求の場合、第5条第①項各号のいずれかを満たす死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人が2人以上あるときには、代表者1人を定め、その代表者が、第4条の給付金等の代理請求をしてください。
- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、給付金等の代理請求について当社が代理請求人の1人に対してした行為は、給付金等の受取人に対して効力を及ぼします。

#### 第7条 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第8条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 被保険者が死亡したとき
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
3. 死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人<sup>①</sup>が会社、官公署等の団体<sup>②</sup>に変更されたとき

#### 第8条 備考

- ① 死亡時支払金受取人または死亡給付金受取人が複数人いる場合、その一部の者を含みます。
- ② 団体の代表者を含みます。

#### 第9条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

(平成29年12月2日実施)  
(令和4年4月2日改正)

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 更新特約 [終身医療用] 特約条項

## この特約の内容

5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約、5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約に付加される特約の更新の取扱いを定めています。

## 第1条 特約の付加

この特約は、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約、5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）[Ⅱ型]契約、5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付限定告知型終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、一定の条件を満たす当社の定める特約（以下「主特約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出によって主特約に付加します。

## 第2条 更新後の主特約への特約の付加

主特約が更新された場合、更新後の主特約に主特約の更新日におけるこの特約が付加されるものとします。

## 第3条 特約の中途付加

主特約の付加後においても、保険契約者からの申出により、当社の承諾を得て、この特約を付加することができます。

## 第4条 主特約の更新

① この特約が付加された主特約について、次の条件をすべて満たす場合には、保険契約者が更新前の主特約の保険期間の満了日の2カ月前までに主特約を更新しない旨を通知しない限り、主特約は、主特約の保険期間の満了日の翌日（以下「主特約の更新日」といいます。）に更新されるものとします。

1. 更新後の主特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が下表のとおりであること

| 更新後の主特約  | 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢 |
|--|------------------------|
| 先進医療保障特約（無解約返戻金型）[終身医療用]<br>先進医療保障特約（無解約返戻金型）[特別終身医療用]<br>先進医療保障特約（無解約返戻金型）[限定告知用] | 90歳以下                  |
| 認知症保障特約（無解約返戻金型）[終身医療用]<br>軽度認知障害保障特約（無解約返戻金型）[終身医療用]                              | 95歳以下                  |

2. 更新時に、当社が主特約の付加を取り扱っていること
3. 主特約の更新日の前日までの主特約の保険料が払い込まれていること

② 更新後の主特約については、次に定めるところによります。

#### 第4条 備考

| 更新後の主特約について   | 取扱い  |
|---|--|
| 保険金額  | 更新前の主特約と同一とします。ただし、更新前の主特約の保険期間の満了日の2カ月前までに保険契約者から当会社の定める書類による申出があれば、当会社の定める取扱いの範囲内で変更して更新することができます。 |
| 保険期間  | 更新前の主特約の保険期間と同一とします。ただし、主特約は、当会社の定める方法により、保険期間を変更して更新されることがあります。                                     |
| 保険料   | 主特約の更新日における主契約の被保険者の年齢によって計算します。   |
| 保険料払込方法（回数）、<br>保険料払込方法（経路）   | 主契約と同一とします。  |
| 次の各規定の適用<br>・ 保険金または給付金の支払いの規定<br>・ 保険料の払込免除の規定<br>・ 特約を解除できない場合の規定 | 更新前の主特約の保険期間と更新後の主特約の保険期間とは継続した保険期間として取り扱います。  |
| 給付金の支払限度の規定の適用  | 更新前の主特約と更新後の主特約で支払われた給付金額を通算します。   |
| 特約条項および保険料率   | 主特約の更新日における主特約の特約条項および保険料率を適用します。  |

③ 更新後の主特約の第1回保険料は、主特約の更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。この場合、主特約に適用される特約条項の保険料が払い込まれない間に給付金の支払事由が発生した場合の取扱いの規定および主約款①の保険料の払込みの規定を準用します。

④ 主契約の保険料払込期間の満了日後に主特約が更新される場合には、更新後の主特約の保険料は、第②項の規定にかかわらず、次の方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込みならびに保険料の前納の規定を準用します。

1. 保険料払込方法（回数）は、新年掛または月掛とします。
2. 保険料払込方法（経路）は、次のいずれかとします。

| 保険料払込方法（経路） |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 店頭扱い        | 当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法   |
| 送金扱い        | 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法 |
| 口座振替扱い②     | 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法      |

⑤ 更新後の主特約について、本条に定めがない事項は、その主特約の特約条項の規定を適用します。

⑥ 主特約の更新が行なわれた場合には、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。

⑦ 主特約の更新日に当会社が主特約の付加を取り扱っていない場合には、主特約は、本条の取扱いに準じて、主特約の更新日に当会社の定める他の特約へ変更されます。

① 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。

② 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

#### 第5条 特約の解約

この特約だけの解約はできません。

(平成29年12月2日実施)  
(令和4年4月2日改正)

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 特別条件特約〔終身医療用〕特約条項

### この特約の内容

5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約または5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕契約に特別条件が付加された場合の取扱いを定めています。

### 第1条 特約の付加および保障の開始

- ① 保険契約の締結もしくは復活の際または5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）契約もしくは5年ごと配当付終身医療保険（解約返戻金抑制型）〔Ⅱ型〕契約（以下「主契約」といいます。）の締結後に当社の定める特約が付加される際、被保険者の健康状態その他が当社の定める標準に適合しないと認めるときは、当社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。
- ② 当社が保険契約または特約に適用する特別条件を保険契約者が承諾したときに、当社は、主約款<sup>①</sup>または特約条項による責任開始時から保険契約上または特約上の保障を開始します。
- ③ この特約を付加する場合、すでに特別条件特約〔終身医療用〕が保険契約に付加されているときは（そのすでに付加されている特別条件特約〔終身医療用〕を以下「旧特約」といいます。）、旧特約はこの特約の付加と同時に消滅し、特別条件の適用があった保険契約または特約について、引き続きこの特約の特別条件<sup>②</sup>を適用します。

### 第1条 備考

- ① 主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下同じ。
- ② 旧特約で適用していた特別条件に相当するこの特約中の特別条件とします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第2条 特別条件**

主契約または特約について、当社が適用する特別条件は次の条件とします（複数の条件を適用することもあります。）。

| 特別条件    | 対象となる給付金等   | 特別条件を適用した場合の取扱い  |
|---------|---|--|
| 特定部位不担保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時支援給付金</li> <li>・入院時手術給付金</li> <li>・入院時放射線治療給付金</li> <li>・外来時手術給付金</li> <li>・外来時放射線治療給付金</li> <li>・先進医療給付金</li> </ul> | <p>1. 特定部位不担保期間<sup>①</sup>中に、被保険者が、次のア、イおよびウのいずれかを直接の原因として、左の給付金の支払事由に該当したときは、当社は、給付金を支払いません。</p> <p>ア. 特定部位不担保期間中に特定部位<sup>②</sup>に生じた疾病（特定感染症（別表1）を除きます。）</p> <p>イ. 支払事由発生の原因となる特定部位に生じた疾病（特定感染症（別表1）を除きます。）が、主契約および特約の責任開始時前に発病していたが、対象となる給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を定める主約款および特約条項に規定される支払事由等の原因の発生時期に関する規定（以下、「支払事由等の原因の発生時期に関する規定」といいます。）に基づいて、責任開始時以後に発病したものとみなされた場合<sup>③</sup>の当該疾病</p> <p>ウ. 支払事由発生の原因となる特定部位に生じた傷害が、主契約および特約の責任開始時前に発生していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発生したものとみなされた場合<sup>③</sup>の当該傷害<sup>④</sup></p> <p>2. 第1号のア、イおよびウのいずれかを直接の原因とした入院中に特定部位不担保期間が満了した場合には、特定部位不担保期間満了の日の翌日に入院を開始したものと主契約の規定を適用します。</p> |

**第2条 備考**

**①** 当社の定めた不担保期間とします。

**②** 特定部位不担保の条件により不担保とする身体部位（別表2）のうち、当社が指定した身体部位をいいます。

**③** たとえば、被保険者が、主契約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に入院を開始したときで、保険契約の締結または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていた場合などをいいます。

**④** その傷害の後遺症および合併症を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

| 特別条件      | 対象となる給付金等 | 特別条件を適用した場合の取扱い  |
|-----------|-----------|--|
| 特定障害状態不担保 | ・保険料払込免除  | <p>被保険者が、次のア、イおよびウのいずれかを直接の原因として身体障害表（主約款別表2）の第1級の障害状態のうち、「1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは、当社は、保険料の払込みを免除しません。</p> <p>ア. 眼球および眼球附属器に生じた疾病（特定感染症（別表1）を除きます。）</p> <p>イ. 「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当した原因となる眼球および眼球附属器に生じた疾病（特定感染症（別表1）を除きます。）が、主契約および特約の責任開始時前に発病していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発病したものとみなされた場合<sup>③</sup>の当該疾病</p> <p>ウ. 「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当した原因となる眼球および眼球附属器に生じた傷害が、主契約および特約の責任開始時前に発生していたが、支払事由等の原因の発生時期に関する規定に基づいて、責任開始時以後に発生したものとみなされた場合<sup>③</sup>の当該傷害<sup>④</sup></p> |

第2条 備考

<sup>③</sup> たとえば、被保険者が、主契約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に入院を開始したときで、保険契約の締結または復活の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていた場合などをいいます。

<sup>④</sup> その傷害の後遺症および合併症を含みます。

➡ 「対象となる特定感染症（別表1）」  
この特約条項の末尾に掲載しています

➡ 「身体障害表（主約款別表2）」  
主約款の末尾に掲載しています

第3条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

第4条 この特約を付加した特約が更新される場合の特則

この特約を付加した特約が更新<sup>①</sup>される場合<sup>②</sup>、更新後の特約に適用される特別条件は、更新直前の保険年度の条件と同一とします。

(平成29年12月2日実施  
令和2年6月2日改正)

第4条 備考

<sup>①</sup> 各特約条項の規定による他の特約への変更を含みます。

<sup>②</sup> 更新後の特約がさらに更新される場合を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 別表1 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、以下の1および2をいいます。

1. 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のもの（分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。）

| 分類項目   | 基本分類コード |
|--|---------|
| コレラ  | A00     |
| 腸チフス   | A01.0   |
| パラチフスA   | A01.1   |
| 細菌性赤痢  | A03     |
| 腸管出血性大腸菌感染症  | A04.3   |
| ペスト  | A20     |
| ジフテリア  | A36     |
| 急性灰白髄炎〈ポリオ〉  | A80     |
| ラッサ熱   | A96.2   |
| クリミア・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱                                       | A98.0   |
| マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病   | A98.3   |
| エボラ〈Ebola〉ウイルス病  | A98.4   |
| 痘瘡   | B03     |
| 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕<br>(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。) | U04     |

2. 世界保健機関（WHO）による「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」(2019年版)に定められた分類項目中下記のもの

| 分類項目        | 基本分類コード |
|-------------|---------|
| COVID-19（注） | U07.1   |

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるものに限りませう。）をいいます。

別表2 特定部位不担保の条件により不担保とする身体部位

| 部位番号 | 身体部位の名称  |
|------|--|
| 1    | 眼球および眼球附属器   |
| 2    | 耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含む）および乳様突起                                |
| 3    | 鼻（副鼻腔を含む）  |
| 4    | 咽頭（扁桃を含む）および喉頭（声帯を含む）                                    |
| 5    | 口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺、上顎骨、下顎骨および顎関節                      |
| 6    | 甲状腺  |
| 7    | 食道   |
| 8    | 胃、十二指腸および空腸  |
| 9    | 小腸（十二指腸、空腸および回腸を含む）および大腸（盲腸（虫様突起を含む）、結腸および直腸を含む）         |
| 10   | 盲腸（虫様突起を含む）  |
| 11   | 直腸および肛門  |
| 12   | 肝臓、胆嚢および胆管   |
| 13   | 脾臓   |
| 14   | 肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭（肋骨および肋軟骨を含む）                           |
| 15   | 腎臓および尿管  |
| 16   | 膀胱および尿道  |
| 17   | 前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢                                    |
| 18   | 子宮、卵巣、卵管および子宮附属器<br>(異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を除く) |
| 19   | 乳房（乳腺を含む）  |
| 20   | 鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアに限る）                           |
| 21   | 頸椎部（当該神経を含む）   |
| 22   | 胸椎部（当該神経を含む）   |
| 23   | 腰椎部（当該神経を含む）   |
| 24   | 仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）                                       |
| 25   | 左肩関節部、左鎖骨および左肩甲骨   |
| 26   | 右肩関節部、右鎖骨および右肩甲骨   |
| 27   | 左股関節部  |
| 28   | 右股関節部  |
| 29   | 左上肢（左肩関節部を除く）  |
| 30   | 右上肢（右肩関節部を除く）  |
| 31   | 左下肢（左股関節部を除く）  |
| 32   | 右下肢（右股関節部を除く）  |
| 33   | 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る）                 |
| 34   | 脊椎（頸椎部、胸椎部、腰椎部、仙骨部および尾骨部を含む。また、各部の神経を含む）                 |
| 35   | 皮膚（頭皮を含む）  |



## 保険料口座振替特約条項

### 第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| 用語     | 定義  |
|--------|---|
| 指定口座   | 保険契約者の指定する口座のことをいいます。   |
| 提携金融機関 | 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等のことをいいます。(当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。) |
| 主約款    | この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。  |
| 振替日    | 払込期月中の当会社の定めた日のことをいいます。   |

### 第2条 特約の付加

この特約は、次の要件を満たす場合、保険契約者の申出によって保険契約（教育資金付こども保険（型変更権有）Ⅱ型の場合は、それぞれの被保険者部分を別個の保険契約とみなします。以下同じ。）に付加します。

1. 指定口座が提携金融機関に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座<sup>①</sup>へ保険料の口座振替を委任すること

### 第2条 備考

- ① 当会社が保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合は、その外部の機関の口座とします。

### 第3条 口座振替保険料率の適用

この特約を付加した保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約について、口座振替保険料率を適用します。

### 第4条 契約日の特例

- ① 保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- ② 当会社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにこれを当会社に払い込んでください。

### 第5条 保険料の払込み

- ① この特約を付加した保険契約の保険料は、主約款の規定にかかわらず、振替日<sup>①</sup>に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込んでください。
- ② 第①項の規定により払い込まれた保険料は、その振替日に払込みがあったものとします。

### 第5条 備考

- ① 振替日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は、その振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、払込期月の振替日①の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておいてください。
- ⑤ この特約を付加した保険契約の保険料については、当社は、領収証は発行しません。

**第5条 備考**

- ① 振替日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

**第6条 保険料口座振替ができなかった場合の取扱い**

- ① 払込期月の振替日①において指定口座の残高が保険料相当額に満たないなどの事由により口座振替ができなかった場合には、保険料払込方法（回数）に応じて次表のとおり取り扱います。

**第6条 備考**

- ① その日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

| 保険料払込方法(回数)           | 取扱い   |
|-----------------------|---|
| 年掛、新年掛、半年掛<br>または新半年掛 | 振替日の翌月の応当日①に再度口座振替を行ないます。   |
| 月掛                    | 翌月の振替日①に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が2カ月分の保険料相当額に満たないときには、払込期月の過ぎた1カ月分の保険料の口座振替を行ないます。 |

- ② 第①項の規定による保険料の口座振替ができなかった場合には、保険契約者は、払込期月の過ぎた保険料を保険料払込みの猶予期間の満了する日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

**第7条 諸変更**

- ① 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て、口座振替扱い以外の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するか、または保険料払込方法（経路）を口座振替扱い以外の方法に変更してください。
- ④ 当社は、当社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

**第8条 保険料の前納、自動振替貸付等**

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、口座振替保険料率の適用されている保険契約についても、一般の保険料率①を基準として貸付金額または払い込むべき延滞保険料額を計算します。

**第8条 備考**

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

**第9条 社員配当金の支払い**

- ① この特約を付加した保険契約の社員配当金の支払方法が現金で支払う方法の場合は、当社は、その社員配当金を指定口座に振り込むことによって保険契約者に支払います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 保険契約者と指定口座の名義人が異なる場合でも、第①項の規定により指定口座に振り込まれた社員配当金は、保険契約者が受け取ったものとします。

#### 第10条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 第2条に定める要件を満たさなくなったとき
2. 口座振替扱い以外の保険料払込方法（経路）に変更したとき
3. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

#### 第11条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

#### 第12条 第2回保険料から口座振替を行なう場合の特則

- ① 保険契約の締結の際、この特約を付加し、かつ、保険契約者から申出がある場合、第2回保険料から口座振替により保険料を払い込むこととすることができます。
- ② 第①項の場合、保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛または新半年掛の保険契約のときには、第4条（契約日の特例）の規定は適用せず、契約日は、主約款の規定に定めるところによります。
- ③ 第①項の場合、第5条および第6条の規定は、第2回以後の保険料について適用します。

#### 第13条 ダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険コースの被保険者の変更をする場合または生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則

この特約を付加したダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険コースについて被保険者の変更を当会社が承諾した場合、または生存給付金付定期保険について婚姻時の特別取扱いを当会社が承諾した場合は、主約款の規定にかかわらず、夫に関する告知のあった日の属する月の翌々月における契約応当日に被保険者の変更が行なわれたものとし、当会社は、その日から変更後の被保険者について責任を負います。

#### 第14条 家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の型の変更をする場合の特則

この特約を付加した保険契約に家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約が付加されている場合、家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の妻型もしくは子型から妻子型への変更を当会社が承諾したときは、家族保障特約条項、ファミリー定期保険特約条項、ファミリー保障特約条項、ファミリー退院給付特約条項またはファミリー新退院給付特約条項の規定にかかわらず、子または妻に関する告知があった日の属する月の翌々月における契約応当日に特約の型が変更されたものとし、当会社は、その日から変更後の特約の型による責任を負います。

#### 第15条 養育年金付こども保険の死亡給付金額の特則

口座振替保険料率が適用されている養育年金付こども保険の場合、死亡給付金額の計算の基準となる保険料は、一般の保険料率<sup>①</sup>による保険料とします。

#### 第15条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第16条 保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約、無配当災害保障付積立保険契約または医療保障保険（個人型）契約の場合の特則**

第3条（口座振替保険料率の適用）の規定にかかわらず、この特約を付加した保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約、無配当災害保障付積立保険契約または医療保障保険（個人型）契約については口座振替保険料率はありせん。

**第17条 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則**

この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、次の規定を読み替えます。

| 規定  | 読替前の字句     | 読替後の字句  |
|-----|------------|---|
| 第8条 | 保険料の自動振替貸付 | 自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出 |



「当社の定める率の利息」  
お取扱いの際の率によります

**第18条 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合の特則**

- ① 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合、第8条（保険料の前納、自動振替貸付等）第①項の規定にかかわらず、保険料の一括払いを取り扱います。
- ② 第①項の場合、その払い込むべき保険料は、口座振替保険料率が適用される保険契約についても、一般の保険料率<sup>①</sup>を基準にして計算し、当社の定める方法による割引をします。

**第18条 備考**

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

**第19条 3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に付加した場合の特則**

この特約を付加した3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険の場合には、次に定めるところによります。

1. 主契約に付加された特約について、口座振替保険料率を適用します。
2. 次の規定を読み替えます。

| 規定   | 読替前の字句                             | 読替後の字句                          |
|------|------------------------------------|---------------------------------|
| 第10条 | 3. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき | 3. この特約を付加した保険契約の保険料の払込みが終了したとき |

**第20条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則**

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

**第21条 5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合の特則**

この特約を5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第22条 5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）に付加した場合の特則**

この特約を5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 第3条（口座振替保険料率の適用）の規定にかかわらず、口座振替保険料率はありません。
2. 第6条を次のとおりに読み替えます。

**第6条 保険料口座振替ができなかった場合の取扱い**

① 払込期月の振替日<sup>①</sup>において指定口座の残高が保険料相当額に満たないなどの事由により口座振替ができなかった場合には、保険料払込方法（回数）に応じて次表のとおり取り扱います。

| 保険料払込方法<br>(回数) | 取扱い   |
|-----------------|---|
| 新年掛             | 振替日の翌月の応当日 <sup>①</sup> に再度口座振替を行いません。振替日の翌月の応当日にも口座振替ができなかった場合には、振替日の翌々月の応当日 <sup>①</sup> に口座振替を行いません。   |
| 月掛              | 翌月の振替日 <sup>①</sup> に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行いません。翌月の振替日にも口座振替ができなかった場合には、翌々月の振替日 <sup>①</sup> に3カ月分の保険料の口座振替を行いません。<br>ただし、指定口座の残高が2カ月分または3カ月分の保険料の合計額に満たないときには、指定口座の残高内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行いません。その場合の口座振替は、払込期月の過ぎた保険料のうち、払込期月の時期の早いものから順に行なうものとします。 |

② 第①項の規定による保険料の口座振替ができなかった場合には、保険契約者は、払込期月の過ぎた保険料を保険料払込みの猶予期間の満了する日までに当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

**第6条(読み替え後) 備考**

① その日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

**第23条 保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合の特則**

当会社が保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合は、第6条第①項所定の取扱いとは異なる取扱いをすることがあります。

(昭和58年4月2日実施)  
(令和4年4月2日改正)

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください



## 集団扱特約条項 (A)

### 第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| 用語      | 定義   |
|---------|--|
| 団体      | 会社、官公署等の団体（その事業所を含みます。）のことをいいます。                       |
| 個別の保険契約 | 団体から給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払いを受ける者を保険契約者とする保険契約のことをいいます。 |
| 団体の保険契約 | 団体を保険契約者とし、団体から給与の支払いを受ける者を被保険者とする保険契約のことをいいます。        |
| 主約款     | この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。                     |
| 取次代表者   | 団体の保険料取次に関する代表者のことをいいます。                               |

### 第2条 特約の付加

- ① この特約は、次のいずれかの要件が満たされ、団体と当社が集団扱いに関する契約を締結している場合、保険契約者の申出によって保険契約（教育資金付こども保険（型変更権有）Ⅱ型の場合は、それぞれの被保険者部分を別個の保険契約とみなします。以下同じ。）に付加します。
  1. 個別の保険契約の保険契約者または被保険者が10人以上あること
  2. 団体の保険契約の被保険者が10人以上あること
  3. 個別の保険契約の保険契約者と団体の保険契約の被保険者を名寄せして10人以上あること
- ② 第①項の人数については、保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛および新半年掛の保険契約を合算して、または月掛の保険契約のみにより、その人数を満たすことを要します。

### 第3条 集団保険料率の適用

- ① この特約を付加した保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛、新半年掛または月掛の保険契約について、次の各号の集団保険料率を適用します。

| 個別の保険契約の保険契約者の人数、<br>団体の保険契約の被保険者の人数または<br>両者を名寄せした人数 | 集団保険料率  |
|---|---------|
| 20人以上   | 集団保険料率A |
| 20人未満   | 集団保険料率B |

- ② 集団保険料率Aの適用を受けた場合でも、第①項の人数がいずれも20人を欠きその後6カ月を経過しても補充できないときは、当社は、適用する保険料率を集団保険料率Bに変更します。
- ③ 第2条（特約の付加）第②項の規定は、本条の場合に準用します。

### 第4条 契約日の特例

- ① 保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約の場合、保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間そ

その他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。

- ② 当会社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにこれを当会社に払い込んでください。

### 第5条 保険料の払込み

- ① この特約を付加した保険契約の第2回以後の保険料は、払込期月内に、取次代表者を経由して払い込んでください。
- ② 第①項の場合、取次代表者から当会社に払い込まれた時に、その保険料の払込みがあったものとします。
- ③ 取次代表者から保険料が払い込まれた場合には、保険料総額についての領収証を取次代表者に対して発行し、個々の領収証は発行しません。

### 第6条 保険料の前納、自動振替貸付等

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、集団保険料率の適用されている保険契約についても、一般の保険料率<sup>①</sup>を基準として貸付金額または払い込むべき延滞保険料額を計算します。

### 第6条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

### 第7条 社員配当金の支払い

この特約を付加した保険契約に対する社員配当金の支払方法について、当会社と団体との間に取りきめがあるときは、その方法によります。

### 第8条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 保険契約者が団体から脱退したとき
2. 第2条に定める人数がいずれも10人を欠き、その後6カ月を経過してもなお補充できないとき
3. 当会社と団体との間に締結された集団扱いに関する契約が解除されたとき
4. 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

### 第9条 主約款の規定の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

### 第10条 保険料取次協定書による場合の特則

団体に2以上の事業所があり、集団扱いに関する契約が締結されている事業所について第3条第①項の集団保険料率Aが適用される要件が満たされている場合には、当会社と保険料の取次ぎに関する協定を締結した他の事業所に属する保険料払込方法（回数）

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

が月掛の保険契約について、この特約による取扱いおよび集団保険料率Aの適用を受けることができます。この場合、第3条および第8条第2号の人数要件は適用しないものとし、また、次の規定を読み替えます。

| 規定  | 読替前の字句     | 読替後の字句       |
|-----|------------|--------------|
| 第8条 | 集団扱いに関する契約 | 保険料取次ぎに関する協定 |

**第11条** **ダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースの被保険者の変更をする場合または生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則**

この特約を付加したダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースについて被保険者の変更を当会社が承諾した場合、または生存給付金付定期保険について婚姻時の特別取扱いを当会社が承諾した場合は、主約款の規定にかかわらず、夫に関する告知のあった日の属する月の翌々月における契約応当日に被保険者の変更が行なわれたものとし、当会社は、その日から変更後の被保険者について責任を負います。

**第12条** **家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の型の変更をする場合の特則**

この特約を付加した保険契約に家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約が付加されている場合、家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の妻型もしくは子型から妻子型への変更を当会社が承諾したときは、家族保障特約条項、ファミリー定期保険特約条項、ファミリー保障特約条項、ファミリー退院給付特約条項またはファミリー新退院給付特約条項の規定にかかわらず、子または妻に関する告知があった日の属する月の翌々月における契約応当日に特約の型が変更されたものとし、当会社は、その日から変更後の特約の型による責任を負います。

**第13条** **養育年金付こども保険の死亡給付金額の特則**

集団保険料率が適用されている養育年金付こども保険の場合、死亡給付金額の計算の基準となる保険料は、一般の保険料率<sup>①</sup>による保険料とします。

**第13条** **備考**

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

**第14条** **保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約の場合の特則**

この特約を付加した保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約については、保険契約者または被保険者を第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件または第3条の集団保険料率適用の際の人数要件の計算に算入することができますが、集団保険料率はありません。

**第15条** **変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則**

この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、次の規定を読み替えます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

| 規定  | 読替前の字句     | 読替後の字句   |
|-----|------------|--|
| 第6条 | 保険料の自動振替貸付 | 自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出 |

**第16条 契約日が昭和56年4月1日以前の保険契約の場合の特則**

契約日が昭和56年4月1日以前の保険契約で、集団保険料率Aが適用されている保険料払込方法（回数）が半年掛または月掛の保険契約について、保険金または給付金等の支払事由が発生したことにより保険契約が消滅したときに、保険金または給付金等の支払事由が発生した日の属する保険年度の保険料に未払込分があれば、保険金または給付金等から差し引きます。

**第17条 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合の特則**

- ① 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合、第6条第①項の規定にかかわらず、保険料の一括払いを取り扱います。
- ② 第①項の場合、その払い込むべき保険料は、集団保険料率Aが適用される保険契約については集団保険料率Aを基準にして計算し、集団保険料率Bが適用される保険契約については一般の保険料率<sup>①</sup>を基準にして計算し、当会社の定める方法による割引きをします。

**第17条 備考**

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

**第18条 最終生存者終身保険契約の場合の特則**

この特約を付加した最終生存者終身保険契約については、第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件または第3条の集団保険料率適用の際の人数要件の計算にあたって被保険者は1人として計算します。

**第19条 3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に付加した場合の特則**

この特約を付加した3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険の場合には、次に定めるところによります。

- 1. 主契約に付加された特約について、集団保険料率を適用します。
- 2. 次の規定を読み替えます。

| 規定  | 読替前の字句                             | 読替後の字句                          |
|-----|------------------------------------|---------------------------------|
| 第8条 | 5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき | 5. この特約を付加した保険契約の保険料の払込みが終了したとき |

**第20条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則**

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

（昭和46年6月2日実施）  
（令和4年4月2日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

## 集団扱特約条項 (B)

### 第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| 用語      | 定義                                     |
|---------|--|
| 団体      | 組合、連合会、同業組合等の団体のことをいいます。               |
| 個別の保険契約 | 団体の加盟者を保険契約者とする保険契約のことをいいます。           |
| 団体の保険契約 | 団体を保険契約者とし、団体の加盟者を被保険者とする保険契約のことをいいます。 |
| 主約款     | この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。     |
| 取次代表者   | 団体の保険料取次に関する代表者のことをいいます。               |

### 第2条 特約の付加

- ① この特約は、次のいずれかの要件が満たされ、団体と当社が集団扱いに関する契約を締結している場合、保険契約者の申出によって保険契約（教育資金付こども保険（型変更権有）Ⅱ型の場合は、それぞれの被保険者部分を別個の保険契約とみなします。以下同じ。）に付加します。
  1. 個別の保険契約の保険契約者または被保険者が10人以上あること
  2. 団体の保険契約の被保険者が10人以上あること
  3. 個別の保険契約の保険契約者と団体の保険契約の被保険者を名寄せして10人以上あること
- ② 第①項の人数については、保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛および新半年掛の保険契約を合算して、または月掛の保険契約のみにより、その人数を満たすことを要します。

### 第3条 集団保険料率の適用

この特約を付加した保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛、新半年掛または月掛の保険契約について、集団保険料率Bを適用します。

### 第4条 契約日の特例

- ① 保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約の場合、保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- ② 当社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当社が指定した期日までにこれを当社に払い込んでください。



**第5条 保険料の払込み**

- ① この特約を付加した保険契約の第2回以後の保険料は、払込期月内に、取次代表者を經由して払い込んでください。
- ② 第①項の場合、取次代表者から当会社に払い込まれた時に、その保険料の払込みがあったものとします。
- ③ 取次代表者から保険料が払い込まれた場合には、保険料総額についての領収証を取次代表者に対して発行し、個々の領収証は発行しません。

**第6条 保険料の前納、自動振替貸付等**

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、集団扱保険料率Bの適用されている保険契約についても、一般の保険料率<sup>①</sup>を基準として貸付金額または払い込むべき延滞保険料額を計算します。

**第6条 備考**

<sup>①</sup> 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

**第7条 社員配当金の支払い**

この特約を付加した保険契約に対する社員配当金の支払方法について、当会社と団体との間に取りきめがあるときは、その方法によります。

**第8条 特約の消滅**

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

- 1. 保険契約者が団体から脱退したとき
- 2. 第2条に定める人数がいずれも10人を欠き、その後6カ月を経過してもなお補充できないとき
- 3. 当会社と団体との間に締結された集団扱いに関する契約が解除されたとき
- 4. 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- 5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

**第9条 主約款の規定の準用**

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

**第10条 ダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースの被保険者の変更をする場合または生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則**

この特約を付加したダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースについて被保険者の変更を当会社が承諾した場合、または生存給付金付定期保険について婚姻時の特別取扱いを当会社が承諾した場合は、主約款の規定にかかわらず、夫に関する告知のあった日の属する月の翌々月における契約応当日に被保険者の変更が行なわれたものとし、当会社は、その日から変更後の被保険者について責任を負います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第11条 家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の型の変更をする場合の特則**

この特約を付加した保険契約に家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約が付加されている場合、家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の妻型もしくは子型から妻子型への変更を当社が承諾したときは、家族保障特約条項、ファミリー定期保険特約条項、ファミリー保障特約条項、ファミリー退院給付特約条項またはファミリー新退院給付特約条項の規定にかかわらず、子または妻に関する告知があった日の属する月の翌々月における契約応当日に特約の型が変更されたものとし、当社は、その日から変更後の特約の型による責任を負います。

**第12条 養育年金付こども保険の死亡給付金額の特則**

集団保険料率Bが適用されている養育年金付こども保険の場合、死亡給付金額の計算の基準となる保険料は、一般の保険料率<sup>①</sup>による保険料とします。

**第13条 保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約の場合の特則**

この特約を付加した保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約については、保険契約者または被保険者を第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件の計算に算入することができますが、集団保険料率Bはありません。

**第14条 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則**

この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、次の規定を読み替えます。

| 規定  | 読替前の字句     | 読替後の字句  |
|-----|------------|---|
| 第6条 | 保険料の自動振替貸付 | 自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出 |

**第15条 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合の特則**

- ① 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合、第6条第①項の規定にかかわらず、保険料の一括払いを取り扱います。
- ② 第①項の場合、その払い込むべき保険料は、集団保険料率Bの適用される保険契約についても、一般の保険料率<sup>①</sup>を基準にして計算し、当社の定める方法による割引きをします。

**第12条 備考**

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

**第15条 備考**

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

**第16条 最終生存者終身保険契約の場合の特則**

この特約を付加した最終生存者終身保険契約については、第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件の計算にあたって被保険者は1人として計算します。

**第17条 3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に付加した場合の特則**

この特約を付加した3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険の場合には、次に定めるところによります。

1. 主契約に付加された特約について、集団保険料率Bを適用します。
2. 次の規定を読み替えます。

| 規定  | 読替前の字句                             | 読替後の字句                          |
|-----|------------------------------------|---------------------------------|
| 第8条 | 5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき | 5. この特約を付加した保険契約の保険料の払込みが終了したとき |

**第18条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則**

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

(昭和46年6月2日実施)  
(令和4年4月2日改正)







# 保険のことば

## ～主な用語のご説明～

●太字の用語は他の項目で説明しています。 ●→の用語もご参照ください。

### か

#### 給付金

【きゅうふきん】

→【保険金／給付金】

#### 契約応当日

【けいやくおうとうび】

契約日に対応する日のことで、年単位、半年単位、月単位の3つの契約応当日があります。

(例) 契約日が2017年5月1日の保険契約の場合、

- ・年単位の契約応当日：2018年以降毎年の5月1日
- ・半年単位の契約応当日：2017年11月1日以降毎年の5月1日および11月1日
- ・月単位の契約応当日：2017年6月1日以降の毎月1日

#### 契約日

【けいやくび】

保険契約が始まる日をいい、**保険期間**の起算日や**年齢**の計算の基準日になります。

この保険の場合、**責任開始日**の属する月の翌月1日が契約日となります。

#### 告知／告知義務／告知義務違反

【こくち／こくちぎむ／こくちぎむいはん】

**被保険者**の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことらについて、事実をありのままに報告していただくことを告知といいます。

保険契約の申込みなどの際、**保険契約者**および**被保険者**にはこの告知を行う義務（告知義務）があります。その際に事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として保険契約を解除したり、詐欺として保険契約を取消したりすることがあります。

### さ

#### 失効

【しっこう】

保険料のお払込みの**猶予期間**を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

→【払込期月】

#### 支払事由

【しはらいじゆう】

給付金などが支払われる場合のことをいいます。**被保険者**の入院などがこれにあたります。

→【免責事由】

#### 死亡時支払金受取人

【しほうじしはらいきんうけとりんにん】

**被保険者**が死亡したときに、死亡給付金などを受け取る人のことをいい、**保険契約者**が指定します。

#### 社員配当金

【しゃいんはいとうきん】

決算で生じた剰余金から**保険契約者**に分配されるお金のことをいいます。

#### 主契約／特約

【しゅけいやく／とくやく】

**主約款**（普通保険約款）に記載された契約内容を主契約といい、**特約条項**に記載されている契約内容を特約といいます。特約だけで契約することはできません。

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

#### 主約款（普通保険約款）

【しゅやっかん（ふつうほけんやっかん）】

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

## 責任開始時／責任開始日

【せきにかいしじ／せきにかいしび】

保険契約上の保障が開始する時点を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

## 責任準備金／積立金

【せきにんじゅんびきん／つみたてきん】

将来の給付金などをお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てています。この積立金のことをいいます。

# た

## 第1回保険料相当額

【だいいっかいほけんりょうそうとうがく】

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払込みいただくお金の中で、第1回保険料充当金ともいいます。保険契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

## 定款

【ていかん】

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

## 特約

【とくやく】

→【主契約／特約】

## 特約条項

【とくやくじょうこう】

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

# な

## 年齢の計算

【ねんれいのけいさん】

ご契約時の被保険者の保険契約上の「年齢」は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。ご契約後の被保険者の「年齢」は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

# は

## 配当金

【はいとうきん】

→【社員配当金】

## 払込期月

【はらいこみきげつ】

保険料をお払込みいただく月のことをいいます。保険料の払込回数に応じ、次の契約応当日が属する月の1日から末日までになります。

- 新年掛：年単位の契約応当日
- 新半年掛：半年単位の契約応当日
- 月掛：月単位の契約応当日

## 被保険者

【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が入院や手術などをした場合に給付金などが支払われます。

## 返戻金

【へんれいきん】

保険契約が解約された場合などに保険契約者にお戻しするお金のことをいいます。

## 保険期間

【ほけんきかん】

保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

## 保険金／給付金

【ほけんきん／きゅうふきん】

被保険者が入院などの支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

## 保険契約者

【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料のお払込みなど）を持つ人のことをいいます。

## 保険証券

【ほけんしょうけん】

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保障の額や保険期間などを記載しています。

## 保険年度

【ほけんねんど】

契約日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。契約日からの最初の1年間を第1保険年度といい、以後、第2保険年度、第3保険年度…と続きます。

## 保険料

【ほけんりょう】

給付金などの対価として保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。

### 保険料の払込回数／保険料払込方法（回数）

【ほけんりょうのはらいこみかいすう／ほけんりょうのはらいこみほうほう（かいすう）】

保険料の払込回数には、年に1回払い込む新年掛、半年に1回払い込む新半年掛、毎月払い込む月掛があります。

→【払込期月】

### 保険料の払込経路／保険料払込方法（経路）

【ほけんりょうのはらいこみけいろ／ほけんりょうのはらいこみほうほう（けいろ）】

保険料の払込経路には、口座振替によるお払込み、給与引去りによるお払込みなどがあります。

## ま

### 免責事由

【めんせきじゆう】

被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは給付金などが支払われなことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

## や

### 約款／主約款（普通保険約款）／特約条項

【やっかん／しゅやっかん（ふつうほけんやっかん）／とくやくじょうこう】

約款は、お支払いする場合や、保険料のお払込みなど、保険契約の内容をあらかじめ定めたものです。

このうち、保険契約者と当社との間の基本的な取り決めを主約款（普通保険約款）といい、追加的な取り決めを特約条項といいます。

→【主契約／特約】

### 猶予期間

【ゆうよきかん】

払込期月に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込みがないと保険契約は解除となりまたは失効します。

### 予定利率

【よていりりつ】

保険料は、将来見込まれる資産運用の収益をあらかじめ割り引いて算出していますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

## 説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

| 特に                                     | しよりの<br>ページ |
|--|-------------|
| ● 保険契約のお申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)        | 9           |
| ● 保険の特徴と仕組み                            | 11          |
| ● 健康状態や職業などの告知                         | 15          |
| ● 保障の開始                                | 17          |
| ● 給付金などをお支払いできない場合                     | 37          |
| ● 保険料の払込回数など                           | 50          |
| ● 保険料の払込経路                             | 52          |
| ● 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、失効取消) | 53          |
| ● 解約と返戻金                               | 59          |

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

お電話によるお問い合わせ窓口

## コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜 (除く祝日・年末年始) 9:00～18:00

土曜 (除く祝日・年末年始) 9:00～17:00

お問い合わせは契約者ご本人さま、給付金・保険金のご請求は被保険者さままたは受取人さまからお願いいたします

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 電話 03-3283-8111(代表)

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命

検索

